398
121

34.8.25

和歌山縣那賀郡誌

大正
13. 3. 5
内交

田伏 鎌談（西農志）

神谷 南方 高田 右藤 三木 南藤田 三木 豊田 井関 中井 中谷 會和 紙谷 扇井 増田

小池 三木 南藤田 三木 豊田 井関 中井 中谷 會和 紙谷 扇井 増田

岡 右藤 南藤田 三木 豊田 井関 中井 中谷 會和 紙谷 扇井 増田

中島 高山 井谷 蓼 蓼 部本 神道 保垣 水清

野 井谷 蓼 蓼 部本 神道 保垣 水清

庄田 村木 相澤 谷 毛

字 治 非 高 直 土 田 稲 田 高 直 土 田 稲 田

山本郡長 奥 字 田 坂上 山田 妹背

田谷（鶴巻温泉）西高生
鶴谷　武
岡　中
小嶋　啓
平田　三子
玉田　林
木田　敏
谷井　玉
藤原　國雄
水野　雅
北谷　泰
高山　幸
三木　永
鶴田　博
鶴田　三木
北谷　中井
中谷　秋男
鶴田　秋雄
山本温泉
鶴田　山
高橋　正
平塚　井

津村重兵衛

兒玉仲兒

中西光三郎

吉村角次郎

千田軍之助

吉林黄太顺

中西光三顺

千田軍之顺

柴林重兵濟

泉正仲泉

378-121

編纂結了に臨みて

筆を載せて二年十ヶ月。一郡の史實を編んで檢索未だ深からず、資料の選擇緩急を失ふ。編者由來菲才寡聞にして史眼を有せず、觀察頗鈍く、其の器に非ずして此の重任を負ふ既に誤れり而して輯錄する所上下合して二千二百餘頁內容雜糅敍事亦體を失し遂に責を全ふする能はざりしは深く當路に向つて謝せざるを得ざるなり。然りと雖史はもと原本の意を失せず之を後世に傳ふるを以て上乘とし史家の苦心亦多く玆に存すと云ふ。我郡誌は多く先人の蹤跡を辿り勉めて原文を尊重せるよりすれば假令虎を描きて得ずとするも其の猫たるを得るなからんか

大正十二年一月

編者識

和歌山縣那賀郡誌　下卷

第五編　教育誌

目次

一　藩治以前の教育……（一）
二　藩治時代の教育……（一）
父母狀＝寺小屋＝庶民教育程度の實例＝鄉學……（五）
三　明治時代……（三〇）
1　學制發布以前
2　第一期
學制の發布
3　第二期
教育令發布當時郡內學事狀況＝改正教育令發布以後＝
小學校令＝試驗萬能時代
4　第三期＝學區廢合＝小學校

改正小學校令＝學區組合＝小學校の統一
5 第四期
小學校令の改正＝教科書事件＝諸施設＝義務教育年限延長＝内容充實＝指示事項の徹底＝最近教育思潮
6 私塾
森田塾＝猛山學校
7 郡立農蠶學校
8 高等女學校
9 粉河中學校
10 實業補習學校
11 青年會＝附青年自治講習會
12 圖書館及文庫
13 教育會

第六編 神祇誌……（一四〇）

一 沿革の大略……（一四〇）
二 郡内の各神社……（二五一）
岩出大宮＝船津八幡神社＝野上八幡社＝山崎神社＝荒田神社＝海神社＝春日神社＝宍伏八幡社＝東屋御前社＝上田井八幡社＝川原丹生神社＝產土神社＝岸本神社＝大神社＝气比神社＝熊野神社＝須佐神社＝大年神社＝十三神社＝國主神社＝小倉神社＝上小倉神社＝風市神社＝王子神社＝上岩出神社＝坂本神社＝日吉神社＝日吉神社＝浦上神社＝一之宮神社＝中之宮神社＝日吉神社＝羊ノ宮＝若宮八幡宮(打田)＝若宮八幡宮(尾崎)＝岸宮八幡宮＝丹生神社(西山)＝九頭東屋神社＝九頭神社(荒見)＝楠神社＝九頭神社(麻生津中)＝御船神社＝丹生神社(名手下)＝丹生神社(北)＝大多羅乳女神社＝小川八幡宮＝熊野神社＝丹生狩場神社＝丹生神社(長谷宮)＝丹生神社(眞國)＝丹生神社(志賀西野)＝丹生神社(垣内)＝鞆淵八幡社
三 明治時代の神祇……（三一二）
諸令達＝神社の合併＝郡内神社表＝神職會

第七編　宗教誌……（三三七）

一　佛教の傳來……（三三七）

二　奈良朝時代と平安朝時代の佛教……（三四〇）

神佛習合說＝國分寺＝粉河寺＝帝釋寺＝福琳寺＝彌气山室堂＝阿彌陀寺＝滿福寺＝延命寺＝常樂寺＝閼伽井寺＝安祥寺＝空海高野山を開く＝湯窪の大師＝權現寺＝根來山の草創＝大日寺＝毘沙門寺＝地福寺＝歡王寺＝龍藏院＝修禪尼寺＝觀音寺

三　鎌倉時代の佛教……（三八一）

根來山の其後＝金剛寺＝智足寺＝法然寺の開基國主院藥師寺

四　南北朝以後の佛教……（三九二）

高野山＝根來山＝小倉光嚴寺＝興山寺＝極樂寺＝長田觀音＝釜瀧藥師

五　德川時代……（四〇五）

德川氏の對佛教政策＝金光教＝天理教＝高野山＝根來寺＝其の後の粉河寺＝智足院＝傳法寺＝日蓮宗の勃興＝誠證寺＝蓮經寺＝正福寺＝法華寺

六　明治時代……（四四六）

宗教制度の變改

七　基督教……（四五五）

八　郡内寺院表……（四六一）

第八編　社會誌……（四七七）

一　藩治時代の社會的施設……（四七七）

1　社倉の制

2　御救米＝御救粟＝罹災者救恤＝醫療施藥

3　非人乞食の取締

4　留守中法令

二　縣治時代の社會政策……（五〇七）

1　第一期

2　第二期

3　第三期

窮民救助＝思想の變遷＝米の廉賣救濟＝民力涵養＝部落改善＝軍事救護法

第九編　衞生誌……（五六三）

一　藩治時代＝虎列剌＝痲疹＝疱瘡……（五六三）
二　縣治時代＝傳染病流行の沿革＝郡醫……（五六七）
醫事會の活動＝赤痢病＝腸窒扶斯＝虎列剌＝流寒＝醫師現在表

第十編　交通誌……（六〇四）

一　上古の交通＝南海驛路＝牟漏御幸道……（六〇四）
二　藩治時代の主なる街道……（六一〇）
三　驛制＝藩治以前＝藩治時代の交通政策……（六一六）
四　縣治時代の土木……（六三八）
主要なる道路＝道路法の發布＝縣道路線認定＝郡道認定
五　鐵　道……（六七九）
關西線＝野上輕鐵

第十一編　風俗誌……（六九九）

一　藩治時代の概觀＝御祓降り……（六九九）
二　明治初年の弊風＝淫猥＝賭博＝賄賂＝富籤……（七一七）
三　斬髮令……（七二五）
四　明治初年農民の生活狀態＝服裝＝食事＝住居……（七二八）
五　盆踊附三船踊……（七三八）
六　最近の風俗……（七四二）
1　部民の特質
2　習　慣
3　生活狀態＝食物＝衣服
4　結　婚
5　出　產
6　葬　儀
7　建　築
8　講　事
9　年中行事＝附神宮寺年中行事

10 其の他の習俗＝村笠＝影膳＝蟲送り＝火上げ＝御供
七 祭　祀……（七八五）
齋剌祭＝いつちよぎり＝粉河鎭守祭貴志の大飯＝當屋
＝稻荷の施行
八 傳　說……（七九八）
雷松＝檜柏樹と捻石＝國主淵面の由來＝白岩谷＝住持
が池＝龍門山大蛇の事＝小倉の蛙＝秤石＝長田志野雨
庄の山論＝大崎太刀＝彌助の窟＝小原淵＝覺鍛上人の
母橋氏＝弘法大師と上岩出村＝石川五右衞門＝作兵衞
無限の鐘＝名工某＝荒神山＝疱瘡神祠＝前鬼
九 歌　謠……（八一八）
第十二編　名所舊蹟誌……（八二三）
一 名　所……（八二三）
岩出＝春日の森＝藤崎＝國主淵＝星川＝那賀寺不動＝
根來山＝龍門山＝桂谷の奇木＝祕文瀧＝不動瀧
二 舊　蹟……（八四〇）

玉塚＝御殿山＝勒操塚＝大師堂＝甚五郎井＝塔之芝＝
古市ノ辻＝田村將軍塚＝根來古城＝古和田城墟＝春日
山の城跡＝八郎が峯＝藤原秀鄕の墓＝明算上人誕生地＝
花の井＝袈裟坂＝三ッ塚＝奥堂遺跡＝愚賀故居＝大伴
船主故居＝木村長門守誕生井＝鎌垣行宮趾＝御所芝＝
猿岡山ノ城跡＝古戰場としての粉河＝玉垣勾頓宮＝陽
山御殿趾＝名手嚴城跡＝山中彈正の居城＝至一上人誕
生地＝宇野若狹守城趾＝穴伏の城跡＝吐前城跡＝吐前
王子社＝御木森神社の遺跡＝御茶屋御殿＝尼が岡修禪
尼寺＝美福門院之墓＝取休山＝鹽塚＝妙法塘＝長塚＝
阿字堂＝愚中庵善通寺＝龍門山の古城址＝茶臼山の城
跡＝飯盛山城跡＝地藏側＝鐘子塚＝成敗田＝河野城墟＝
上ノ城＝鉢伏山城跡＝椿ノ森＝樺の古城址＝根來窪＝
勝谷城址＝權別當の城跡＝山伏の行所＝中津川＝鷲川
三 古建築物……（八八七）
多寶塔＝大師堂＝不動堂＝大御堂
四 珍石名木……（八八九）

第十三編　著姓人物誌

一　著姓……（一〇）

大伴氏‖貴志氏‖野上氏‖中氏‖奥氏‖平野氏‖庄司氏‖富松氏‖畠山氏‖荒見氏‖山本氏‖河野氏‖津田氏‖橋口氏……（九〇一）

二　人物……（九〇七）

明算上人‖良禪‖覺鍐上人‖五智坊融源‖賴瑜僧正‖信譽上人‖日秀和尚‖賴玄和尚‖玄宥僧正‖專譽僧正‖野山檢校（本郡出身者）‖天英法印‖泰然‖寂隱‖願海‖小密茶坊‖井澤彌惣兵衞‖左甚五郎‖太郎作‖田原一安‖華岡隨賢‖孝子列傳‖強力者幽眞‖森田節齋‖無弦女史‖河野木川‖中尾靖軒‖中西光三郎‖兒玉仲兒‖千田軍之助‖小堀藤太‖河野秀貞‖津村重兵衞‖吉村角次郎‖黒田惠一郎……（九二六）

和歌山縣那賀郡誌下卷目次終

398-121

和歌山縣那賀郡誌　下卷

第五編　教育誌

一　藩治以前の教育

我郡に於ける狹義の教育即ち學校教育の起原は固より深からず室町幕府の中頃より世は戰鬪に蔽はれて文教全く地に墮ち僅に諸山の僧侶に依りて其命脈を維持せるの時に當り武士若くは上流社會の子弟の學に志すもの皆寺僧につき學ばざるを得ざりき此時に當り寺院を學校とし僧侶を教師とする一種の教育機關は形成せられたり之れ所謂寺子屋なるものゝ起原なりと雖も我郡の如きは此際未だ文華に志すもの殆んどなく隨つて斯る機關備はらざりしが如し降りて江戸時代に入り此種の教育場は紀伊一國に普及して山間僻邑に至る迄皆讀書の聲あらざるなきに至れりと言ふ寺子屋文集に言ふ「明治五年壬申太政官學制御布告以前當國市町村に於て數十年來寺子屋と唱へ習字而已を教授するもの到る處に有之士族以下若くは士農工商の子弟兒童七八歲より師匠に從て手習を爲す」云々とあるのみにて明確に其年代を記するなけれども惟ふに紀藩主十代治寶の時學事を奬勵せし爲一藩風を成し遂に都鄙到る處に手習師匠なるもの出でしに非らざる

なきか當時固より制度を以て强ひたるに非らず唯民間に於て僧侶儒者浪人醫師等の附近の子女を集めて自由に教授せるに始りしなれば其年月固より知るを得ざれども昌平日久しく文教日に月に進むに及び民間亦此趨勢に促され茲に初めて郡内所々に寺小屋なる庶民教育場の勃興せるものと見て誤なからんか然れども若し夫れ廣義の教育即社會教育に至りては其源を發する遠く古代に在りしを認めざるべからず文獻徵するに足るものなく如何なる程度に教化の行はれしやは知るべからざれども兎も角神を中心として自然界の特種の現象は悉く神の所爲となし畏敬尊崇するの念甚熾烈なりしこと郡内往古より既に幾多の例證を存す災禍あらば神怒に觸れしとなし邪惡は神罰を免る能はざるものと信じ僅に祈禱により凶禍を脱し禮祭によりて吉福を得んことを願ふ此心理狀態は當時社會の如何なる階級にも深く浸潤滲透し牢固たる信念となりて容易に拔くべからざるに至れり其後印度思想傳播するに及び益〻此氣風を煽り因果應報の理を以て社會を善導せんとし遂に妄誕無稽の怪話邪説迄も滔々として人心を支配し佛の功德に隨喜の涙を垂れ神威の尊嚴に渴仰の眞意を捧げ人間正道を離れて神佛の崇りを免るゝ能はざるものとなし「冥加が恐ろし」なる一語は偉大なる勢力となりて子より孫に傳へられ永く教化の金科玉條となれり聖武天皇の世に置かれたる僧尼の二國分寺は宗教播布の趣旨たる勿論なりと雖も直接間接に社會教育の中

心場となりしは亦知るべきのみ日本教育史に云ふ「聖武天皇は大に信教を奬勵し給ひ至尊の身を以て三寶の奴とまで稱し給ひ且光明皇后は御身を以て千人の垢を流し給ひし程の勢なりしかば當時一般の社會思想は翕然として信仰の方向に向へることは宜なり殊に僧尼の二國分寺を置き國師なるものをして教育の任に當らしめぬ蓋國師は當時各地に置かれし國博士に相應せるものにて兩々相俟ちて地方教育の重鎭を爲せる者なるが故に其効果の顯著なりしことは推して知るべきなり然れども國學の方は地方上流の官人を以て目的となし國分寺の方は此の如き偏狹の者に非らず社會全部の教育を以て目的となせる者なるが故に一般家庭に及ぼせる影響孰れか大なるかは辯明を要せざるべし」云々とありて國學は主として郡司の子弟を取るべき制にして若し數に滿たざれば初めて庶民より補充せし迄にて學生の數も大國五十人上國四十人中國三十人下國二十人の定員なれば其範圍の狹小なること知るべく一般衆庶は全く關知せざりしなり之に反して國分寺の社會教育上に於ける地位と勢力は頗る偉大なるものありき然り而して紀伊國國分寺は本郡の河北人口最も稠密なる地方に建設せられ一國教化の源泉たらしめしが勸學院の雀は蒙求を囀ると云ふ本山所在地たる我那賀郡は他に比して文化の吸收に頗る便宜の地位に存し風教感化の及ぶ一層濃厚なるべき理なり加ふるに粉河寺の如き高野山の如き將根來寺の如きありて名僧智識の輩出

するに及び布教に從事する外或は講莚を開きて子女を教養し或は說教によりて老若を教化する等大に教育事業に盡瘁せしかば官設の教育機關と相俟つて智德荐りに陶冶修練され風教次第に醞釀され一郡の民俗靡然として作興せり然るに鎌倉時代となりて幕府京洛文弱の弊に懲りて武士階級に向つて荐りに尙武剛健の氣風を鼓吹せしかば所謂鎌倉武士の簡易剛強朴訥尙武の氣象漸次民間にも傳播し來り當時の民風一種特異の武弁を重じ實踐教育の大成を見るに至れり是に於てか文教全く地に墮ち從來頗る有力なりし國學及民間宗教家の施設も全然荒廢に歸し官人の子弟は勿論一般平民は智識を錬磨する途なく無學文盲の狀態に陷て經過する外なく學校教育方面より觀察する時は支離滅裂の狀態なりしなり續いて室町時代となりては守護地頭は一般の教育に關して何等顧慮を拂はざりしも獨り諸山の僧徒劍戟の間にも學侶の一派ありて念佛讀經の傍密に學を講じ文を練り宗教道德を鼓吹せり然るに戰國擾亂の世文筆の如き閑事業に沒頭するもの殆ど無く戰塵の巷に居りて何時財産生命を脅かさるゝやも知れざるの際思を子弟教育に寄するを得ざれば庶民の學問に志すものとては絶無と云ふも不可なかりしなり智育此の如くなりしと云へ宗教心涵養に至りては僧徒自己勢力扶植上力を極めて鼓吹し果ては武力をも併せ用ひて人心の收攬統治に苦心せりと言ふ當時の特徵としては鎌倉時代の遺鉢を傳へて何事も實踐を重んじ人々盛るゝばかりの熱情を有し言行に表裏なく一片然諾を重んじて難に赴くの犧牲的精神自ら凜乎として冒すべからざるものありしは偏に信仰心に胚胎せずんばあらざるなり此等の僧徒戰國の世に處して自己防衛の策を講せんと欲せば武を練らざるべからず是を以て盛に兵杖を蓄へ其威力侮るべからざるものありしとは言へ織田豐臣の强を以てして俄に我紀北の地に意を逞ふする能はざりし所以のもの蓋し尊佛敬神の思想深く人心に徹底し宗祖の爲には身命を拋つを人間最上の義務とし佛敵神敵は如何なる犧牲を拂ふも之を膺懲せざるべからず自己の卑怯未練の行動は直ちに宗祖の德を損傷するとの觀念甚强固なるものありしを以てなり高野雜賀太田根來の如き皆然らざるはなし從て此等諸雄の支配圈内に屬せる當時領民の意氣亦想像するに難からず氏神を以て崇敬の中心とし菩提寺を以て歸依の靈場とし心身は私のものに非ずして領主に屬すべきものと深く信せり是に依りて之を見れば宗教教育の勢力の偉大なる亦驚嘆せざるを得ざるなり斯くて江戸時代に入るや迄は武士も庶民も教育の中心は常に僧侶とし寺院を學問の稽古場となせるなり

二　藩治時代の教育

德川氏の初に當り文教を以て世を率ゐんとし盛に儒者を聘して書を講せしめ大に學事を奬勵せしかば儒學大に起れり文運彬々として發達せり然れども儒者の

書を講じ經を談ずるを聽くを得るものは士分以上のものにして庶民は其恩典に與るを得ず多くは無學文盲にして不可解のことあらば僅に寺僧に倚りて其必要を辨せり當時寺僧は村邑に於ける物知として百姓の相談相手たりき故に未だ此時郡村に於て學校教育なるものあらざりしなり左の賴宣時代に於ける事實の如きは當時僻村の半面を描寫して餘蘊なく如何に下層民が無智無教育なりしかを說明するものなり是を以て賴宣先づ社會教育宣揚の急務なるを認め國民道德の基準を樹て以て民俗を作興せんと欲せり彼の有名なる父母狀は斯くして生れたるものにして之によりて領內を撫育し庶民道德の寶典たらしめたり實に父母狀は維新前に於ける紀勢二國の教化の根本にして道德の源泉となりしもの然も歷代の藩主之を崇嚴無極のものとなし機會ある毎に其趣意を說き諄々誨へて倦まざりしかば深く下層社會に迄浸潤徹底して或は掛軸に或は手習本に之を描出し人口に膾炙するに至り勿體なき訓言として尊崇雷ならざりき賴宣の父母狀をもつて示さんのするに至りし動機を「南龍公御事略」によりて

父母狀

「有名な父母狀は萬治三年の正月に御作りになつたが其數年前熊野の奥で親を慘殺した不孝者が出たのである彼は捕へられて訊問に會つても一向平氣で斯ういふのであつた「他人の親を殺してもしたならば御尤を蒙りませうが殺したのは自分の親此の親は始終我がまゝばかりいふて毎日家內の者を困らせまするによつて殺しましたこんな奴を殺したとて何で罪になりませう」憐むべし彼は不孝の極重罪人たることを知らない程の愚民である係りの役人は詞を盡して其の罪をさとしても彼は少しも承服しない役人等は困り果てゝ殿へ其旨を言上に及んだ夏のことで殿は扇を使ひながら聞召された聞き終つて扇を額杖についてしばらくさしうつむいて御詞もなく考へて居られたがしばらくして「さても〳〵熊野山中邊鄙とはいひながら我が領分の內である鳥獸すら尙孝行は存じて居る況んや下賤なりとも人に於てをや禽獸に劣りし行を致せる事實は彼の罪にあらず我が政道の屆かざる不德の致す所なり」とて責を御自身に引負けられ涙ながらに「さるにても斯る愚民を其儘に罪すべきにあらず孝の尊さをさとし聞かせん」とて當時御抱の儒者李梅溪を獄中にやつて毎日彼に孝經の意味を說き聞かせた初の中はやはりの無效であつた併し三年も經つて此教誨師の力で彼は初めて孝行の尊さを悟つた或日彼は初めて涙を流し自分の罪をざんげした「さて〳〵今まで斯うまで親の有難いことを知らずに誠に勿體ないことを致しそれ故御上にも御苦勞をかけ奉ることいはん方なし斯くこの道を存じたる上はしばらくも天道の光を受けんこと怖し早く御仕置仰付けられませ」役人どもは大に喜んで此の旨殿に言上に及ぶと「斯く道理に服してざんげする上は不憫なれども政事なれば是非なしさらば法の

如く行へ」と仰せられて死刑に處せられた併したとひ山奥にせよ我が領内に斯樣の者のあるといふことは實に慚ないとあつて親ら筆を執つて書き記されたのはこの父母狀である

父母に孝行に法度を守り讓り奢らずして面々家職を勤め正直を本とすること誰も存じたることなれども彌能相心得候樣に常に下へ敎可申聞者也

子正月　日

さうして其の年の三月三日節句の日を以て領内へ洩れなく頒布せられた文句簡單で意味分り易く當時に於ける國民道德の要を盡して居る（中略）紀州家に於ては之を國民道德の準據として此後代々人民修養の一大法典とし機會ある毎に此趣意の徹底を計つた第六代宗直公の時享保十二年一般に頒布した又寺子屋では之を習字本に書いて習はせた又之に解釋を添へて頒布した

科候へは及迷惑儀は誰も存事に候へばたくみて科は不仕ものにて候得共必ならず科出來候事有之候其の科の出來ざる樣に致す樣有之候へば敎へ可申候相守り候へば科出來ざる事に候と申候て御箇條書を讀聞かせ此趣を相守候へば科不出來候

一父母に孝行之事

孝行に仕候へば上の被仰出にあひ申候とて輕薄の孝行却て不孝の惡人なり此世に有之眞實の孝行は三つとなし

一法度を守ること

御法度を相守り不背候へば科出來可申儀無之

一謙不奢事

百姓は其分限程に身を持ち我が下目の者なりともあなどらずたとひ手前宜敷ものなりとも花麗なる儀を不仕百姓の作法等心得上を敬し申所第一に存候へば科のかゝるべき處無之

一面々の家職を勤め正直を本とする事

面々の家職を勤め候へば我身の爲め百姓は耕作の德有之上より御褒美にあひ候て世におそろしきものも無之安全にくらし科も不出來候何も正直をさへ本とすれば右の箇條に不背我と本理に叶ふなり右の箇條を人見せに相守り僞有之ては則ち科に成る間萬事正直に我も人も心得眞實なれば其理に叶ひ我も人も安全にて世を送り科も不出來子孫まで長久なり

右の被仰出一年切りの事にても無之永久までの儀に候へば御代官郡奉行は幾度も代り此度承りたる士民は死失せ候とも右の理は孫々に傳へ不滅候間末々の者までも右の道理を得心仕り候樣に敎へ可申事唯大かたに仕候ては通じ申

間敷骨を折り不怠可申聞也能得心致し候はゝ郡奉行の目違にても是程の免合に候と存ずる程に常々心得精を出し數年に敎へ申すべし郡奉行何樣に敎へ候と百姓に尋ね候節庄屋年寄に尋ね候はゝ敎の通り挨拶可仕候へども左樣のものには不尋して末々の輕く思寄もなき者に可相尋時不都合なる儀を申候はゝ郡奉行敎へ無之に可成間左樣の末々の者までも一統に得心致し候樣敎へ聞かすべき事なり郡奉行敎へ候如くに末々までも相心得候へば郡奉行手柄御奉公と可被思召候間左樣可相心得候末々の百姓は蟲も同前の者聞入るゝも無之に付敎へ候ても其甲斐無之などゝ上への申立は立ちがたく候　以上

又治貞公の儒者山本惟孝は之を漢字に譯して獻つた

孝二于父母一憲法是服（レシ）謙諼（シテス）不レ奢各々勤二乃（ナンデノ）職一勤レ職惟（レソレ）何本二彼正直一雖二衆所一（トドモ）知常存二戒勅一（ルニヲ）（ヲ）是我（ガ）烈祖國語之告諭言約而（ニシテ）旨博典（シ）謨之訓何（ヲ）以加焉（カン）今修爲（シ）（ス）二四言八句一者譯文之義見（ス）下明哲敎化之同揆無（キヲ）異世殊域之別上也

壬申冬十二月　　山本惟孝拜書

父母狀は又たゝ子供に敎へるばかりでなかつた其父母の敎へにも供した每年春になると御代官手代は各郡村を巡檢する其時村役人一同を集めて定書といふものを讀み聞かせるのが例であつた御書は二十箇條あつたが最初四箇條は卽ち此父母狀の精神を述べたものである

一御法度の儀五人組常々申合堅相守可申事

一前々より段々被仰出候御定書之儀村中寄合之節は勿論五人三人打寄候節も委細申聞かせ御書附をも讀ませ末々に至るまで相守候樣可仕事

一奢費ヶ間敷儀不仕家職を勵み其の外何によらず相應の稼事精出候樣可仕事

一箇條讀み畢る每に聽者は謹んで低頭するのである

又每年御免定下げといふことがあつた其年の年貢諸懸り物の額を其村々へ告知するのである庄屋は之を頂戴して其の村の田宅の段別に割り當てゝ村民から取立てるのである其時大庄屋から村役人に鄕組一札といふものを讀み聞かせる一札は三十條あつて冒頭は矢張り父母狀であるある庄屋肝煎は椽の下の筵に跪つて謹んで拜聽すると聲高らかに讀む其文に曰く

父母に孝行に法度を守り謙り不奢して面々家職を勤め正直を本とする事誰も存たる事なれども彌能く相心得候樣に常に下へ敎可申聞者也

右之通り下々に至るまで奉守候事

聽者は無言で更に低頭して敬承の意を表する卽ち政府の役人は口づから庄屋肝煎に讀みきかせ彼等をして更に之を村內人民へ傳達せしめて敎化するといふやり方であつた實に父母狀は紀藩歷代の修身書である」

斯くて歷代の藩主は社會教育に心を注ぎ大に國民道德を宣揚せるが時勢の進運に促されて吉宗の時正德三年講釋所を設け儒者、物談、教授の三職を置き寛政三年藩主治寶更に其規模を大にし學習館と稱し督學、講官等の職を置き藩臣の內士分に限り八歲より三十歲までの者をして必ず文事を此に學ばしめしかば從來專ら文教に重きをなせし僧侶も遂に勃興せる儒者に領地を蠶食せらるゝに至り玆に文柄全く此等僧侶の手を離れて儒者に移り藩學益〻興隆して苟も士分の類屬は皆こゝに養成せらるゝに至りしかば僧侶は悉く民間に退嬰して寺子屋の一部を占領し一に庶民教育に從事するのみとなれり玆に於てか是迄の士庶併せ容れし教育場は全然分岐して二途になれりされば是より一方士分教育の隆盛なると共に他方には庶民教育も漸次發達してその重なる教育場たる寺子屋も決して僧侶のみの獨占たらずして其師には神官あり醫師あり浪士あり婦人さへ交り從て其教場も多くは自宅を以て之に充てしものにて名は同じく寺子屋といふも是當に前代の名殘のみ其實は性質を一變して強固なる庶民教育機關を形作りしものなり然るに藩は武士教育に偏して專ら士分の修學を督勵したれば庶民の學校教育の如きは全く之を眼中に置かざりしかば寺子屋の如きも自然の發達に任せて別に保護干涉を加へざりき斯くて此機關は近く明治當初まで存續され維新後も稍其內容に改正を施しつゝ依然其事業を繼續したり同五年新學制の頒布せらるゝに及び學區制、小學の教科等一定してより漸く新學制に準據したる公立學校の設立を見るに至り從來の都鄙の寺子屋制順次廢絕せられしなり然れども其公立小學なるものも地方の多くは寺院を以て校舍に充て其の制規こそ新學制によりたれ其教育の實際に至りては教授にあれ訓育にあれ未だ從前の寺子屋的臭味を脫せざるものありしなり

寺子屋

設備　寺子屋は多く寺院を其儘假用せしが師匠は僧侶に限れるにあらで俗人も多ければ此等師匠の私宅を以て直ちに教授所となすものもあり而して其校舍の大いさは大抵數十人を收容し得るを程度としたるのゝ如く一般に建坪以外の地としては寺院若しくは師匠私宅に附屬せる庭地を存するのみにて素より運動場を設けて體操を課するが如き備なかりき教場は疊敷となし正面に師席を設け其より少しく離れて數行に生徒席を排列せり机の構造の如きも種々ありて一定せず大抵師席の傍に一の空席を設けて生徒を教授するに交る〳〵此處に來らしむるあり後方に棚を設けて用品を置くに便せり男女は七歲にして席を別つの筆法を嚴守され必ず座席を異にせり時として男子は本宅に於て教へ女子は長屋にて教授せる所もありき座席の順序は或は級本位になすあり或は其の日の先着順によるもの等ありて時と所により一定せず室內は設備簡單素朴にして洒掃善く行

届き甚清潔に整頓せらるゝを常とせり此等は寺子屋の一特色にして家族的に訓育を施さるべき便宜を有せりと云はざるべからず備品としては皆無とも云ふべく教鞭水入の如き簡單なる一二品のみ獨り師匠の席上に置かるゝあるのみ

教師及生徒　教師は大體に於ては其の土地の住職多けれども中には神官醫師浪人等の文字あるもの附近の子女を集めて勝手に教授をなすものなれば師匠の人物學力程度に於て大なる差あるを免れず毎手習所大抵一人の擔當する所にして助教を置くもの稀なり比較的無資産階級に多ければ之を以て本業とし薪炊の資を得る方便とせり又生徒は男女共學の場合にても座席を異にし女子の就學は常に男子に遠く及ばず大抵七八歳より十四五歳までを普通となせども又時に二十歳を過ぐるも尚就學するを名譽とせし時代もありしが後年社會の事情變遷推移して男女をして稼穡に急がしむる風生せし爲め自ら就學の年限を短縮するに至り八箇年以上も就學すればくねつぽとして衆生に嘲笑せられしと云ふ

學課　習字は第一の必須科にして教授時數の大部分は習字をなせり之れ手習所手習師匠手習子等の名目の存する所以なり之に次ぎては算術讀書を教へ又稀には漢學詩歌の類を授けたり又女子には裁縫生花茶の湯等の技藝も望によりて教授する事ありき故に其學科は極めて少く必須科としては習字讀書算術の三科に止れり而して其算術も勿論珠算にして加減乘除より開立開平求積に至るを最高となし習字は能書を以て一義となすものなれば其程度も極めて卑近なり藩内最も尊ばれし書體は山本流にて何れの寺子屋もこれを本家とせり山本流は山本忠右衛門を以て鼻祖とせるにて忠右衛門寶永二年御右筆となり在職四十箇年の長きに亙り書風嚴正を以て鳴れり其子忠右衛門父の名跡を襲ぎ在職六十年書風圓滑優美にして紀州流として一藩の字となれり然れども習字は單に技能科として取扱はれしに非らず當時習字本として課するものは所謂往來類にして其中に各種の類別あり爲に習字の外諸種の學科に利用せられ得て社會の狀態にては此等寺子屋の課程さへ卒ふれば日常處生の上には何等の支障なき充分の資格を養成し得たりし事是なり例へば男女庭訓往來男女消息往來の如きは作文の用をなし江戸往來國盡等は地理、三字教、實語教、童子教、父母狀等は明に修身の用に供せられ又商賣往來百姓往來は其地方の生活狀態に應じて課せられ日常實業上の補益をなすものなれば卽ち此等の教科書に就て其筆法を習ふ傍談誦し行きて間接に諸種の方面の修養を得て教育の効果顯著なるものあり又所によりては男女には孝經大小學の類を教へて修身の一助たらしめ官府の布達類を讀み聽かせて政令の主旨を了得せしめ又閭閻に於ける孝子義僕の張出の如きものを教へて直接間接に兒女の訓育上に多大の功益を與へて愷に風教に資する所大なりしなり

習字手本表題

二ッ折　めてさくヨリいろは迄

格三ッ折　けふは人の身の上　數字

本三ッ折　父母狀　貧賤孝子　九ケ條　子供の石打　十干　十二支

格四ッ折　和歌浦名所記　家業勵むべきの記

本四ッ折　京名所　賴朝感狀

格五ッ折　夫れ手習の　人と生れて　遊も度重れば

五ッ折　手習敎訓書　東照神君御遺訓　水戸中納言殿御敎訓　今川狀

横折　熊谷狀　百姓敎書

端折　誠德百姓往來

無格折　適宜に學ぶ

又女子の手本に種々あれど略す

右の外習字手本に商賣往來、自遣往來、消息往來、千字文等尙甚多し二つ折は今の一年生にして其れより四つ折五つ折等順次程度を高くせり用筆として用ひられしもの大抵左の如し

毛の下を黃の紙にて卷き絹絲にて括れり

以上敎科用書は南紀德川氏に據りたるものなれども本郡にては幕末頃に於ける寺子屋の敎材として多く次の種類に據りたるが如し

先づ幼童入門の初は習字科として第一着にいろはを課せらる(片假名は多く用ひられず)次に父母狀古狀光圀の九ケ條夫より人名村名圖名奉公人請狀田地證文百姓往來商賣往來等を習へるが之を四ケ年にて修了するを規定とせり而して此丈修了すれば當時普通實務に當りて差支なきものとせられたるが尙深く修業せんとするものは和歌浦名所、京名所、龍田詣、諸職往來等を習へり然れども普通は之を資澤視して良家の子女にあらずんば希望するもの殆んど無かりき讀書は空海の實語敎護命僧正の童子敎を主とし北畠玄惠法印の庭訓往來の如きは五年以上のものに課したれども餘り長文なるの故を以て大抵は三ケ月位にて厭氣を生じ之を廢し最後まで修得するもの少なかりき然れども篤學の人ありて深く研究せんとするものには特に義經含狀、辨慶狀、北條泰時成敗式目等を授け四書五經孝經小學唐詩選古文三態詩古文眞寶等漢籍に及び文選の如きは田舍に於て最高極度の學問とせられたり

筆道及修身書（實語敎大小學婦人には女今川女誡女孝經）を敎ふる傍瞭て民間風敎に就て告示するところの掟即ち

（一）親子兄弟夫婦を始め諸親類に親しく下人等に至る迄之をあはれむべし主人ある輩は各其奉行に精を出すべき事（二）家業を專にし無懈怠萬事其分限に過ぐべからざる事（三）僞をなし又は無理を言ひ總て人の害に可成事すべからざる事（四）博奕の類一切禁制の事（五）喧嘩口論を愼み若其事ある時は猥りに出合ふべからず手負たるもの隱し置くべからず若違犯の者あらば申出づべし隱置他所よりあらはるゝに於ては其の罪重かるべき事（七）盜賊惡黨の類あらば申出づべし急度御褒美被下べき事（八）死罪に行はるゝ者ある時は馳集るべからざる事（九）人賣買かたく停止す但男女の下人或は長年季或は譜代召置事は相對に仕るべき事

の九ケ條を各師匠に於て寫取らしめて其手習所の戒條となさしめたり之畢竟幼少より其腦裡に此訓誡を浸潤せしめ延いて社會一般の良風を馴致せしめんとしたるなり

師弟の關係　右の如く訓育を達成する上に於て特に寺子屋が好適場たるは抑々故あるなり卽ち素此等學所の成立は中には師家自身の發意に出でゝ家計維持の職業として開けるものあれど又多くは其地方に於て一邑一鄕の衆庶が其師の平日の言行を欽慕し近隣故舊の先づ之に其の子弟の敎養を依託するに初まりて遂に全邑に及び自然に此學場を成立するものなればその師家と寺子父兄との間柄の親密なるは近時學校と家庭との聯絡につきても拘らず尙疎隔して充分の效果を擧げ得ざるが如きとは同日の論にあらず故に一鄕父兄の師を呼ぶにも常に御師匠樣を以てし崇敬頗る厚く師の敎戒する所は父兄よく之を體して家にありても常に兒女に訓戒し大小苟くも師の命に背くことなからしむれば近時の如く學校敎育が却て兒童の家庭に於て打壞さるゝ如き弊なきなり從つて寺子も一に師匠を尊重して專念師の訓戒を奉ずるを以て其の訓育は容易に效果を奏するを得たり在學七八年にして日常の業務に差閊なき實力を附與され退學する時は父兄同道にて厚く年來恩師の薰陶を拜謝するを常とせり寺子屋は單に其の在學中に限らず退學の後既に其の家職に就くの後と雖も屢〻師の安否を問ひ又婦女の嫁娶の後或は年季奉公中も里歸りには先づ師家を訪ぬる有樣なれば師も又常に生徒の將來に注意して懇切指導を加へて師弟の情誼溢るゝ如き親愛は實に想像の外に存せり又平素學科を敎授する上に於ても一人の敎師が多數の男女而も種々程度の異りたる兒童を一々別個に敎授することなれば其の勞の尠からざる代り又其の師家一人の任意なれば所謂純然たる單級學級にして敎授する學科の聯絡の如き圓滑に進捗せられて前述の如く能く習字に讀書に其の他作文地理實業修身等の如き敎授をも一科目中に含蓄せしむるを得たりしなり素より此等の敎育は完全に遂げられしにはあらねども兎に角寺子

屋制の一美點と稱するを得べし

敎授の次第及方法　男女生れて六七歲に達すれば始めて兩親に伴はれて机硯雙紙等の用具を携へて東修を奉じ手習所に入門す之を舊に依りて尙寺入りと稱し其日は吉日を擇ぶを慣例とせり入寺の際は舊弟子に輕微なる土產物を呈するを例とし丁寧なる場所は師家より輕き吸物を出し神酒を戴き入學の式となす此時一同にも賜はるなり夫より毎日通學に怠らざるものなるが其授業時間は必ずしも一定せざれど日々午前七八時頃より始めて午後二三時頃に終り約六七時とし唯大暑の際は半日の授業に止む入門すれば先づ習字を始む其法每日數名づゝ師匠の面前に呼出されかねて備へたる机に倚りて書方筆法と手本の讀方を授かるなり斯くて生徒自席に退きて敎へられたる讀方を復習し又筆法を專念練習す之を總稱して讀み書きと云ふ其習書の程度は午前は白紙ならば十五枚草紙ならば六七冊午後は各其半に達するを普通とす入門の節はいろはの手本を與へられ(手本は皆師匠自ら書きて與ふ)第六日目に至り淸書をなす淸書の用紙は大半紙より竪橫凡そ一二寸大なるものを二つ折となし之に筆を染む故に右入門の者は二つ折の名稱を付す目下の一年生と云ふに同じ三つ折四つ折等漸次昇級するに隨ひ名稱を異にす然るに其習字を修業するや大抵五つ折以下にて其稽古を變ず稀に無格に至り卒業する者あるも先づ之等は中途退學者のみといふも不可なきなり或は

他師につき高尙なる習字及學問算術等を學ぶ者ありと雖も是等は少數なりとす

而して日々三つ折より五つ折まで一級兩人宛順番に此六人を出し敎場掃除及生徒の出席日數等を調査せしむ端折以上は伴頭又は兄弟子と稱し敎場取締及師匠の代勤をなすことあり大淩は年末一回習ひ終りたる手本を充分に復習暗熟せしめ朗讀又は筆記等を試驗する例あり競は手本以外のものを出題して試驗を施すものにて大淩濟みし後又は五節句の前日執行す平常退場の前九々の呼聲及實語敎或は小諺等適宜敎ふる事あり九々の呼聲は師匠音頭を取り生徒をして之に和して唱へしむ又通弟子とて自宅にて稽古をなし淸書だけ敎師に見て貰ふものもありたり登場の時間早き者は善き場所を占められるを以つて成るべく遲れざらんを努めたり退場は順次點呼に應じ一人宛師匠に御辭儀をなすを法とせり

休暇　生徒は其課業中終日机に倚りて席を離るゝことを得ざれども每時休憩遊戲は適宜に之を與へ每月朔日十五日二十五日及十二月半より正月に至る冬期休業其他一六の日五節句(一月七日三月三日五月五日七月七日九月九日祭禮には必ず休暇を與ふるを以て休日も敢て少からざりしなり又正月稽古始の節書初を行ひ後敎場を整理し弟子一同順次着座すれば師匠臨場し儀式的の年酒を出して祝賀の式を擧ぐ鏡開きとて正月七八日の式には蜜柑干鰈及酒盃あり時に猿廻し與行を餘興とすることもあり又時に師弟一同物見遊山の爲春季に和歌浦邊に出遊

することあり所謂今の學校運動會遠足の如きものにて是れ幼童の最も樂しみとなす所なりしなり

試驗法　試驗奬勵の法に到りては師匠は時々弟子の雙紙を檢閲し勉強と熟達の如何によりて或は妙々至極巧妙等の賞詞を與へ或は成績不熟なるものには更に練習を命ず而して毎月一回手本の讀泼へありてその記誦を檢し又毎年春秋二回席書を催して筆法の優劣を判す此外正月吉書始七月七夕等には和漢朗詠集等の詩文中より嘉言妙句を擇びて清書せしむることあり又毎年一回手本の大泼と稱して交る〳〵弟子を師匠の面前に呼出して一年間に習ひ終りし手本中より暗書せしむ其際には生徒は少くも數本多きは數十冊の手本を踊讀及暗書せざるべからざる事なればこは最も生徒の難關とせる所なりしも斯業奬勵の上には裨益少からざりしが如し斯の如くにして在學すること七八年も經過すれば日用普通の習字作文讀書算術の智識を得て日常の業務に差閊なかりしなり

管理法　寺子屋に於ては通常一人の師匠が數十の幼生を數授する事とて自ら其教場を整理し又一々生徒の品性を監督せざるべからず然れども上述の如き師弟の間柄は比較的容易に其實行を遂げ得たりしなり今その管理法を見るに師匠は常に高座に控へて一堂の群生の禮儀作法等の監督に怠らざるは勿論その新に入門せる幼生をば先づ其兄姉又は近隣の兒童の近傍に其席を定めて之を保護せしめ別に生徒中の年長者にして且學行共に優れたる者を撰びて當番を定め教場の入口に座を占めて生徒昇降の禮儀を正し又出席簿をも取扱ひて出席によりて之を記入する等專ら師匠の補助を爲さしむ當番に撰ばれたるものも之を名譽とし て師命のまゝに能く服事するものなり師匠場内の靜謐を欲すれば無言と唱へ柏子木を打てば場内閑として聲なきを常とす此他生徒の心得を示せる掟書もあり て生徒をして常に之が服膺に怠ることなからしむる等管理法も割合に行屆き洒掃の如きは亦生徒の從事する所なれども其清潔甚だ能く保たれたりき生徒の學力優秀なる者は更に撰みて師匠の助手となし幼生に教授せしむる事ありて生徒の自治に待つ所も多かりし當番には札番掃除番下駄番反古番等の役割あり

維持法　學所維持の經濟に到りては地方により又開業者の身分により一定せずと雖も概して其自家の資財にて支へしものにて別に生徒より一定の授業料を徴收する事なく生徒の師家に對する報酬としては先入學の際金品を以て束脩となす外年始盆節季春秋の席書五節句の際等は時に應じて多少の金品を贈るのみ勿論家の貧富に差等あれど地方にては凡二朱（今の十二錢五厘）を贈り其外疊代筹代等は生徒の負擔として隨時之を徴收せりと言ふ而して其等も極めて些少の額に過ぎざれど此等定期の謝儀及寒暑折々の贈り物は地方に在りては師家の衣食を資くる所多く斯る制は寺子の父兄も何等の負擔を感せざると共に師家に於ても

生計上至便とせし所なり（以上寺子屋習字文集教育大辭書南紀德川史及本郡某古老談に據る）

庶民教育程度の實例　以上の如き簡便なる制法によりて德川三百年間庶民の教育は遂行せられたり其簡法なりし代り又一方には學科の卑近教授の不完全は免れざるも然も大體其課程を修めたる者は成長の後社會に立つ際に至りては當時の世態上日用に事缺けざりしものにて教育の實效は能く擧れりと言ふべきなり固より社會の人智一般に進まず周圍の思想幼稚にして諸事簡易を尙ぶ當時にありては寺子屋四五年間の學習をなせば水平線に到達するを得たり其以上六ケしき上司に進達する願書の如きは大抵村役人若くは師匠の如き能書の案文を待ちて用を辨じたるが如く自署する相互契約書の如き一般庶民が如何に教育程度の淺薄なりしか南葵文庫に保藏する左記毛原文書に依りて徵證するを得べし

毛原古證文寫

（一）ヲクハヤミノソヤクワノチノ事用ニあルニヨテイエ代ウリワタシ申ソロ

三ホウサイメンノ事　ヒカシワルイチ　西ワルイチ

ミナミワルフチ　キタルイチ

右ウリワタシ申トコロ　チ庄ナリ此代銀子合百五十目也

天下一二トノトクセタハ九トヲン九ニカエあルトタニシ代イクワカワリソロトモシシソンソンニイタルマデ此コトニいランサマタゲ申マチタソロヨテ京ニ五日ノシヨモンクタンノゴト

ウリヌシ　ニシ馬之亟

カ　チ之　サマ

寛文いノト十一年十二月十一日

小西村ワタ甚左衛門㊞

此少ハキ人　前中孫右□（不明）門㊞

同　孫三郎㊞

同　爲八郎㊞

同　彥兵衛㊞

カイヌシムラ中マイル

（二）○ムラヘウリワタシソロ

アザナワタキノヲクト申所ニアルニヨテウリワタシソロ

四ホウサイメノコト　ヒカシハルイジヲカキリ　ニシハルイシヲカキリ

ミナミハ尾カキリ　キタワ谷カキリ

此代銀二十匁ニ而ウリワタシ申ソロ天下一トクセイイクトモチチイクトモ

七トケチアルタトモイラシアルマヂクソロ

ウリヌシ　キ　三　郎○

サワキ　ゼンシーチ

ケイチヨ九年八月十五日

カイヌシ　ヒライハムラ中參ル

（三）　賣渡申草野之事

一いのシ草野と申所壹ケ所不殘

四方際目額地限

右之草野代銀五拾目ニ賣渡申所實明白也然上ハ子々孫々ニ至迄違妨申間敷候若此草野ニ付如何樣之六ケ敷儀出來候共判人罷出買主方江少も御難儀相掛ケ申間敷候爲後日依證文如件

賣主　平　重　郎○

證人年寄　林　八○

寶暦九己卯年十二月四日

買主村總代　万　右　エ　門殿

鄕學ニ世は明治となり王政維新の大業漸く其緒に就かんとする際我藩又領内諸

郡に令して學事を興隆し農工商民の子弟に對しても藩中諸士の子弟と平等の資格を以て入學するを許し大いに門戸開放主義を採用して人材を養成し世の文明に後れざらんと欲し諸郡に知局事を置かるゝと共に鄕學を建てゝ文明の先驅たらしめき鄕學は各郡に五箇所乃至十箇所を設置せんとの目的を以て先づ初め郡内一箇所を新設せしめたり南紀德川史に言ふ「鄕學は明治二巳年二月十五日國政大改革の時諸郡に知局事を置かれ鄕學を立て士民の文明を開くを掌らしむ是を鄕學の嚆矢とす然れども百般更始民事多端未だ手を鄕學に下すに至らずして廢藩置縣となれるの故を以てや毎郡必置の事聞く處なし」云々とありて管内の郡には未だ手をつけざるものありし樣なれど本郡の如きは既に民政局内に鄕學所を立て大に人材敎育をなさんとして相當の準備ありたるは明治九年の那賀民政局よりの左の觸出によりて知るを得べきなり

人材敎育の儀厚御世話振に付而ハ在々江も鄕學所御取立に相成り候筈ニ付不取敢當局内へ一箇所御取立相成り有之に付先達相觸之通有志の者日々罷出可申且西洋學の儀も布書飜譯書共同所に而敎授致候間是又熱心の者は同所へ罷出精々可致事

明治二年九月

而して同年九月二十四日の觸出に更に

那賀民政局

一十月朔日　常備兵劍術試業
一同　三日　銃隊運動撒兵試業
一同　五日　鄉學所書生試業但し論語毛詩尚書之內
右日限之通り試業有之候間地士帶刀人平百姓にても有志之者は罷出可申候已上
上但學文の儀有志のもの試業相勤致筋は二三日前迄に可申出候事

那賀郡民政局

九月二十四日

尚々地士醫師帶刀人根來者へも可申合候已上

とありて武術は民政局演武所にて文學は鄉學所にて練習教授せるが演武所は判局事試補與野甚市之を擔任し鄉學所は同河野木川主任となれり要するに鄉學所は一郡文教の中心として郡內の後輩を集めて大いに人材を養成せしなり言はば郡に於ける高等教育にして之に入學する者亦相當の知見なかるべからず卽ち學課としては漢學の一科のみなれども四書五經左氏傳國語史記等を初年の教科書としたれば餘程高尚なる學校たりき木川は本郡神野の人夙に篤學能文を以て鳴り交友天下に廣く明治二年民政判局事試補となり岩出に移り鄉學所を管し一郡の文教の重きに任じ大いに爲す所あらんとせしも明治四年辛未七月廢藩置縣に及んで折角の抱負も二葉にして芟除されたり各郡に於ける鄉學所廢されて續て起りしは本縣師範學校の前身たる縣學なりとす明治五年一月より十月迄僅々十箇月の經營に過ぎざりしかど一縣中等教育機關として最も重要視されしものにて和漢洋の三學舍に分ち舍毎に舍長を置きて各所屬を管掌せしめたり而して其下に講官授讀等の職ありて直接各科の教授に任せり縣學に關し在々各大庄屋より下民一般に對しての觸出に

縣學規則追て確立可相成候得共學生の向長く廢業難爲致候付來る二十七日より假に和漢學授業爲致候筈に候間在々其趣相心得入學致度向は前以て舍長へ申出事

一每朝五ツ時より八ツ時迄授業の事
一課業書之外授業可致事
一出席の面々手札持參之事
一出席遲速の順次を以授業有之事
一初て入學向は左鏃形之通半紙短冊持參舍長へ差出事

但童子は父兄親族等附添も勝手たるべきこと

明治五年壬申二月

とありて縣學募集の告知を發せしも本郡の如きは應募者殆んどなきの有樣なりき本縣にても十月縣學を廢し岡山小學と改稱して小學校教員養成所となし各郡の現に小學校教員の任にあるもの若くは將來教員たらんとする者を集めて之を

講習せり當時郡内にて助教の任にあり俸給僅々壹圓五拾錢を支給されし者此の講習所にて一箇月修業すれば一躍五圓の訓導に昇進せるが如き突飛なる抜擢ありしかば事情の許す限り爭ひて此處に入所せしと言ふ後名稱及規則に多少の改易ありしが兎も角明治八年師範學校の生るゝ迄存續せり

三　明治時代

1　學制發布以前

明治時代に於ける教育の進展は如何なる徑路を以つて推移したるか幕末の寺子屋制が變態して過去五十幾年間に漸次興隆し遂に前古未曾有の盛況を致し國民教育機關の完備と共に文質彬々として國運隆昌の域に進めるもの蓋屢次の變遷推移を俟つて遂に茲に到達せるものにて制度の改革國民思想の變化等之が主因をなせること勿論なり今明治以後の教育の沿革を縷述せんとするに當り假りに之を四期に分つの穩當なるを信ずるなり然れども明治五年學制發布に至るまでの期間は所謂舊幕時代の餘波を受け其の制度に於ても實際に於ても何等舊狀と變るなく全く藩政時代の延長と見て差支なきは左の事實によりて知るを得べし卽ち明治藩廳より在々大庄屋に向つて手習指南をなせるものを調査せしめたる際其岩出組より進達せるものに

手習指南　士族　中追村住　前田甚兵衛　生徒　二十四人
　　士族　岡田村住　奥津幡右衛門　生徒　二十四人
　　清水村　井谷　平八　生徒　三十人
　　川尻村　喜多信一郎　生徒　十二人

右之通取調御達申上候已上

云々一見其の寺子屋式なる想見し得べきなり之を以つて明治以後の教育を語らんとするに學制發布の時を以て出發點となす敢て不當に非らざるを認むるなり第一期は明治五年八月學制發布の時に始り同十二年教育令發布に至る迄約七ヶ年間とし第二期は教育令發布に始り二十三年改正小學校令發布に至る迄の十一年とし第三期は明治二十三年より同三十三年の小學校令改正發布に至る迄の十ヶ年とし第四期は其れより現今に至る約二十三年間を包含することゝして以下之を詳說せんと欲す

2　第一期

學制の發布　明治五年は我國學制に一大變革をなせるの時にして明治文運の第一步に足を投せるなり從來寺子屋として自由制度に置かれしもの公立學校制度の下に統一せられ庶民の教育は必ず此處に於てせざるべからざることゝなり設備に於て教科に於て將就學に於て更改釐革する所甚多く全く舊來の面目を一新して明治文化の魁をなせり當時郡内にて初めて公立小學を設立して授業を開始

するあるや其土地農民が生徒の腰掛ある机に倚り學習せる狀況及先生の着袴せる服裝等を視て皆驚異の眼を以つて迎へたりと云ふ同年八月太政官より全國一般に對し左の布告文を發し何人も智を磨き學に志さゞるべからざるの意を通達して邑に不學の戸なく家に文盲の人なからしめんを期せり

學制御布告文

人々自ら其の身を立て其の生を遂るゆゑんのものは他なし身を修め智を開き才藝を長ずるによるなり而して其身を修め智を開き才藝を長ずるは學にあらざれば能はず是れ學校の設あるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商工技藝及法律政治天文醫療等に至る迄凡人の營むところの事學ならざるはなし人能く其才のある所に應じ勉勵して之に從事しかくして後初めて生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば學問は身を立つるの財本ともいふべきものにして人たるもの誰か學ばずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陷り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり從來學校の設ありてより年を歷ること久しとはいへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外に置き學問の何物たるを辨せず又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ身を立つるの基なるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虛談の途に陷り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず是すなはち治襲の習弊にして文明普ねからず才藝の長せずして貧乏破產喪家の徒多きゆゑんなり是故に人たるもの學ばずんばあるべからず之を學ぶには宜しく其旨を誤るべからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々敎則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民（華士族卒農工商及婦女子）必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に從事せしめざるべからざるものなり

高上の學に至ては其人の材能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事

但從來治襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非らざれば學ばざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を拋ち自ら奮て必ず學に從事せしむべき樣心得べき事

右之通被仰出候地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩樣便宜解釋を加へ精細申諭文部省規則に隨ひ學問普及致候樣方法を設可施行事

明治五年壬申七月

明治初年我國學界の一角には歐米の文明を模倣せんとする時代思潮胚胎せしが此時に至り何事にあれ從來よりの主義を舊思想として之を排斥し盛に歐化主義を鼓吹せる結果擧世滔々として之に趨り西洋文明靡然として世間に流布するに至れり而して學界に在りて最も盛に唱導し宣傳せるは福澤諭吉氏にして其文明鼓吹は當時の人心に投じ益々時代思潮を高潮せしめたり前記太政官よりの布告文の如きも確に福澤氏の功利主義的思想に支配されしは推定するに難からざるなり郡内最も廣く用ひられし讀方書「世界國盡」「學問のすゝめ」の二者は共に福澤氏の著にして最も露骨に歐化主義を宣傳せるものなり吉田熊次氏著「本邦教育史概說」に言ふ「世界國盡」は明治二年の著書であつて英米の地理書に依つて世界各國の有樣を七五調にて面白く綴つたものである其中には明に東西文明の批評を混へ支那のことを敍しては其の文明を嘲り西洋の事情を敍しては盛に之を賞讃し特に其理性主義主知主義を鼓吹して居る」云々とし又「學問のすゝめ」は「此書は故郷中津に學校を開くに付學問の趣意を記して舊く交りたる同郷の友人に示さんが爲一冊を綴りしものなりしが廣く世間に布告せば益あらんとの勸に基き明治四年十二月に慶應義塾より出版せるものなり」とある其第一編だけにても二十萬冊を刊行したといふことであるからそれによつても如何に其影響の大なりしかを想像するに足ると思ふ」云々是を以て之を見れば福澤氏の高唱せる主義は如何に大なる輪廓を畫きて全國に波動を與へしやを察すべく而して我郡の如きは全く此に心醉せるの狀態にて此の主義に從はざるものは時代後れとして擯斥さるゝを免るゝ能はざりき

當年の學制は一小學區を人口約六百を以て標準とし毎區に一小學校を置かしむるの理想なりしも經費其他諸種の事情は到底其の整備を許さゞるを以て六年一月當分數個の小學區を合して一學級を設置せしむることゝし其他は村落小學（一種の寺子屋）を以て之を補へり凡十小學區即人口凡六千に公立小學一、村落小學三の割合を以て設置せしめたれども必ずしも新造を要せず當分寺院を修繕して學舍となすも一に地方の適宜に任せり勿論其學區に要する經費は該村落の聯帶支辨とせり然れども餘りに學區域廣濶にして現在の數町村を合せる程の大なるものは通學の便を缺き兒童就學に影響少からざるを以て外舍に收容するものは六歳以上八歳以下の兒童とし學級も下等六級以下と限定し其以上は公立小學校に入學せしむ此の際に於ける公立小學校の建設されしもの粉河岩出曾屋加和北涌小畑神戸等僅々十指を出でざりしと云ふ又縣内を通じて小學の數二百四校にして内四十一校を尋常小學校（前記諸校の如きもの）とし百六十三校は村落小學とて各獨立し公立小學に其他私學家塾の類若干ありたりと云ふ固より村落小學とて各獨立し公立小學に

隷屬せるものに非らずと雖も高級に達すれば皆其學區に於ける公立小學校に入學するを以て恰も一見分校の觀ありき然るに明治八年頃に至り始めて大阪師範學校の教則に準據して一般公立小學に適用すべき學科を定められ和歌山師範學校の創立と共に生徒を募集して正則學科を傳習せしむることゝせり郡内小學教育の職にあるもの順次應募して學習する所あり此傳習も所謂短期講習にて僅々一ヶ月講習を修了すれば以前村落小學教師たりしものも公立小學教師の資格を有すると共に歸校後各村落小學校を改稱し一般公立小學と稱し何れも當分最寄寺院を以て假校舍とせり是に於てか郡内十小學に割せられしもの漸次分離して其數壹百に垂んとする大數に及べり就學設立保護經費の支出等學務に關する一切の事務は學區取締なる職ありて執掌せり學區取締は若し管内のものゝ子弟にして六歳以上に至るも學に就かしめざるものあらば詳しく其事由を届出しめ時々學校を視察して學事を奬勵せり地方長官其土地にて名望あるものゝ中より選任し其俸給は當分其土地の狀態によりて定むることゝし之を當該學區より支辨せしめたり公立小學は分ちて初等中等高等となし初等は六歳より九歳まで四箇年間修業せしめ之を八級に分ち毎半年に一級を昇進せしむ中等は十歳より十三歳迄とし之れ又八階級に分つこと初等科に同じ之を以て中等科を卒へんとすれば八箇年を要する筈なれど學力優秀なるものに對しては教師の意見を以て抜擢をなして二階級を昇進せしむることあるを以て必ずしも現今の如き嚴格なる拘束なかりき普通村落にありては高等科に入るもの稀なりしといふ教科目は初等科にありては一、綴字　二、習字　三、單語　四、讀本　五、修身　六、算術等にして其他養生法、地理大意、窮理學大意を授け中等科にては其上に博物學大意、化學大意、生物學大意等と規定されたるが讀本中世界國盡、學問の勸の如きは最も多く行はれたり世界國盡は三冊ありて「發端世界は廣し萬國多しといへども凡そ五つに分けし名目は亞細亞、亞弗利加、歐羅巴、北と南の亞米利加に世界限りて五大洲、大洋洲は別に又南の島の稱なり」は最も人口に膾炙せる一節にして教師の之を教授するや一句づゝ音頭を取りて唱ふれば衆生之に倣ひて唱和す斯くて反覆練習各自暗誦し得るに至りて止む世界國盡は讀書中に屬すれども一面に於て世界地理の概念を與ふるものと言ふべく學問の勸は開巻第一に「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずといへりされば天より人を生ずるには萬人は萬人皆同じ位にして生れながら貴賤上下の差別なく萬物の靈たる身と心の働を以つてして各安樂に此世を渡らしめ給ふの趣意なりされども今廣く此人間世界を見渡すにかしこき人あり愚なる人あり貧しきものあり富めるものあり貴人もあり下人もありて其有樣雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや其次第甚だ明なり實語教に人學ばざれば智なく智なきものは愚人なりとあり」云々讀本教科書として功利主義の修身訓

言を寫したるなり稍進んで科學的敎授書としては理學問答、窮理圖解、道理圖解、健全學等ありて高級のものに科せられたり窮理圖解、道理圖解は共に理化の初步にして同書目次を見れば其內容も窺ふを得べきなり

窮理圖解目次

第一章　濕氣の事　第二章　空氣の事　第三章　水の事
第四章　風之事　第五章　雲雨の事　第六章　電雪露霜氷の事
第七章　引力の事　第八章　晝夜の事　第九章　四季の事
第十章　日蝕月蝕の事

道理圖解目次

第一章　空氣の事　附風の事
第二章　火の事　附西洋竈の事
第三章　溫氣の事
第四章　引力の事　附潮の滿干の事
第五章　響の事　附耳の事
第六章　香の事
第七章　水の事　附水機の事‖消火龍吐水の事
第八章　風船の事　附風傘の事　凧の事
第九章　水素の事竝製法
第十章　炭水氣の事竝製法　附氣燈の事
第十一章　風船に塗るゴムの製法　附同假漆の製法
第十二章　硫酸製法

健全學は六卷ありて生理學の大意を說けるものなり

以上は悉く敎授の參考書として唯一無二の虎の卷たりしもの敎師之に依りて獨演式に口授せるのみにて固より器具器械の設備なく藥品を用ひて實驗するなきを以て其敎授の不徹底なる想像するに餘あるべく生徒は水素の製法硫酸製法に至りては全く不可解にて終れるも無理からぬなり或は恐る村夫子自ら無理解のまゝ敎授せるに非らざるなきやを明治六年頃に於ける敎師の學力頗る貧弱にして鄕先生を以て任ずるものにも日本外史の論文を讀了するもの少かりしと云ふに至りては一驚せざるを得ざるなり然れども當時寺子屋式敎育と相距る未だ遠からず學問とは單に讀み書き算術とのみ思惟せる時代にありては此簡易なる敎授も一種謎を解くの學科として好奇心に驅られ蒙を啓くこと多かりしと云ふ修身科敎授書としては勸善訓蒙(三冊)幼學綱要(七冊)定家道訓(上下二冊)等の如きは最も廣く行はれしものなるが皆敎師の參考書にして時々口授によりて品性の陶冶を圖れり郡內小學校の最も早く創立せしは粉河校の明治五年にして盤六年には

岩出曾屋加和北涌小畑神戸各小學校の頻々として創立せらるゝあり本郡の國民教育翕然として興るの氣運に向へり當年の一小學の學區頗る廣濶にして現在の數町村を合せたものなれば通學の便を缺き兒童就學に不便少からざれど草創の際適當の教員を得られざると未だ民智の左まで學校教育に思を致さゞるとにより此程度の施設も亦止むるを得ざりしなり同年は公立小學の數郡内漸く十指を數ふるに過ぎざりしといふ此等は大抵一校三人位の教師にて擔任教授せるものなるが教員の資格は初め何等教員と名づけて一等より八等に區別されしが後訓導補と改められ一等より八等迄の區別はもとの如かりし助教亦一等より八等迄ありき俸給は明治六年の頃一等教員にて參圓位なりき而も此等は皆師範學校にて定期の講習を受けたる優秀の教員なりしが其等の經歷なきものは壹圓五拾錢位は一般普通の俸給額なりしといふ物價甚廉なれば此等徴々たる俸給も一家三四人の衣食の資に宛てゝ不足なかりしといふ當時助教任用の辭令に「雇を以て何々小學校教授手傳申付候事」普通勞働者と同一視せる書き振り噴飯すべきなり其後郡内各地相競ふて公立小學校を開けるが今其年度の順により列記すれば

七年に開校せるもの

名手校　田中の元宇智校

八年中に開校せるもの

猿川、長谷毛原、小川梅中、眞國、西貴志、南野上、丸栖、田中の有跡校、北野上の孟子校

九年中に開校せるもの

小倉、田中の大井、尾崎の二校、池田、王子の元東校、上名手、調月、志賀野、東野上等にして爾餘のもの其後順次創設されしなり試驗は大仕掛のものにして出張監視官として縣學務課員臨場し隨行員として縣の學務課員及學區取締等數人及各村長列席の上從來の一組内の數校の幼年生を除ける數百名の兒童を一所に集めて同一問題にて實力の考査を行へり其體裁頗る鄭重を極め卽日採點證書授與の式を行ひ優等兒には賞品を授與せられたれば之を一面より觀察すれば各校の競爭試驗の如き觀ありて教師の最も力瘤を要する關門たりき明治八九年の頃は地方公立小學校試驗監視官左の如き地位の人々出張されたり

	監視官	隨行官
明治八年	學務課員　近藤　美	下村房次郎　學區取締　三木　英
同　九年	大書記官　河野　通	牛尾興業
同　十年	古田　庸	伴　九阜　和田銳夫　高橋　恕
		學區取締　山口義恕

「以上中貴志村坂口富之助氏談に據る」

3第二期

教育令發布當時の郡内學事狀況　明治十二年郡役所開廳せるより廳内に學務係を置きて郡内の學事々務を取扱はしめたり當時學事の狀況を其翌々年の學事統計表にて察するに郡内學齡兒童一萬四千百七十六人内男八千四百二十八人女五千七百四十八人とせるは固より正確なる調査と見るべからざるも之より多かるべき筈なし而して就學兒童を顧みるに總計六千百十四人の内男は五千〇七十二人に達せるに女子は僅かに一千〇四十二人に過ぎず之を學齡兒童に比するに男子は百分比例六十八一分八厘就學せるに女子は十八人一分三厘にして女子教育の振はざる一見して知るを得べきなり男子の六割强の就學なるは學制發布後百事草創の際に在りて成績敢て不良なりと云ふべからず當局餘りに就學督勵を加へざるに此成績を擧ぐ父兄の男子教育に注目し居りしを見るべし然るに女子教育に至りては學齡兒童五千七百餘人とあるさへ寡少に感ずるに就學歩合僅々一割餘なるは村内一二流の富者に非らざれば女子には學問の必要なしとして就學せしめざりしに依れるなり此等の就學兒童に加ふるに六歳以下の就學兒百三十三人十四歳以上のもの百二十七人を加へて六千三百七十四人は兎に角明治十二年度に於ける在學兒童の統計なり之を郡内校數九十四に收容せしかば一校平均六十八人の割合に當る而して教員數七十九及授業生と稱するもの十八人計九十七人にて擔任せると云へば殆ど單級學校と稱すべきなり斯くの如く一人の教師

程度の異る七十人内外の兒童を教授する事として其勞多き割合に効果の之に伴はざる亦異とするに足らざるなり前期に佛國の制度に倣ひて制定されし學制なるものは頗る干渉的のものにして政府地方官に之を嚴達し地方官其旨を奉じて强制し鋭意之が實施に努力せしかば教育の普及頗る著しく其結果各地教育費膨脹して其弊に堪へず遂には一般の民心漸次學校教育を嫌忌するに至れり學制發布以來當局非常なる積極的急進主義をとり鋭意勸學の風を鼓吹せしに拘はらず人民に於ては漸次新制度の整備せる教育を厭ふの風を生じ明治八九年の頃より米國流の自由主義を喜ぶの傾向を生じ政府の急進主義に反對の氣勢高まるに至りしかば明治十二年九月學制を廢し其翌一千干渉主義を改めて頗る簡易なる放任制度とし僅々十箇條に過ぎざる教育令を發布せり從來廣汎なる學區の制ありて地方の不便に堪へざりしもの之によりて毎町村或は聯合して公立學校を設立すべき自由を與へ又從來學區取締を置きて頗る干渉的に出でしもの單に學務委員として其町村人民に選擧せしむる等甚しく地方民意を尊重し地方の事情を參酌し教則設定の如きも認可權を地方官に移し義務教育年限教科目等從來の制度より自由放任の態度を取りしかば教育上の施設も箇々に岐れ之を取締ること甚困難となり勸學の道弛みて折角發達せんとせる學校の設立も教化の普及も悉く頽廢に傾かんとするに至れり是に於てか又々之を挽回するの必要を感じ學制と教育

令を折衷して兩極端に走らざる主義を執れり詳言せば改正の精神は勸學は學制當時の如く之を嚴重にし學科課程を寬大に且つ簡易にして義務教育の實行を期せり之れ卽ち十三年十二月の改正教育令にして十四年五月更に小學校教則綱領小學校教員心得等の發布となりて改正令の徹底を期しぬ改正教育令發布以後

公立學校の就學狀況

年次別	公立學校數	教員	學齡兒童			就學兒童			就學歩合百分比	
明治十四年	九四	教授 七九	男	一四、一七六	八四二八	男	五、〇七二	男	六〇・一八	
		訓導 一八	女		五、七四八	女	一、〇四二	女	一八・一三	
同十五年	九三	教授 六九	男	一三、九二七	八、〇九二	男	一、五〇五	男	四三・二三	
		訓導 一四	女		五、八三五	女	一、一〇二	女	一八・八七	
同十六年	九三	教授 七二	男	一七、二九九	八、六二五	男	四、九六六	男	五七・三三	
		訓導 二〇	女		八、六七四	女	一、〇七一	女	二二・三五	
同十七年	九一	教授 七四	男	一七、四七三	八、七二一	男	五、九五六	男	六八・三〇	
		訓導 二六	女		八、七五二	女	一、〇八五	女	一二・四〇	

教育費狀況

	教員給料	授業生給料	學務委員給	借地家賃	器械費	薪炭油費	修繕費	諸雜費	合計
明治十五年	五、六九六・九三〇円	七七一・〇〇〇円	二五八・七四〇円	一八六・六一五円	—	九七三・八九〇円	九四一七一五円	一、五〇八・三五九円	一〇、三六八二四九
同十六年	五、八三一・〇〇〇	八七五・〇〇〇	六二〇・三二七	二一一・六六九	八五三・一〇八	七七九・〇八四	二六八四五三	一、三五六・五八六	一〇、七九六・二二七

改正教育令出でゝ僅に數年世は未だ自由放任の隋力より脫却して一時に緊張する能はず一學校約教員一名づゝ配當するを得たるが如しと雖も此れ未だ資格なき授業生なるものを補ふて然るにて其充實に甚しき距離ある知るべきなり殊に一校兒童の全部を學術經驗共に乏しき授業生に擔任せしむる危險蓋し測られざるなり就學方面を一見するに男子の明治十六年大旱魃時を除きては六十八以上に達せるは督促餘り嚴ならざる當時にありては先づかなりの成績と見るべく女子の就學の微々たる亦前述の如し父兄の男女子教育に對する注意の程度を知るべきなり若し夫れ當時に於ける經費の點より觀察すれば亦一興なきに非らず卽ち明治十五年度歳出として以上表示の如く總計壹萬〇參百參拾八圓貳拾四錢九厘とあれば一校平均歳出に於て百拾壹圓餘りとなる卽ち僅々百圓餘りの少額を以て一校經營の任に當れるなり又教員給料一人月額六圓餘り授業生一人月俸參圓五拾錢餘となるが之を今日と比すればさしたる不過に非らざりしなり授業生にしても尙且つ一家數口を養ふに足る當時に於ける村夫子の生活綽々たる餘裕の存せしや夫れ斯の如し（十五年度末教員數少く歳出と符合せざれども一人月額實際前記の如し）本郡にては改正令の趣旨を奉じて明治十四年八月十三日郡内の學區を六十七に

區分して就學區域を定め本校七十二分校二十五を置きて兒童を收容し大に學事の振興を圖れり

	本校	分校	
第一小學區	一	一	上三毛、山崎、清水、宮、高瀬
第二小學區	一	一	下三毛、新庄、新在家、金谷
第三小學區	一	一	大垣內、吐前、滿屋、田中
第四小學區	一	一	吉田、境谷、中島、山
第五小學區	一	一	金池、中野、黑木、湯窪、相谷、白草、西安上谷、原
第六小學區	一	一	曾屋、畑毛、金屋、馬場、波分、赤垣內
第七小學區	一	一	西坂本、今中、奥安上谷、押川、森、堀口、尼ヶ辻
第八小學區	一	一	南大池、北大池、野上野、山田、東坂本、水栖、新田廣芝
第九小學區	一	一	中迫、川尻、荊本、備前、西野
第十小學區	一	一	溝川、岡田、高塚、大町
第十一小學區	一	一	西國分、東國分
第十二小學區	二	二	東三谷、中三谷、西三谷
第十三小學區	一	一	南中、北大井、古和田
第十四小學區	一	一	南勢田、北勢田、重行、池田新
第十五小學區	一	一	豐田（今畑）、登尾、枇杷谷、西山田、北中、神領、東山田、中畑、神通
第十六小學區	一	一	南國分（今畑）
第十七小學區	一	一	西井阪
第十八小學區	一	一	尾崎、中井阪、下井阪、畑上、花野
第十九小學區	二	一	東大井、西大井、邊土、廣野、田中馬場
第二十小學區	一	一	打田、窪、竹房、上野、黑土
第二十一小學區	一	一	松井、上田井、別所、深田、島
第二十二小學區	一	一	南志野、北志野、長田中、赤尾
第二十三小學區	一	一	猪ノ垣、北長田、藤井、中津川
第二十四小學區	一	一	粉河、中山、東毛
第二十五小學區	一	一	東野、井田、池田垣內
第二十六小學區	一	一	狩宿、西ノ芝
第二十七小學區	一	一	上丹生谷、下丹生谷、西河原
第二十八小學區	一	一	野上、馬宿
第二十九小學區	一	一	平野、名手下、名手上
第三十小學區	一	一	切畑、江川、東河原
第三十一小學區	一	一	名手市場、穴伏、名手西野、後田、西野山

第三十二小學區　一
第三十三小學區　一
第三十四小學區　一
第三十五小學區　一
第三十六小學區　一
第三十七小學區　一
第三十八小學區　二
第三十九小學區　二
第四十小學區　一
第四十一小學區　一
第四十二小學區　一
第四十三小學區　一
第四十四小學區　一
第四十五小學區
第四十六小學區
第四十七小學區
第四十八小學區

一　北涌、横谷、赤沼田、麻生津中、西脇
一　荒見
一　杉原、勝神
一　遠方、風市、高野
二　神田、黒川、善田、大原
一　最上
一　市場、元
一　段、段新田
一　調月
一　野田原、脇谷、銚子口
一　丸栖
一　前田、北山
一　尼寺、鳥居、上野山
岸宮、西山
長山、長原
神戸、國主
北、小野、高尾

第四十九小學區
第五十小學區
第五十一小學區
第五十二小學區
第五十三小學區
第五十四小學區
第五十五小學區
第五十六小學區
第五十七小學區
第五十八小學區
第五十九小學區
第六十小學區
第六十一小學區
第六十二小學區
第六十三小學區
第六十四小學區
第六十五小學區

井ノ口
七山、原野、長谷
孟子、高津、別院、野尻
野上新、九品寺、木津、沖野々
海老谷、赤沼、西上谷、東上谷、灰ヶ谷、冷水
溝ノ口、小畑、野上中、下津野、椋木
動木
柴目、國木原
下佐々、小川小野
東福井、西福井、南畑、奥佐々、中田、梅本、阪本
神野市場、永谷、津川、大角、樋下、野中、安井、福田
田、谷、今西、松ヶ峯、菅澤、猿川中、瀧ノ川
赤木、箕六、上ヶ井、三尾ノ川、鎌瀧、明添、高畑、桂瀬
毛原中、小西、毛原下、毛原宮、毛原上
長谷宮
志賀野東野、松瀬、釜瀧
眞國宮、井堰、養垣内、養津呂、花ノ原、初生谷、北野

第六十六小學區　一　一　垣内、勝谷、峯、四郷、圓明寺、細野中畑、根來窪

第六十七小學區　一　一　中番、下番

以上學區の制定成り郡内學童の去就略々定れりと雖も校舍は從前のまゝ寺院若くは民家を假用せり明治十八九年頃より漸く校舍の不完全を認められ新築するもの漸次出づるに至れり而して明治十八年十一月一日岩出小學校の新築開業は郡内に於ける魁を爲せるものなると且つは學區内の氣運未だ之に趨かざるに一人の私財を投じて新築の擧を企てたりと云ふに至りては其功沒すべからざるを覺ゆるなり

本郡記錄十一月一日の記に

岩出小學校新修の功成り本日開業の式を行ふ本縣令松本鼎を始め各官員及地方紳士の臨場あり抑本校の新修たる曾て學區改正の令あるや該區を以て本郡の第一區と爲し本校を爰に置くの命あり而て民議未だ成らざるを觀て戸長居谷平助私財を擲ち奮て其功を果せるもの實に各區率先者の稱あり云々

然れども明治十六年本郡に於て稀有の大旱魃あり河川枯れ池底龜裂し稻作大半枯死して農民疲弊し爲に兒童就學にまで影響を及ぼしたる又前表就學兒童の劇減によりても知らるべきなり

以上教育令及改正教育令に就き最近大阪朝日新聞學制の五十年と題して記述する所頗る要を得たれば重復を厭はず抄錄して以て當時の事情を闡明せんとす

「十二年の教育令になると餘程樣子が變つて居る其條項の數を見ても四十七條しかない前の學制が諸般の事を定めて二百條餘りあつたのに比すると先づ外形からして簡單であつた小學教育の規定は變つた前の案は劃一的に六歳から十四歳迄八ヶ年の教育を受けねばならなかつたのが今度は餘程寛大になつて此の八ヶ年の學齡期日に十六ヶ月の教育を受ければいゝ事になつた又此の八ヶ年の學期も土地の狀況に依つては四箇年としてもよく左樣な地方では四箇月以上の教育をすればよかつた

又例の學區制を除いて町村は其の都合によつては合同學校を建てゝもいゝ事になつたそれから巡回教師制も許して教師が彼方此方の村落を掛け持ちで教へる事も出來た又舊學制には各種學校に於ける教規が定めてあつたのが今度は學校の自由と云ふ風だつた斯樣な具合で前の嚴格な學制から急に甚だしい自由などつちかと云へば放任に近く見える教育令が出たから當時の教育界は大に面喰つた中には令の精神をよく呑み込めなかつたものと見えいろ〳〵誤解や曲解が起つた甚しいのになると今度からは子供を學校に出してもよし出さなくもいゝと云ふやうな事を振れ廻つた役人もあつたそれが縣廳の役人だから驚かざるを得ない

學校の建築も中止になる登校の生徒も少くなると云ふ狀態で其結果は洵に香ばしからざるものであつた丁度學制に對する地方民の不幸が高潮に達した時の事であるから地方民は此の教育令を見て得たりかしこしとして學事を怠つた教育が頽勢に傾いたもの無理からぬ事であつた

後に至り此の教育令の放任に過ぐるを難じ教育は政府の干渉督勵によつて初めて効果ありとの論起り十三年十二月二十八日遂に改正教育令は出た

改正教育令は學制と教育令の中間を歩んだものであつて當局は普通教育を以て政府の干渉督勵すべきものであるとの見地から自由教育令に依つて緩みかゝつた勸學の精神を引締る方法を講じた公立學校其他府縣立のものゝ設立廢止は文部省の認可を得ること町村立のものは府縣知事の認可を得しむるの規定を作つて學校の廢止濫設を防いだ自由教育の驚くべき結果は同令施行後一年ならずして師範學校は二十餘校の廢止滅少を見中學に於ても可成りの滅少を見て居る當局之を憂へて學校の改廢に文部卿の認可を竢つ樣嚴重に監督する事にしたのも亦無理からぬ事であつた小學兒童の就學期間にも改正を加へ三年の課程は必ず行ふべきこと但毎年十六週以上就學すべき事とした自由教育令の八箇年間十箇月の就學あれば可とするに比し所謂義務期間の短きは同然であるが前者の漠然たるに反し後者は稍引締つて居るのみならず改正教育令は相當の理由がなければ三年の課程を修了したものでも引續き就學すべき事になつて居るので以前の樣に學校には這入つてもよく這入らなくてもよいのだといふ風な莫迦げた解釋の起る筈がなかつた寧ろ其の爲に急に又教育奬勵の氣分が出て來た要するに我維新後の教育は其學制頒布より森有禮の文部大臣になる迄は試驗時代であつた或は制度を置き或は廢して其の改廢洵に常なきものであつた教育施設に應じ得るの民力如何又是等が内容たりしものゝ消化力如何について常に國民は政府によつて試驗せられて居たものといつてよい

然るに森が出現するや自ら豫て抱懷して居つた教育意見をどん〳〵實行した而して是を結果の上より見れば將に整頓であつた

國民の力は略分つて來た又教育の方法も備つて來た學制頒布當時飜譯流の教育は去つた今や教育は一つの大方針より是を整頓すべき時に至つたのである森は是に於て彼の整然たる小學校令中學校令師範學校令帝國大學令等を制定して其の大經綸を見せたのである」

小學校令

森文部大臣の改革の中先づ第一は師範教育改正にして教員の改良及養成に着眼し根本的改革を試み其面目を一新せり卽ち中央に高等師範學校を置き地方には

府縣立の師範學校を置かしめ生徒は總て給費生とし質の優良なるものを選拔し軍隊式寄宿舍制度を用ひ特に兵式體操を重んじて健全なる國民養成に堪ゆべき素養あらしむるを期せり斯くて明治十九年現行小學校令の基礎とも云ふべき小學校令を制定公布せらるゝ僅々十數條より成るも而も將來の小學校制度の根柢をなすものなれば玆に全條を掲出せん

明治十九年の小學校令

第一條　校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス

第二條　小學校ノ設置區域及位置ハ府縣知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第三條　兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八ケ年ヲ以テ學齡トシ父母後見人等ハ其ノ學齡兒童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス

第四條　父母後見人等ハ其學齡兒童ノ尋常小學科ヲ卒ラサル間ハ就學セシムヘシ其ノ就學ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ府縣知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第五條　疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニ依リ兒童ヲ就學セシムルコトヲ能ハスト認定スルモノニハ府縣知事縣令其期限ヲ定メテ就學猶豫ヲ許スコトヲ得

第六條　父母後見人等ハ小學校ノ經費ニ充ツル爲メ其ノ兒童ノ授業料ヲ支辨スヘキモノトス其ノ金額ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第七條　寄附金及其他ノ收入金アリテ小學校ノ經費ニ供スルトキハ其ノ收入及支出ノ方法ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第八條　授業料及寄附金ヲ以テ小學校ノ經費ヲ辨シ能ハサル場合ニ於テハ區町村會ノ議決ニ依リ區町村費ヨリ其ノ不足ヲ補フコトヲ得

第九條　小學校教員ノ俸給旅費ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第十條　小學校資金ノ收入及支出ハ其管理者ヨリ毎三箇月府知事縣令ニ報告スヘシ

第十一條　小學校ニ屬スル資金ノ管理ニ關スル規程ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第十二條　小學校ノ學科及程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十三條　小學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定シタルモノニ限ルヘシ

第十四條　私立學校ニ於テ小學校ト均シキ普通教育ヲ兒童ニ施サントスルモノハ豫メ府縣知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十五條　土地ノ情況ニ依リテハ小學簡易科ヲ設ケテ尋常小學科ニ代用スルコトヲ得

但其ノ經費ハ區町村費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第十六條　小學簡易科教員ノ俸給ハ地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得

就て見るに此法令によりて小學校は高等尋常の二つとなり尋常四ヶ年修了を以て就學の義務と定め其の上に高等小學校(四年)を置き別に土地の情況によりて修業年限三ヶ年にて修身國語算術の三科を教ふる所の小學簡易科を置きて教育の普及を計れり而して教科書制度は從來文部省の許可を得て地方廳が選定し來りしが此時文部大臣の檢定したるものに非らざれば採用するを得ざることゝし府縣にて官吏學校長教員等其途の人を集めて圖書審査委員會を設けしめ其の選擇を愼重にせしめたり一週教授時間の如きも尋常科は貳拾七時間高等科は貳拾八時間半と定められたり要するに此の時より我國教育事業眞面目となり大に緊張し來れるなり或識者評して曰く「教員其人の學力に於て又其の授業法に於ては今日の如く進歩してゐた譯ではなかつたが然し常に緊張した氣分で眞面目に最善を盡して働いてゐたので其の成績は却つて觀るべきもの少からずされば此の頃の教育に當つてゐたにかゝはらず我完全な教員が不充分な設備に依りて此の頃の帝國の教育は駸々として進歩し實に驚くべき發展をなしたるなれ蓋し今日の教育者に當時の熱心があるなればおそらくは今日に幾倍する好成績を擧げ得るか計り知ることが出來ぬであらう」云々亦以て當時教員の氣分觀るべきなり吉田熊次氏著本邦教育史概説に云ふ「明治十三年より二十三年に至るまでの本邦教育界はいはゞ混亂時代ともいふべきであつていろ〳〵の思想なり設備なりがいろいろに働いたときであつた而して其の末期に於て森有禮氏が文部大臣となり上は大學令より下は小學校令に至るまで皆よく整頓せるのみならず明治年間に於ける教育制度の基礎が此處に於て始めて確定せるの感がある」云々

試驗萬能時代　明治二十年前後は本郡教育界頗る緊張するの傾向を生じ來れり當局二十年に於て左記達第二十號の如く不良教員を淘汰して刷新を行ひ試驗を振り翳して各校の競爭を促し覺醒を期せり是に於てか各校教員莅りに兒童を鞭撻して學習を强ひ劣等兒に對しては隨分殘酷なる取扱までもなせり卽ち兒童の特質をも顧慮せずして矢鱈に體罰を加へて叱責至らざるなかりしかば兒童其負擔に堪へず往々學習を厭ひ動もすれば登校の途中他に憑れ居りて終業時に家庭へは學校より歸りし如く裝ひ怠業せりと之をぬけそと呼びて當時多く流行せしものなりといふ

達第二十號　戸長

今般本縣ヨリ從來採用有之小學校授業生ノ義ハ來ル四月一日ヨリ改正教則實施ニ付各自所有ノ免許狀效力有無ニ不關來三月三十一日限リ可被相廢旨照會相成候條其部内各校授業生ハ來三月三十一日迄ニ必ス辭表可差出樣御通達可有之此旨相達ス

但小學初等科教員免許狀所有者ヲ假ニ授業生ニ採用有之分ハ本文ノ限ニアラス

明治二十年一月三十一日　那賀郡長

學識淺薄にして無經驗なる授業生の存置は最早其必要を認めず漸次教員の實質を向上せしめざれば時勢に適應する教育を施し難きを以て此際教則變更と共に一刀兩斷的處置を取り以て不良教員を淘汰せるなり

達第二十四號　戸長役場

本年四月一日新學令施行前各校新學期編入試驗ハ各組合試驗係ヘ委任候條試驗當日其學區戸長臨場監視致スヘシ

但試驗擧行期日五日前組合內各校受驗生員各級區別表相纏メ其試驗係ヨリ差出スヘシ尙ホ又試驗完結ノ上ハ各校生徒試驗表ヲ添ヘ試驗成績詳細具狀致スヘシ

明治二十年二月十二日　那賀郡長　兒玉仲兒

達第二十八號　戸長役場

小學校

新學期編入試驗細則左之通相定メ來ル三月二十日ヨリ實施候條此旨相達ス

明治二十年二月十七日　那賀郡長　兒玉仲兒

編入試驗細則

第一條　試驗係ハ試驗一切ノ事務ヲ擔掌スル者トス

第二條　試驗係ハ豫メ生徒集合ノ便地ニ一箇若クハ二箇ノ試驗場ヲ設ケ郡長ニ伺出ツヘシ

第三條　試驗十日以前各小學校教員ハ戸長ト協議シ左ノ二項取調ノ上試驗係ヘ差出スヘシ

一項　試驗ヲ受ク可キ生徒ノ姓名年齡級別

二項　試驗ヲ受クル能ハサル生徒ノ姓名及其事由

第四條　試驗係ハ前條ノ取調書ヲ達第二十四號ニ依リ郡役所ヘ差出スヘシ

第五條　各校教員試驗場ニ臨會スルハ勿論ナリト雖モ疾病事故ヲ以テ臨會スル能ハサルトキハ其ノ旨監臨ノ戸長ニ屆出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ戸長他ノ教員ヲ指命シテ其ノ代理ヲ爲サシム

第六條　試驗點表ハ試驗係戸長共ニ捺印シ第二十四號ニ依ルヘシ

第七條　試驗問題ハ各組合試驗係之ヲ撰定シ臨場戸長檢閱ヲ受クヘシ

第八條　舊教科書ヲ以テ試驗用書ニ充ツル組合ハ明治十五年八月十日本縣達第三百四十九號改正試驗規則第十條第三號定期試驗評點定數表ニ依ルヘシ

第九條　新教科書ヲ以テ試驗用書ニ充ツル組合ハ左ノ評點定數ニ依ルヘシ

科目	尋常科 第一年	尋常科 第二年	尋常科 第三年	尋常科 第四年	高等科 第一年	高等科 第二年	高等科 第三年	高等科 第四年
修身	15	15	15	15	10	10	10	10
讀書	30	30	30	30	15	15	15	15
作文	15	15	15	20	15	15	15	15
習字	20	20	20	20	10	10	10	10
算術	20	20	20	20	10	10	10	10
地理					10	10	10	10
歷史					10	10	10	10
理科					10	10	10	10
圖畫					10	10	10	10

第十條　編入試驗ノ際每科ノ評點定數五分ノ四以上諸科ノ評點定數五分ノ四以上ヲ得ル者ヲ上期編入トシ此ノ格ニ合ハサル者ヲ其ノ期ニ留置モノトス

第十一條　試驗ノ上高等科(中等三級四級)ニ編入スヘキモノニシテ其學校資格尋常ナルモノハ是ニ退校ヲ命スルモ亦ハ文部省令第八號第四條ニ基キ六ケ月以上十二ケ月以內既習ノ學科ヲ溫習シ且之ヲ補習セシムル事ヲ得

但此場合ニ於テハ縣令第二十三號第七條ニヨリ其事由課程時間割等ヲ具シ戶長學校長(校長ナキ時ハ首席教員)連署ヲ以テ伺出ツヘシ

第十二條　編入證狀ハ該校校長若クハ首座教員ヨリ生徒ヘ附與スヘシ

第十三條　試驗當日缺席ノ生徒ハ相當學期(初等六級五級ハ尋常一學年他ハ之ニ準ス)ヘ編入スヘシ

第十四條　試驗用書籍筆紙墨ハ勿論其ノ他諸料紙ハ渾テ各校ヨリ持參スヘシ

第十五條　試驗係當日ノ實費額ハ組合各校協議支辨スヘシ

月次學年及卒業試驗各科評點內規

一、修身　尋常一年期ヨリ同四年期迄ハ平素品行ノ良否ニヨリ之カ點數ヲ定メ高等一年期以上ハ成點十ノ內品行ヲ五點トシ其ノ殘數五點ヲ平素口授セシ孝經小學幼學綱要等ヨリ德行ノ士ヲ拔擇シ問ヲ起シ其口答ノ巧拙當否ニヨリ之カ點數ヲ定メ高等四年期ニ至リ品行ヲ四點トシ口答ヲ三點トシ殘數三點ヲ立

禮式ノ點トス

一、讀書　尋常科ニアリテハ成績十點ヲ分チテ讀方ヲ三點半トシ意義ヲ四點トシ書取ヲ二點半トス尋常一年期ハ字義竝ニ句意ヲ質問シ二年期以上ハ字義及句意章意ヲ質問スヘシ高等科ハ讀方ヲ四點トシ意義ヲ六點トシ始メテ其ノ全章ノ意義ヲ講述セシメ其ノ句意章意ヲ質問スル事尋常科ノ如シ

但書取ハ書中緊要ノ文字ヲ擇ヒ五題ヲ與ヘ一題ヲ半點トス

一、作文　尋常一年期ハ單語四短句一計五問トシ毎問五點トシ同三年期ハ口上書類及漢字交リノ文ヲ各五點トス交リノ作文二問トシ毎問五點トシ同四年期迄ハ日用文及漢字交リノ文ヲ各五點トス

一、習字　尋常科ハ二字ヨリ少カラス七字ヨリ多カラサル字數ヲ用ユヘシ

書各二字ヨリ少カラス五字ヨリ多カラサル字數ヲ用ユヘシ高等科ハ楷行草

一、算術　尋常科高等科共ニ五題トシ毎問二點トス

一、地理　五題トシ一問ヲ二點ト定メ可及的實用ニ適切ナルモノヲ擇ヒ其ノ內少クトモ一題ハ地圖又ハ地球儀ニ就テ問フヘシ

一、歷史　五題トシ一問ヲ二點ト定メ課書中緊要ナル所ニ就キ問ヲ設クヘシ

一、理科　歷史科ニ同シ

但シ便宜實物ニ就キ問フヘシ

一、圖畫　畫法ノ適否墨色ノ濃淡充線ノ粗密ニヨルヘシ

一、裁縫　運針法縫方裁方巧拙ニヨルヘシ

一、唱歌　正雅爽快ナルト否トニヨルヘシ

一、體操　動作ノ輕快ニシテ其法ニ適フト否トニヨルヘシ

但尋常科體操ハ當分點數表ニ加ヘス

斯の如くにして當時は試驗萬能の時代なりき定期試驗臨時試驗編入試驗奬勵試驗內試驗集合試驗大試驗等勝手に種々の名稱を附し生徒は全く頻發する試驗に醉はされき然も敎師側にては唯一の奬勵方法として頗る之を重用し專ら此の成績によりて及落を定め席次を決したり卽ち敎場の壁間に生徒の掛札を各級別に首席より順次に揭げたるもの試驗の結果によりて排列を換ふ此事たるや頗る强く幼童を刺戟するものにして之を今日より見れば亂暴手段として排斥すべき價値の存在せる事言を要せざるなり其の大試驗となるや生徒は特に晴衣を着御馳走を準備し父兄之に附添ひ恰も物見遊山の其れの如かりしと云ふ

訓示第十三號

今般左記之通リ各組合試驗委員選定候條此旨訓示ス

戶長役場

小學校

明治二十年七月二十七日

第一組合試驗委員

同　那賀郡長　兒玉仲兒

同　岩出高等小學校長　土生川常吉

同　三谷高等小學校長　須藤丑彥

第二組合試驗委員

同　打田高等兼尋常小學校訓導　加納直清

同　名手高等小學校訓導　笠原正三郎

第三組合試驗委員

同　調月高等小學校訓導　稻垣龜麿

同　北涌尋常小學校訓導　神谷保

動木高等小學校訓導

第四組合試驗委員

志賀野尋常小學校訓導　田村義顯

第五組合試驗委員

達第四七號

明治二十二年三月八日

試驗日	試驗場	戶長役場	受驗校名
三月十五日、同十六日	荒見小學校	高等尋常小學校	北涌校、荒見校、杉原校
同　十七日、同十八日	市場小學校		市場校、神田校
同　十九日	調月小學校		調月校
同　二十日	丸栖小學校		丸栖校
同　二十一日	長原小學校		長原校
同　二十二日	井ノ口小學校		井ノ口校
同　二十三日	動木小學校		溝ノ口校、動木校、下佐々校、野上新校
同　二十五日	志賀野東野小學校		志賀野東野校

三月二十七日　中番小學校　中番校
同　二十九日、同三十日　名手小學校　名手校、切畑校、丹生校
同　三十一日、四月一日、同二日　粉河小學校　粉河校
四月三日　勢田小學校　勢田校、南中村校
同　四日、同五日　打田小學校　打田校
同　六日、同七日　三谷小學校　三谷校、豐田校
同　八日　阪本小學校　曾屋校、阪本校
同　九日　吉田小學校　吉田校、金池校
同　十日、同十一日　岩出小學校　岩出校
同　十二日　小倉小學校　小倉校

告示第一、一一三號

客月十三日ヨリ施行候郡内各簡易小學校奬勵試驗成績取調候處別表之通

右告示ス

明治二十二年十二月四日　那賀郡長　中西光三郎

明治二十二年郡内各簡易小學校奬勵試驗成績表

校名	受驗人員	得點平均	一等賞ヲ受ケシモノ	二等賞ヲ受ケシモノ
福田簡易小學校	十一名	九四・五	四名	二名
別院簡易小學校	十名	九二・五	三名	三名
沖野々簡易小學校	十七名	九二・四	四名	六名
鎌瀧簡易小學校	二十三名	八二・六	二名	二名
野田原簡易小學校	十六名	八二・三	二名	六名
上番簡易小學校	十八名	八一・八	一名	五名
高津簡易小學校	十一名	八一・一	二名	一名
柴目簡易小學校	十八名	八一・一	四名	三名
七山簡易小學校	二十七名	八〇・九	一名	三名
海老谷簡易小學校	十六名	八〇・四	—	一名
中畑簡易小學校	十八名	七八・五	—	三名
神戸簡易小學校	三十七名	七七・八	三名	六名
小西簡易小學校	十五名	七六・八	—	三名
猿川簡易小學校	二十八名	七六・六	一名	三名
長谷宮簡易小學校	十四名	七六・五	—	二名
小川簡易小學校	十九名	七五・一	—	三名
眞國簡易小學校	十五名	七四・五	—	二名
箕六簡易小學校	八名	七三・七	—	一名
木津簡易小學校	九名	七二・六	—	一名

毛原宮簡易小學校	十四名	七一・六	一	一	一名				
小畑簡易小學校	十三名	七一・一	一	一	一名				
西大井簡易小學校	十五名	六八・九	一	一	一名				
神野市場簡易小學校	十四名	六八・二	一	一	一名				
北村簡易小學校	二十二名	六六・六	一	二	二名				
孟子簡易小學校	十九名	六二・三	一		一名				
垣内簡易小學校	十八名	六〇・三	一		一名				
計	四百四十五名	七六・六	二十七名		六十二名				

備考　本表計ノ第三欄ニハ總人員ニ對シ一人ノ平均點ヲ示セルナリ

4 第三期

第三期は明治二十三年改正小學校令に始り同三十三年迄の小學校令改正に至る迄の時期にして改正小學校令は明治二十三年十月十日勅令第二一五號を以て公布せられたるが條項の如きも曩には僅々十六條に過ぎざりしもの今は九十六條の多きに及び内容に於ても改正されたる條項甚だ多く劈頭に於ける小學教育の目的の如き立案者の卓見偉なりと言ふべく「小學校は兒童身體の發達に留意して道德教育及國民教育の基礎竝に其の生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とす」は現行法令尚之を踏襲して敢て或は渝ることなきなり舊令によれば邊僻の土地には簡易科を設置することを許せしも改正令にては之を廢し單に尋常高等の二種に限れるが如き第六十三條に於て兒童體罰を禁じたること第六十六條及六十七條に於て郡に郡視學一名置き郡長の指揮命令を受け郡の教育事務を監督せしめ又四十四條にて一家の兒童數名同時に就學する時は授業料を減じ又貧窮兒に減免の法を設けたる退隱料扶助料規程の如き大改正たりしなり翌二十四年には改正小學校令に伴ふ各種の法令を發布せるが其教則の如きは各科目の要旨を示せるものにして實務に當るものに嚮ふ所を知らしめたるが本縣に於ては更に翌二十五年四月該教則實施心得なるものを制定して之を管内當事者に令達し處理上の便に供したり

小學校教訓實施方心得（明治二十五年四月二十五日）

一、此教則を以て從前の學科程度及授業規則に比較するときは稍細密に渉るものありと雖是唯各教科目教授の目的を明にし其方法順序の概要を示すに止まり教科目の範圍及其程度に至りては大に異なるものあるにあらず但其課程を各學年に配置する方法に至りては從前に比し著しく面目を改むるものあり其變更の最甚しきものは算術科とす同科は從前尋常小學校に於ては珠算を專用し先づ加減二法に熟せしめたる上にて乘除を授くる組織なりしも本則に於ては筆算の併用を許し最初より加減乘除の四法を竝べて教授するものとし數位

の多寡によりて其順序を分ち又高等科に於ても分數比例百分算の如きは先づ簡單なるものを教へ次で稍複雜なるものを授くることゝなせり其他地理歴史理科の如き又多少の異動あり皆粗より密に入り簡より繁に及ぼすを以て旨趣とし一方に於ては教授の順序をして務めて智力開發の程度に應せしめ一方に於ては半途退學の兒童をして略々普通の教科目に渉りて相當の實益を得せしめんとする意に出づるものなり

一、本則定むる所の各教科目の程度及各學年課程の配當は修業年限四ヶ年にして四級を設くる尋常小學校及修業年限四ヶ年にして四級を設け且男女を分ちて教授する高等小學校を以て通常のものと見做し主として之に對して編成したるものなり故に其修業年限若しくは學級の編制を異にする學校にありては課程表欄外記載の旨趣に從ひ其の課程を斟酌增減して教授せんことを要す

一、既設の尋常小學校及高等小學校に於て本則を施行するには其修業年限及教科目等從前と異なるところなきを以て大體に於て變更を要するものなしと雖も各學年課程の配當從前と異なりたる教科目に於ては既に修業年限の半途に至りたるものに對し遽に改めて新規の課程を履修せしめんとせば修學の順序を錯亂し進歩を阻害する恐なしとせず斯等の教科は宜しく實際を酌量して急劇の變動を避け漸次に之を施行せんことを期すべし

一、本則定むる所の高等小學校の教科目及其程度は修業年限四ヶ年の尋常小學校卒業の兒童を教授すべき目的を以て編製したるものなり故に修業年限三ヶ年の尋常小學校に於て卒業したるものにして高等小學校に入らんとするものは先づ更に修業年限四ヶ年の尋常小學校に入りて猶一ヶ年の課程を修むるか又は一ヶ年間補習科の教授を受くる等便宜其學力を補習せんことを要す

一、修身科は追て適應の教科書を得る時は尋常小學科第二年以後及高等小學科に配置すべしと雖も當分の內渾て從前の通り之を口授すべし但他日教科書を用ふるに至るも口授の廢すべからざるは勿論なり

一、尋常小學校の習字科に於ける漢字の字體は行書又は楷書を用ふべき規定なれども日用文の中普通に草體を用ふる文字は便宜草體にて教授するも差支なし

一、尋常小學校の算術科に珠算を專用すると筆算珠算を併用するとは渾て土地の狀況に應じ取捨することを得べきものとす故に之に關しては別に知事の許可を乞ふに及ばず又其專用と併用とは必ずしも終始同一なるを要せず兒童入學の始めは珠算を專用し第三學年第四學年に至り筆算を加ふることゝなすも妨げなし

課程表面に掲ぐる數の範圍は渾て運算中に顯はるゝ數位の最多數に就て示す

ものとす卽ち加法に於ては其和數減法に於ては被減數乘法に於ては積除法に於ては實を指すなり表面所揭の範圍に每學年に於て敎ふべき最高度を示すを以て前後の段階懸隔するが如き觀ありと雖も實際敎授の時は猶其順序を細分し漸次に數の範圍を擴め急劇の變化をなさざるべきは勿論なり

數の範圍を示すには皆其末位を單位と假定せり故に度量衡貨幣の計算に於ては其名稱の如何に關らず數位二個に涉るものは十位數位三個に涉るものは百位の數と見做すべし譬へば三圓五十六錢と稱する數量には百の名稱なきも(三位あるを以て)猶百位の數となすが如し尋常小學校第一學年に於て敎授すべき數の計へ方は單に物數を計へしむるを以て足れりとせず猶具數の組立(例へば五は二と三若しくは四と一より成ると云ふの類)をも理會せしめ物數の觀念を確實ならしめんことを要す

尋常小學校に於て敎授すべき度量衡貨幣及時刻の制は普通加減乘除の外に於て別に之を授くるにはあらず算術敎授の傍實物又は模型に依りて度量衡の名稱及用法貨幣の名稱等を敎へ之を算術の問題に應用して練習せしむるものとす又其諸數は通常十進數に限り土地の狀況により生活上特に必要ある場合に於ては畝步斤兩等の諸等數に係る運算の一端を授くるを以て足れりとす高等小學科第一年に於ても亦然り

高等小學校に於て敎授すべき比例問題は深く數理を解說して之を敎ふるに及ばず主として問題に對する運算に習熟せしめ以て民間日常の用に應せしむるを以て目的となすべし是れ表面に於て特に問題の字を揭げたる所以なり

一、地理歷史理科は從前所用の敎科書何れも新定の課程に適せず特に歷史の如きは全く其の組織を異にするを以て從前の敎科書にては到底課程表の通り敎授する事を得ざるべし斯の如きは敎員の注意を以て當分從前の敎科書に就き取捨斟酌して之を授け又は課程表に照し口授して其の大意を筆記せしむるも可なりと雖も事繁冗に涉り容易に行はるべからず且生徒學業の進步を緩漫らしむるの虞あり故に新敎科書の定まるまでの間は深く課程表の順序に拘泥せず渾て從前敎科書の通り敎授するも又可なり

前記末段の如く從前の敎科書の通り敎授するに於ては從前第二學年に用ひたる歷史の敎科書は之を第一第二兩學年に分用し從前第三第四兩學年に用ひたる地理敎科書は併せて之を第三學年に用ふべし

一、圖畫は鉛筆又は毛筆を專用し若しくは兩者を併用するは渾て知事の許可を要せず土地の情況によりて直に之を施行する事を得べし

一、尋常小學校の體操科に於て兵式體操の一部を授け又は尋常小學校及び高等小學校に於て戶外遊戲をなさしむるに就ては知事の許可を要せず土地の情況

により直に施行する事を得べし
但夏季に水泳をなさしめんとする時は豫め其の監督方法を設けて知事の許可を乞ふべし

一、小學校に於て教授すべき教科目は通常本則第三十一條に示すが如く第一號第二號の表面に據るべきは勿論なりと雖も土地の情況により特に某教科目を加へ又は補習科を設置すべき必要を認むる時は本則第二十二條により知事の許可を得て之を施行する事を得べし但某教科目を加除する時は從つて他の教科目に影響し且全體の進歩にも關係を及ぼすものなれば之を爲すに當りては豫め充分精細なる調査を遂げ輕擧に失せざらんことを注意すべし

一、小學校に於て施行すべき試驗の目的及其試驗の種別は本則第二十四第二十五の兩條に明文あれども其學年末試驗は從前の學年試驗と稍性質を異にするものなれば當局者は豫め此に注意せんことを要す從前の學年試驗は所謂進級試驗にして卽ち一學年間に修むる所の課程に就きて其の成績を考按し上級に進むるに足るや否を判定するを以て目的となしたれども本則所謂學年末試驗は必ずしも此の目的を以て行ふにあらず唯一學年を以て一學級となしたる學校に於ては從前と同一の目的を以て之を施行すべきも單級又は二三年を通じて一學級となす學校に在りては學年末試驗は臨時試驗と其の性質を同くするものにして專ら其の生徒學業の進度如何を考へて將來教授上の參考に資するを以て目的となすものなり尤修業年限の終又は二三年を通じたる學級にて最後の學年の終りに於ける試驗は其の卒業又は修業を認定するを以て目的となすべきは勿論なり

一、第二十七條末項に揭ぐる合格の制限は前記の卒業又は修業を認定する試驗に限り適用すべきものにして其の他の試驗には關係なきものなり

一、第二十八條の卒業證書及び第二十九條の修業證書を附與する爲めに學業の成績を考ふるには試驗に據るべきは勿論なりと雖も第三十條の學習證書は一學年間登校したるものには渾て之を授與すべきものなり但修業年限最後の學年及一級中の最後の學年は學習證書を授與すべき限りにあらず

學級編制規則も改正小學校令に伴ふ法令にして二十四年一學級兒童數を限定し尋常七十人高等六十人以下とし教員配置の數を定め單級小學校多級小學校の別を立てゝ町村の資力に應じて適宜編成せしめたり

要するに前期過渡時代を經て築造期に入り混亂狀態より整齊時代に入れるものにして現今制度の體系蓋し玆に完成を胚胎せりと云ふも可なり

明治二十七八年戰役を經て朝野教育に力を注ぐこと一層旺盛となり文運日に月に隆昌に趣けり

我國教育學者の中には明治十七八年の頃より既にスペンサージョホノットの學說唱へられしと雖も本郡の如き僻陬の地にては左程の流行を見ざりしも日清戰後に至り我國都鄙を風靡しつゝあるヘルバルト教育說流行を始め盛に段階主義を振り廻し實際家汲々として唯後れざらんを努め五段教授の形式到る所の教室に持ち囃され甚しきは遂に全く形式に倒るゝに至れりといふ顧ふに我國一部教育學者には此以前既に段階主義の教授法唱へられしもヘルバルト派の如く心理上より將論理上より堂々たる根基の下に工夫したるに非すして漫然たる區分に過ぎざりしなりヘルバルト主義旺盛を極むるや就れの學科にも何れの場合にも此型に嵌めんとして大に無理を生せしは爭はれざる事實なりし卽ち甚しきは體操手工の如き技能科にも悉く此式を適用せんと試みて却て滑稽化せるもの少なからざりき要するにヘルバルト派の教育學說は我初等教育に多大の効驗ありしは何人も肯定するところなれども亦其半面に於て弊害の生せしは蔽ふべからざりき是れ後に此軟教育に對して硬教育の出現受動的より自動的に劃一主義より個性主義に形式より内容に其弊を矯めんとせる教育說の尊ばるゝに至りし所以にして行き過ぎたるヘルバルト主義の反動と見るべきなり

訓示第十一號

部内學區組合別紙之通改正候條自今組合ニ關スルモノハ別紙ニ據リ調査スヘシ

明治二十年七月十五日

那賀郡長　兒玉仲兒

學區組合

第一組合

一學區
二學區
三學區
四學區
五學區
六學區
七學區
十學區

第二組合

八學區
九學區
十一學區
十二學區
十三學區
十四學區
十五學區
十六學區
十七學區
十八學區
十九學區

戸長役場
小學校

第三組合
- 二十一學區
- 二十二學區
- 二十三學區
- 二十四學區
- 二十五學區
- 二十六學區
- 二十七學區
- 二十八學區
- 四十二學區

第五組合
- 三十四學區
- 三十五學區
- 三十六學區
- 三十七學區
- 三十八學區
- 三十九學區
- 四十學區
- 四十一學區

部內小學校の組合は從來之を五組に分てるが客年三月二十二日縣令第十五號を

第四組合
- 二十九學區
- 三十學區
- 三十一學區
- 三十二學區
- 三十三學區

以て市町村小學校設置區域設定されたるを以て從來のまゝにては一學區內の學校にして甲乙兩校組合を異にし統理上不便を感ずると且は從前の組織は廣大に失し一組內にして山脈縱橫に連亙し交通を障礙せられ爲に諸般の事務處理上困難なるの故以て訓示第九號を以て組合を變更せられたり

訓示第九號

部內學區組合別紙之通改正候條自今組合ニ關スルモノハ別紙ニ據リ調査スヘシ

明治二十四年三月十七日

那賀郡長　小山漸

學區組合

第一組
- 一番學區（山崎村）
- 二番學區（根來村）
- 三番學區（上岩出村）
- 四番學區（岩出村）
- 五番學區（池田村）
- 二十一番學區（小倉村）

第二組
- 六番學區（田中村）
- 七番學區（長田村）
- 八番學區（粉河村）
- 九番學區（川原村）
- 十番學區（上名手村）
- 十一番學區（名手村）

村役場
小學校

第三組
- 十六番學區(安樂川村)
- 十七番學區(奥安樂川村)
- 十八番學區(調月村)
- 十九番學區(丸栖村)
- 二十番學區(西貴志村)
- 二十二番學區(中貴志村)
- 二十三番學區(東貴志村)

第五組
- 二十八番學區(小川村)
- 二十九番學區(下神野村)
- 三十番學區(上神野村)
- 三十六番學區(志賀野村)
- 三十五番學區(眞國村)

第四組
- 十二番學區(狩宿村)
- 十三番學區(王寺村)
- 十四番學區(麻生津村)
- 十五番學區(龍門村)
- 三十三番學區(鞆淵村)

第六組
- 二十四番學區(北野上村)
- 二十五番學區(中野上村)
- 二十六番學區(南野上村)
- 二十七番學區(東野上村)
- 三十一番學區(猿川村)
- 三十二番學區(長谷毛原村)
- 三十四番學區(細野村)

訓示第十號

村役場
小學校

明治二十四年各組試驗委員左記之通選定條此旨訓示ス

明治二十四年三月十八日　那賀郡長　小山漸

第一組試驗委員　岩出高等小學校長兼訓導　加納直清

同　三谷高等小學校訓導兼校長　須藤丑彦

第二組試驗委員　打田高等小學校訓導　西淺次郎

同　粉河高等小學校訓導　西林龜太郎

第三組試驗委員　調月高等小學校訓導兼調月尋常小學校訓導　瀧口幸吉

同　神田尋常小學校訓導　福田精一郎

動木高等小學校訓導

第四組試驗委員

田村義顯

第五組試驗委員

志賀野尋常小學校訓導

光吉安次郎

第六組試驗委員

小西尋常小學校訓導

山本楠之助

訓示第十二號

部内高等尋常小學校生徒卒業試驗來四月一日ヨリ左記日割之通施行ス
但期日伸縮候際ハ出張吏員ヲシテ便宜通知セシム
明治二十四年三月三十日

試驗日	試驗場	受驗校名
四月一日、二日	那賀郡長 小山漸	
	荒見尋常小學校	麻生津、荒見、杉原、遠方
四月四日	市場尋常小學校	市場、神田
四月五日	調月尋常小學校	調月
四月六日、七日	丸栖尋常小學校	丸栖、前田
四月八日	井ノ口尋常小學校	井ノ口
四月九日、十日	動木尋常小學校	動木、溝ノ口、下佐々、野上新
四月十二日	志賀尋常小學校	志賀野
四月十四日	中番尋常小學校	中番
四月十六日	小西尋常小學校	小西
四月十八日十九日、二十日	名手尋常小學校	名手、加咏、切畑、丹生
四月二十一日、廿二日、廿三日	粉河尋常小學校	粉河
四月二十四日	長田尋常小學校	長田
四月二十五日	池田尋常小學校	池田
四月二十六日、二十七日	打田尋常小學校	打田
四月二十八日	尾崎尋常小學校	尾崎
四月二十九日、卅日、五月一日	三谷尋常小學校	三谷、豐田、水栖
五月二日	阪本尋常小學校	阪本、曾屋

五月三日　吉田尋常小學校　吉田、金池
五月四日、五日　岩出高等尋常小學校　岩出
五月六日　小倉尋常小學校　小倉
五月七日　最上尋常小學校　最上

訓令第二十二號

本年十月縣令第六十五號ヲ以テ小學校設備規則改正發布相成候付自今校舍ヲ改築シ校具ヲ新調スルトキハ同規則ノ條項ニ準據スヘキハ勿論ノ處現ニ寺院民屋等ヲ假用シテ校舍トナスモノ其ノ他兒童管理上衞生上不適當ノモノハ今後二ケ年度內ニ必ス新築又ハ相當設備ヲ爲シ兒童用机腰掛構造ノ不完全ハ兒童身體ノ發達上不測ノ危害ヲ招クモノナルヲ以テ現ニ各學校ニ於テ使用スル机腰掛ニシテ設備規則ノ標準ニ適合セサルモノハ今後三ケ年度以內ニ繼續事業トシテ必ス新調若クハ改造スヘシ

町村役場

明治三十二年

那賀郡長　秋山德鄰

小學校の統一　明治二十五年に至り從來の如く小區域に單級小學校の個々分立する樣にては敎育の效果を擧ぐる能はざる恐あるを以て成るべく一町村一校主義に改め止むを得ずんば此例外を許すこと但し僻遠にして通學の便を缺く所には分校を設置せしむることゝし郡の學務課にて各村の意見を徵し小學校々數及設置區域を立案し之を郡內各村に指示せり

那甲第六五六號

尋常小學校々數竝設置區域

一、調月村

從前調月尋常小學校　從前ノ位置ニ一校ヲ置ク尤圖面ニ依レハ其位置北端ニ在ルモ中央ニ適當ノ位置ナシ村中主部ヲ占ムル從前ノ位置ニ依ル

一、猿川村

從前猿川簡易小學校　前同斷

一、中貴志村

從前前田尋常小學校、尼寺簡易小學校、神戸簡易小學校　從前ノ區域ヲ廢シ大字上野山ニ一校ヲ置ク

一、麻生津村

從前麻生津尋常小學校　從前ノ位置ニ一校ヲ置ク尤圖面上ニ依レハ北端ニ屬スト雖モ中央ニ適當ノ位置ナク村中ノ主部ヲ占ムル從前ノ位置ニ依ル

一、細野村

從前ノ垣内簡易小學校、從前ノ位置大字垣内ニ一校ヲ置ク大字勝谷同位置ニ分校ヲ置ク同大字限兒童ヲ修學セシメントス本村ハ山間ニシテ好位置ナシ通學里程一里半ノ不便ヲ見ルモ實際不得已ニ依ル

備考　鞆淵村大字下番ノ内和田ノ兒童ヲ本村垣内校ニ委托セシメントスルモ鞆淵村ハ之ニ應セス

一、東野上村

從前動木尋常小學校、下佐々尋常小學校、柴目簡易小學校、小畑簡易小學校從前ノ區域ヲ廢シ大字動木ニ一校ヲ置キ大字柴目同位置ニ分校ヲ置キ同大字及長谷ノ兒童ヲ修學セシメントス

但小川村ノ内大字小野ノ兒童ハ同村小川校ニ通學困難ナルヲ以テ本村動木校ニ委托セシメントス

一、小川村

從前小川簡易小學校、本簡易小學校、從前ノ位置大字東福井ニ一校ヲ置キ大字及西福井奥佐々坂本ヲ區域トシ大字中田ニ從前ノ位置ニ一校ヲ置同大字及梅本ヲ區域トシ一村二校トス

但大字小川小野ハ野上川ヲ隔テ道路遠隔ナルカ爲同大字ノ兒童ヲ東野上村東野上校ニ委托セシメントス

一、根來村

從前坂本尋常小學校　從前ノ位置ニ一校ヲ置ク

一、上岩出村

從前水栖尋常小學校　前同斷

一、粉河村

從前粉河尋常小學校　前同斷

一、志賀野村

從前志賀野尋常小學校　前同斷

一、長田村

從前長田尋常小學校　前同斷

一、丸栖村

從前丸栖尋常小學校　前同斷

一、安樂川村

從前安樂川第一尋常小學校同第二尋常小學校從前ノ位置ニ二校ヲ置ク

一、奥安樂川村
　從前野田原尋常小學校、善田尋常小學校　前同斷
一、西貴志村
　從前長原尋常小學校、岸宮簡易小學校　從前ノ區域ヲ廢シ大字長原ニ一校ヲ置ク
　備考　本村ハ當分從前ノ通據置相成度旨申出ルト雖モ部落廣濶ナラサルヲ以テ二校ヲ置ク必要ナシト認ム
一、鞆渕村
　從前中番尋常小學校、上番簡易小學校　從前ノ區域ヲ廢シ大字中番中ニ一校ヲ置ク
　從前ノ位置ヲ轉シ一校ヲ置ク
　備考　本村大字境谷ハ本校ヲ距ル一里二十町餘ニシテ山間ニ僻在シ通學困難ナルヲ以テ追テ分校ヲ置クノ必要ヲ認ムルモ目下決定セス但本村ハ大字境谷ヲ區域外トナシ設置ノ旨申出ツルモ本官ハ全村ヲ以テ區域トナサントス
一、小倉村
　從前小倉尋常小學校、下三毛簡易小學校、金谷簡易小學校
　從前ノ區域ヲ廢シ大字下三毛同大垣内ニ各一校ヲ設置シ一村二校トス
一、山崎村
　從前吉田尋常小學校、會屋尋常小學校、境谷簡易小學校
　從前ノ區域ヲ廢シ大字中野黒木ニ一校ヲ置ク
　備考　本村大字境谷ハ本校ヲ距ル一里二十町餘ニシテ山間ニ僻在シ通學困難ナルヲ以テ追テ分校ヲ置クノ必要ヲ認ムルモ目下決定セス但本村ハ大字境谷ヲ區域外トナシ設置ノ旨申出ツルモ本官ハ全村ヲ以テ區域トナサントス
一、東貴志村
　從前井口尋常小學校、喜多簡易小學校　從前ノ區域ヲ廢シ大字井ノ口ニ一校ヲ置ク但位置從前ノ通
　備考　本村ハ大字北ニ今一校ヲ置キ一村二校ヲ設ケ度旨申出ツルモ井ノ口トノ距離多カラサルヲ以テ二校ヲ置クノ必要ナシト認ム
一、龍門村
　從前荒見尋常小學校、杉原尋常小學校、遠方尋常小學校
　從前ノ區域ヲ廢シ大字荒見ト同杉原ノ西部ニ各一校ヲ置キ一村二校トス
　但荒見校ノ位置從前ノ通
一、田中村
　從前田中尋常小學校、高野分校、西井坂分校
　從前ノ通大字打田ニ一校ヲ置キ大字高野同西井坂ニ各分校ヲ設ケ本校ト分校二箇所トス　但本分校トモ位置從前通

一、南野上村

従前海老谷尋常小學校、野上新尋常小學校

従前ノ通大字海老谷ニ一校ヲ置キ同大字及次ケ谷冷水東上谷西上谷赤沼ヲ區域トシ竝ニ大字野上新ニ一校ヲ置キ同大字及九品寺ヲ區域トシ一村二校トス

一、中野上村

従前溝ノ口尋常小學校、木津簡易小學校、沖野々簡易小學校

従前ノ區域ヲ廢シ大字溝ノ口ニ一校ヲ設置シ同大字及野上中椋木木津沖野々ヲ區域トシ大字沖野々ノ内一部分ニ同校ヲ置ク但溝ノ口校位置従前ノ通

備考　本村ハ大字溝ノ口ニ一校ヲ置キ大字木津同沖野々ニ各分校ヲ置カント申立ツルモ地況ト經濟トヲ參酌シ本行ヲ至當ト認ム尤本官ト本村ノ意同一ナラサルヲ以テ分校ヲ置カシメントスルモ之ヲ關スル取調書ハ目下徵取難致候

一、北野上村

従前孟子簡易小學校、七山簡易小學校、別院簡易小學校、下津野簡易小學校

従前ノ區域ヲ廢シ大字七山ニ一校ヲ置キ同大字及原野ヲ區域トシ竝ニ孟子校ノ分校ヲ設ケ別院野尻下津野ノ兒童ヲ修學セシメントス

備考　本村ハ大字七山孟子別院ニ各一校ヲ設置シ一村三校ト申立ツモ經濟ヲ考ヘ本行ヲ至當ト認ム尤本官ト本村ノ意見同一ナラサルヲ以テ本村ノ希望ニ反シ分校ニ關スル取調書ハ目下徵取難致候

孟子ニ一校ヲ置キ同大字及高津別院野尻下津野ヲ區域トシ尚別院ニ孟子校ノ分校ヲ設ケ別院野尻下津野ノ兒童ヲ修學セシメントス

備考　本村ハ大字七山孟子別院ニ各一校ヲ設置シ一村三校ト申立ツモ經濟ヲ考ヘ本行ヲ至當ト認ム尤本官ト本村ノ意見同一ナラサルヲ以テ本村ノ希望ニ反シ分校ニ關スル取調書ハ目下徵取難致候

一、上神野村

従前鎌瀧簡易小學校

従前ノ位置大字鎌瀧ニ一校ヲ置キ同大字及高畑柱瀬赤木三尾川明添ヲ區域トシ大字上ケ井ニ分校ヲ置キ同大字限ノ兒童ヲ修學セシメ大字大角津川ノ兒童ヲ下神野村下神野校ニ委托セシメントス

一、下神野村

従前神野市場簡易小學校、福田簡易小學校、箕六簡易小學校

従前ノ區域ヲ廢シ大字神野市場ニ一校ヲ置キ同大字及樋下福田野中安井永谷ヲ區域トシ大字箕六ニ分校ヲ置キ同大字及南畑ノ兒童ヲ修學セシメ上神野村大字大角津川ノ兒童ヲ下神野校ニ受托セシメントス上神野村大字上ケ井ノ兒童ヲ本村ニ受托セシメントスルモ上神野村ハ應セス

但本分校共位置從前ノ通

備考　所々尋常校ヲ設置致度旨申立候ヘ共一小部落ニシテ經濟等ヲ察スレハ維持難カルヘクト認ム

一、長谷毛原村

從前小西尋常小學校、長谷宮簡易小學校、毛原下簡易小學校、毛原宮簡易小學校

從前ノ區域ヲ廢シ大字小西ニ一校ヲ置キ同大字及毛原下毛原中毛原宮毛原上ノ幾部分（戸數四十七戸ノ所在）ヲ區域トシ大字毛原宮ニ小西校ノ分校ヲ置キ同大字毛原中ノ内幾部分（戸數十戸ノ所在）毛原上ノ幾部分（戸數四十七戸ノ所在）ノ兒童ヲ修學セシメ大字長谷宮ニ一校ヲ置キ同大字及毛原上ノ内幾部分（戸數十九戸ノ所在）ヲ區域トシ一村二校分校一ケ所トス

但本分校共位置從前ノ通

一、岩出村

從前岩出尋常小學校

從前ノ通位置大字清水ニ一校ヲ置ク

一、川原村

從前丹生尋常小學校

從前ノ位置大字上丹生谷ニ一校ヲ置ク

一、名手村

從前名手尋常小學校

校數位置從前ノ通

一、上名手村

從前上名手尋常小學校、名手下簡易小學校、加美尋常簡易小學校

從前ノ區域ヲ廢シ本村大字切畑及大字平野ニ各一校ヲ設置シ名手下簡易小學校ヲ廢ス

但切畑位置從前ノ通

一、眞國村

從前眞國宮簡易小學校

從前ノ位置ニ一校ヲ置ク

一、狩宿村

本村ニハ從來小學校ナシ

本村字中井ニ一校ヲ設置ス

一、王子村

同斷

本村大字東野ニ一校ヲ設置ス

一、池田村

從前三谷（尋常簡易）小學校、池田（尋常簡易）小學校、豐田（尋常簡易）小學校、中畑簡易小學校

本村大字中三谷ニ一校ヲ設置シ中三谷西三谷東三谷枇杷谷登尾豐田東國分古和田ノ一部ヲ以テ區域トシ大字豐田ニ分校ヲ設ケ豐田枇杷谷登尾ノ兒童ヲシテ就學セシム大字北勢田ニ一校ヲ設置シ北勢田南勢田重行神領東山田西山田北大井南中北中中中畑神通今畑池田新ヲ以テ區域トシ中畑ニ分校ヲ置キ中畑今畑神通ノ兒童ヲシテ就學セシム

大字南國分ニ一校ヲ置キ南國分古和田ノ支郷ヲ以テ區域トシ古和田ノ支郷ニ分校ヲ置キ同部分ノ兒童ヲシテ就學セシム

前記指示の後各村と數度の折衝を經て遂に左の如く位置指定の斷案を下せり

告示第五十三號

部內調月村初十五ケ村ニ於テ設置スヘキ尋常小學校位置小學校令第二十六條第二項ニ依リ左ノ通リ指定セリ

明治二十五年十二月七日

那賀郡長　小山漸

村名	校數	位置
調月	一	從前之通
猿川	一	同
中貴志	一	大字上ノ山
麻生津	一	從前之通
根來	一	同
上岩出	一	同
粉河	一	同
志賀野	一	同
長田	一	同
丸栖	一	同
安樂川	二	同
小倉	二	一大字上三毛　一大字大垣內
龍門	二	一大字杉原ノ西部　一大字荒見
南野上	二	從前之通
岩出	一	同
川原	一	同

殘餘の二十箇町村に對しては更に二十六年七月十日を以て位置指定ありたり

村名	校數	位置
上神野	一	大字鎌瀧
下神野	二	大字神野市場　大字箕六
中野上	一	大字溝ノ口
西貴志	一	大字長原　大字北
東貴志	二	大字井ノ口　大字孟子　大字別院
北野上	三	大字七山　大字平野
名手	一	從前之通
上名手	二	大字切畑　大字中井
眞國	一	從前之通
狩宿	一	字中井
王子	一	大字東野
細野	一	大字垣內
鞆渕	一	大字中番
東野上	一	大字動木
小川	二	大字東福井　大字中田
田中	一	從前之通
山崎	一	大字中野黑木
長谷毛原	三	大字小西　大字長谷宮　大字毛原宮
池田	三	大字中三谷　大字北勢田　大字南國分

5第四期

三十三年小學校令の改正より現在に至る迄最近二十幾年間の沿革にして教育界未曾有の發展をなせり以下逐次之を述べん

三十三年小學校令の改正　明治三十三年八月二十日に至り復小學校令の改正行はれたり卽ち時代の進歩に伴ひ之に適應すべく修正を施せるものにて前令九十六條より成れるもの今回は七十三條に減せられ其後三十六年四十年大正二年同八年の數度一部改正行はれしと雖も大體の骨子に於ては變革なく卽ち此時の法令は現行法をなすものにして其翌日文部省令を以て發布せられたる同施行規則も數十回に亙る一部改正ありしも骨子は依然として存續せり今回の改正の要點としては先づ形式上より云へば從來に於ける就學義務は四ヶ年と規定され居るも實際は三年の所も多くありて極めて寬大に取扱ひ來りしが之を悉く四年と限られしと義務教育は授業料を徴集するを本體とする從來の規定を此時より徴集せざるを本體とし特別の事情あるものに限り徴集するを許され又正准數員の外

に代用教員を認めたることなりき而して内容の改正に至りては第一兒童の試驗を全廢せしことにて平素の成績を考査して各學年の課程の修了若くは卒業を認定することゝなれり又從來讀書作文習字の三學科は箇々に分れ居りしを集めて國語なる一科に統括し其間の連絡を計れり發音假名遣卽ち所謂棒引假名を採用し(小松原文相の時字音假名遣に復活されたり)教科の程度を大に低下し漢字の如きも小學校にて教ふべき漢字の數を一千二百字内外に制限せる如きは如何に課程の簡易となりしかを證するに足る三十三年十二月十九日和歌山縣令第八十六號を以て小學校令施行規則(百四十五條より成る)を定め同法施行上の手續を詳細指示されたり斯くして法の整備と共に教育界益々緊張するに至れり本郡にては郡内學事の實務は從來學務課に屬する郡書記に於て取扱ひ來りしが三十三年四月に至り學務主任津田仙之助を擢きて初めて本郡視學に任命し新規法則の徹底を期せり

三十五年に於て教科書事件の不祥事起り次で三十七八年戰役を經て國民の自覺加はり更に一般の進展を見るに至り四十年には義務教育六ヶ年に延長され教育程度の昂上を圖り社會教育の必要を唱道されて斯界益々多忙となれり要するに當期初めに於ては小學校令施行規則の改正同細則等を制定せられ普通教育の基礎を確立し今や實行期に入れるなり

教科書事件　本件は我郡に於て犯罪者を出せるに非らず對岸火災の觀ありしが何分天下の耳目を聳動せし大事件として教育史上に拭ふべからざる汚點を印したる不祥事なれば茲に其梗概を掲げん國内有名なる各書肆に迄三十三年の小學校令改正の新規則に適合する教科書を編纂して之を府縣の審査員に採用さるべく猛烈なる運動をなせり政府當局急遽此が對應策として周密にして嚴重なる取締法規を制定し不正行爲を豫防せんを期せり當時の府縣審査員は縣學務關係者中等學校教員郡視學小學校長等なりしが此等に對する書肆の競爭益々烈しく醜聞巷間に洩れ巧みに不正手段を講じて弊害百出せり政府大いに不備の法禁を整へ或は嚴罰に處して之を防止せんとせしも遂に及ばず三十五年の末に至り贈賄收賄の嫌疑を以て羅致せらるゝもの相次ぎ本縣に於ても清廉高潔なる士二三を除く外多くは忌はしき犯罪者として縲紲の苦を受けしこと神聖なるべき斯界に在りて一大恨事と云はざるべからざりき之ありし爲明治三十六年四月勅令第七十四號を以て「小學校の教科用圖書は文部省に於て編纂したるもの及び文部大臣の檢定したる者につき小學校圖書審査會の審査を經て府縣知事之を採定す」とありしを「小學校の教科用圖書は文部省に於て著作權を有するものたるべし」と云ふに改め教科書國定の根本義確定せられたり而して此に依る教科書は三十七年四月より使用せられ從來不廉なりし教科書も大いに低廉となり父兄の負擔を輕減

すること莫大なりき

諸施設　三十五年の頃千田稔郡視學となれり左の教育視察の案の如きは同氏時代に成りしものにて爾後年々郡費を以て旅費を給し郡内に於ける優良の教員を抽きて各府縣の學事を視察し之を實際に利用せる如きは本郡教育に資すること勘少ならざりしなり

教育視察規程

第一條　郡長は教育事業の視察をなさしむる爲め本規程により郡内小學校教員を選拔派遣するものとす

第二條　派遣員を分つて二種とす

一、甲種　旅費の全額を支給するもの

二、乙種　旅費の幾分を補助するもの

第三條　視察すべき府縣郡市學校の種類日數旅費等は其都度郡長之を定む

第四條　派遣員は詳細なる復命書を作り歸校後二週間内に郡長に差出すべし

（一）復命書は視察事項に對する意見を附すべし

（二）特に注意を要するものは郡長に對し口頭開陳することを得

第五條　派遣員の視察すべき要項概ね左の如し

甲　小學校に關するもの

一、學校の名稱位置教員數兒童數學級數等

二、校地校舍校具等設備に關すること

三、教授管理及規律訓練に關すること

四、學業に關すること

五、學齡兒童の就學に關すること

六、學校家庭連絡の狀況

七、學務委員其他學務擔任町村吏員事務取扱に關すること

八、學校經費に關すること

九、統計及帳簿に關すること

一〇、學校衞生に關すること

一一、學校統一に關すること

一二、學校長及教員の職務に對する狀況

一三、學校長教員待遇に關する狀況

一四、部内人民の教育に對する狀況

一五、卒業生並に退學生の狀況

一六、加設科目並に其の教育上の狀況

一七、當該學校教育上の主義方針

一八、其他特に必要と認むる事項

乙　實業學校に關するもの

一、學校名稱位置職員數生徒數學級等

二、設立の方法

三、教科編成竝に教科目其程度等

四、經濟の狀況竝校長以下給料額等

五、卒業生竝に卒業後の狀況

六、學校所在地竝に其地方の狀況

七、其他特に必要と認むる事項

丙　教育機關に關するもの

一、圖書館に關するもの

二、教育參考品陳列場等に關すること

三、教育界に關すること

四、校長會等の組織方法竝に其狀況

丁　其他

一、教育に關して教師の個人的又は團體的研究事項竝に其狀況

二、教員奬勵に關する事項

第六條　郡長は前各項の中或事項を撰して視察せしむることあるべし

以上は明治三十五年七月に制定し直に實行せしものにして年々數人づゝ他府縣(甲種)及縣內(乙種)の優良校團體の實況を視察し歸來復命せしものを印刷に附し之を郡內當事者に配付參考に資せり、採長補短の途蓁に講ぜられ施設に於て教員に於て改善釐革する所甚だ多かりき三十五年五月那賀郡小學校兒童成績品展覽會規則を設けて左記の各部に於て擧行したりしも種々の障害によりて其後廢絕の止むなきに至れり

第一部　山崎　根來　岩出　上岩出　田中　池田(但本年度に限り池田村池田尋常高等小學校は第二部へ編入す)

第二部　長田　粉河　川原　上名手　狩宿　王子　名手　麻生津　龍門　鞆渕

第三部　奥安樂川　安樂川　調月　九栖　中貴志　西貴志　東貴志

第四部　北野上　南野上　中野　上東野　小川　猿川　下神野　上神野　長谷毛原　細野　志賀野　眞國

同三十六年木野忠次郎千田氏に代りて視學となるや小學校諸表簿の調製改善、學事奬勵內規、就學奬勵內規、納稅義務觀念の養成、校規標準學齡兒童就學又は出席督促に關する手續、實業補習學校費補助規程、小學校教員慰勞金額算出標準內規等在

職七ヶ年の長きに亙りたれば仕事の量最も多く殊に三十七八年日露戰役後教育熱勃興時代に際會せる事とて諸般の施設に於て内容の改善に於て眞摯の態度を以て指導奬勵せしかば教育界頗る緊張の度を加へたり而も當時に於ける師範學校卒業者の素質の優秀なりしは前後比なく年々就職する少壯教員の各學校に配置さるゝに及び世の進運は斯界覺醒の氣運を促進し自餘の教員新刊書に雜誌に他校視察に講習會に研鑽修養して何物をか獲んとする氣分を生じ前途益々多望なるに至れり現に教育會事業として盛に研究せる實地授業批評會の如き常に是等新卒業生をして教授者の地位に立たしめたる眞面目なる研究會は一面に於て是等の若手連を鼓舞し得ると共に他教員も多大の修養となり回を重ぬる毎に精を加へ細を盡して教授法益々纖巧を極めたり前期の終り頃より郡内の各町村競ふて校舎を新築し學校の併合をなし殆んど尋常高等小學校の設立を見るに至りたれば學級の增加と共に教員の需要劇增して荐りに不足を訴へしかば縣亦對應策として屢々短期講習會を催して教員養成を企て一時補充の途を講せりかゝる有樣なるを以て未だ老朽淘汰の聲なく教員の身上頗る安定の地位に在りて悉く其職を樂しみ當局の激勵と相俟つて機運の發展を圖るに汲々たりき此頃又訓練の聲教育界に宣傳せられ各校競ふて施設經營に努め或は校訓を設け或は模範人物を定め曰く訓練要目曰く訓育方針曰く其實施方法と其成績を擧ぐるに焦慮せる結果稍々皮相の施設に流れ技巧を弄し却て精神を逸せるもの多く朝の會校歌校旗柱頭の格言講堂の金言等遂には形式倒れの傾向を生せり由來訓練の本領たる實踐躬行によりて良習慣を養ふにあり單に施設事項の繁多に忙殺せられ却て睛を點ずる能はざる如きは勞して効尠き所以なるに往々未だ其眞髓を捉へ得ざりしは頗る遺憾とする所なりき然れども當時の教育者は兎も角緊張せる態度を以て成績を向上せしめんとせる意氣込みは有形無形に將來に於て何等かの反應を齎せしことを認めざるを得ざるなり

明治三十七年二月十日日露の國交斷絶して干戈相見ゆるに至りたれば左の訓令を發し時局に對する覺悟を注意せり注意事項よく時弊に適中し適當の措置たるを失はざるなり

那賀郡訓令第七號

各町村立小學校

極東ノ平和維持ニ關シ我國ト露國トノ協商ハ終ニ平和ノ裡ニ時局ヲ解決スルノ望ナキニ至リ本月十日ヲ以テ畏クモ露國ニ對スル宣戰ノ詔勅ヲ煥發セラレタリ此ノ時ニ當リ擧國一致忠勇ノ精神ヲ勵マシ滿腔ノ熱誠ヲ捧ケ以テ陸海軍ノ後援ヲナスハ固ヨリ當然ノ事ニシテ殊ニ身ヲ教育界ニ置キ國民養成ヲ以テ其ノ任トナスモノハ須ク聖旨ノアル所ヲ奉體シ一層忠君愛國ノ志氣ヲ鼓舞シ

義勇奉公ノ精神ヲ作興セシムヘキハ論ヲ俟タサレトモ戰ノ進行ニ關シ一喜一憂輕々シク其ノ態度ヲ變シ以テ動モスレハ常規ノ外ニ逸シ易キ兒童ノ感情ヲ驅リ冷熱ノ極度ニ走ラシムルカ如キハ決シテ訓育其ノ道ヲ得タルモノニアラス宜シク沈思熟考熱心誠意以テ益〻其ノ職責ヲ完フスヘキナリ今小學校ニ於テ此際兒童訓育ニ關シ注意スヘキ事項ヲ左ニ列擧スヘシ

一、思フニ今回ノ事變タル其ノ關スル所極メテ大ニシテ其ノ國家ニ負フ所ノ責任ハ將來益〻重キヲ加フルニ至ルコトヲ知ラシメ他年コノ重大ナル責任ヲ盡ス所以ハ修學時代ニ於テ專心一意心身ノ修養ヲ力ムルニ在ルコトヲ體任セシムヘシ

一、今ヤ露國ト事ヲ構フルモ固ト是レ平和ヲ永遠ニ克復センカ爲ナレハ兒童カ客氣ニ驅ラレ露國民ニ對シ嘲罵ヲ逞ウシ延テ他ノ外國民ニマテ惡感ヲ懷カシムルカ如キコトナカラシムルヲ要ス

一、我カ忠勇ナル陸海軍人カ國家ノ爲ニ生還ヲ期セスシテ出征スルニ當リテハ滿腔ノ同情ヲ表センカ爲之ヲ送迎スルハ固ヨリ妨ケナキモ兒童ヲシテ學業ヲ廢シ貴重ナル時間ヲ費サシムルカ如キハ忠勇ナル軍人カ在學ノ子女ニ期待スル所ニアラサルヘキヲ以テ宜シク注意スヘシ

一、兒童カ自ラ節約シテ得タル所ノ資財ヲ獻シ以テ或ハ軍資ノ一端ニ供シ或ハ恤兵ノ意ヲ致サントスルハ忠愛ノ至情ヨリ出ツルモノ固ヨリ嘉ミスヘキコトナルノミナラス節儉ノ美風ヲ養フニ於テ益アリトス然レトモ徒ラニ一種ノ名譽心ニ驅ラレ將ニ父兄ニモ強請シ以テ累ヲ父兄ニ及ホスカ如キコトアランカ敎育ノ方面ヨリ見テ喜フヘキコトニアラサルノミナラス國家及軍人モ亦快ク之ヲ受クヘキニアラス宜シク兒童ヲシテ深ク此意ヲ體スヘシ

之ヲ要スルニ陸海ノ軍人カ死ヲ決シテ戰ヒアラユル艱苦缺乏ヲ忍ヒテ國家ニ報スルノ精神ヲ移シテ以テ敎育者及ヒ被敎育者ノ期待スル所ニシテ有事ノ日ニ於テ敎育者カ國家ニ報ユル所以ノ道亦實ニ之ニ外ナラサルナリ宜シク其ノ本分ト職責ニ顧ミ敢テ或ハ其方ヲ誤ルカ如キコトナカランヲ期スヘシ

明治三十七年二月十六日

那賀郡長　松田巳之吉

明治三十八年時局終結し國力恢復の爲め國家が鞏固なる財政に倚頼すべき事情痛切なる時に當り動もすれば國民納稅義務觀念薄弱となり滯納者增加の傾向を生せんとせるを以て國民敎養上看過すべきに非らすとなし左の訓令を發して兒童に對し納稅觀念養成上適當の施設を講じ將來國家財政運用上支障なからしめんことを欲せり

那賀郡訓令第四〇號

小學校兒童ニ納稅義務ノ觀念ヲ養成スルハ國民敎育上必要ノコトタルヲ以テ各小學校ニ於テハ之カ注意ヲ怠ラサルハ勿論ナリト雖モ飜テ父兄一般ノ狀況ヲ察スルニ比年滯納者遞加ノ傾向ヲ呈シ殊ニ中產以上ノ資力者ニ於テ尙且滯納ヲ敢テスルカ如キ現象アリ國家ノ爲寔ニ憂フヘキコトヽス時局ハ納稅ノ觀念ヲ養フニ好機會タルハ勿論殊ニ良好ナル時局ノ終結ハ輩固ナル財政ニ依賴スヘキ義ニ付キ小學校ニ於テハ此際一層納稅義務ノ至大ナル觀念ヲ注入シ彼等カ他日一家ヲ經理スルトキニ及ヒ滯納ノ弊因根絕ヲ期シ一面兒童ヲ介シテ其ノ父兄ニ納稅ノ觀念ヲ注射セシムヘク尙左記要項ハ平素敎授シ置クノ必要アリト認ムヘキニ付敎授細目中ニ適宜ノ箇所ニ配合シテ敎授スヘシ

記

尋常科

修身科

一、市町村稅ノ性質種別

一、地方稅國稅

一、租稅ノ性質種類

一、納稅告知書ノ理解（實物ニ就キテ敎フ）

一、市町村稅國稅地方稅ノ納付手續（具體的ニ敎フ）

一、納稅ノ義務及納稅ト公民權トノ關係

國語科

一、市町村稅額、歲出歲入豫算等ノ總額ヲ材料トスル計算

一、納稅期日及自家納稅額等ニ關スル計算

一、國稅地方稅ノ概數ヲ材料トシタル計算

高等科

修身科

一、尋常科ニ於テ授ケタル外ニ課稅方法ノ大要ヲ知ラシム

但シ算術科ト聯絡スルモ可ナリ

國語科

一、稅務監督局

一、大藏大臣

一、國庫

一、帝國議會等ノ觀念ヲ與フ

算術科

一、市町村稅額、歲出歲入豫算等ノ總額ヲ材料トスル計算

一、納稅期日及自家納稅額等ニ關スル計算

一、國稅地方稅ノ概數ヲ材料トシタル計算

高等科

修身科

一、尋常科ニ於テ授ケタル外ニ課稅方法ノ大要ヲ知ラシム

但シ算術科ト聯絡スルモ可ナリ

國語科

一、稅務監督局

一、大藏大臣

一、國庫

一、帝國議會等ノ觀念ヲ與フ

一、課稅ニ關スル史上ノ變遷
算術科
一、尋常小學校ニ於ケル事項及我國ト他國トノ負擔額ノ比較計算
明治三十八年九月二日　那賀郡長　松田巳之吉

學級益〻增加し敎員數愈〻多くなるに伴ひ往々敎員管理訓練等に統一を缺き甲乙相背馳するなきを保せず斯くては一校の秩序亂れ兒童歸趨を失ひ爲に折角の施設も權威を損し精神を徹底せしむる能はざるを以て小學校々規標準なるものを制定して各小學校に於て土地の情況學校の大小に稽へ斟酌取捨し確實に實行し得べきものを設定し統一ある敎養をなさしめんとせり校規標準は二十六項百八十四條よりなる頗る尨大なるものにしてあらゆる場合を豫想して些の遺漏なきを期せり以て當局苦心のある所を察すべし

一、職員心得　十五ヶ條
二、事務分掌　四ヶ條
三、兒童監護　七ヶ條
四、宿直　五ヶ條
五、校具保護及消耗品取扱　八ヶ條
六、職員會　五ヶ條
七、敎授案　五ヶ條
八、學業成績考査　八ヶ條
九、操行調査　三ヶ條
十、兒童心得　十二ヶ條
十一、賞罰　十ヶ條
十二、出席奬勵　六ヶ條
十三、學校家庭ノ連絡　七ヶ條
十四、弔慰　八ヶ條
十五、修學旅行　十二ヶ條
十六、職員貯金　八ヶ條
十七、兒童貯金　十ヶ條
十八、掃除當番　五ヶ條
十九、出席督促　四ヶ條
二十、兒童學校往復　七ヶ條
廿一、朝會及退散式　四ヶ條
廿二、兒童役員　五ヶ條
廿三、敎室整理　四ヶ條
廿四、使丁心得　三ヶ條
廿五、參觀人心得　八ヶ條
廿六、家庭心得　十一ヶ條

右

義務敎育延長の機漸く熟し何れも其準備に忙殺さるゝ際本郡にては右實施の曉は最も學齡兒童の就學及出席に多大の影響あるべきを豫想し三十九年の頃より屢〻警告を發して各學校をして之が對應策を講せしめたり卽ち敎員は勿論學務委員町村吏員互に協力して間斷なき督勵をなす外貧窮兒童に金品貸與の方法を講じ或は子守の儘出席せしめ或は特に貧兒出席奬勵の途を設けしむる等大に保護の方面にも力を用ひしめしと雖も尙所謂長期缺席者尠からざるを以て三十九年七月二十日百尺竿頭更に一步を進めて法規の勵行を企て保護奬勵と相俟つて止むを得ざるものゝ外悉く就學せしむることゝし成績の向上を圖れり

學齡兒童就學又は出席督促手續

第一條　小學校令施行規則第九十三條及明治三十九年郡訓令第二十一號ニ依リ學齡兒童保護者ニシテ其關係兒童ノ就學又ハ出席ノ督促ニ應セサルモノヲ町村長ヨリ當廳ニ報告アリタルトキハ小學校令施行規則第九十四條ニ依リ第一號書式ノ督促書ヲ以テ書面送達ノ日ヨリ五日以內ニ就學又ハ出席セシムヘキ旨ヲ該保護者ニ督促ス

第二條　保護者ニシテ第一條ノ督促ニ應セサルトハ行政執行法第五條ニ同法施行令第五條依リ第二號書式ノ戒告書ヲ以テ書面送達ノ日ヨリ十日以內ニ就學又ハ出席セシムヘキ旨ヲ保護者ニ強制命令ス

第三條　保護者ニシテ第二條ノ命令ヲ履行セサルトキハ行制執行法第五條第一項第二號同法施行令第四條ニ依リ金〇〇〇ノ過料ニ處シ第四號書式ノ決定書ヲ義務者ニ交付ス

第四條　第一條第二條ノ督促書戒告書ヲ發スルト共ニ第三號書式ノ通牒ヲ以テ其ノ旨ヲ當該町村役場ニ通知シ保護者ニ於テ其命令ヲ履行セサルトキハ其ノ旨當廳ニ報告セシム

第五條　第二條ノ戒告書ヲ發スルト共ニ第五號書式ノ照會書ヲ以テ其旨ヲ當該警察官署ニ通知シ其命令履行ニ關シ注意ヲ乞フモノトス

第六條　督促書戒告書及決定書ハ何レモ其原本ヲ當廳ニ保存シ其正本ハ當該町村役場ヲシテ之ヲ其ノ義務者ニ交付セシメ各受領證ヲ徵ス

第一號書式

第　號　學齡兒童就學(出席)督促書

縣　郡　町(村)大字　番地

學齡兒童何某保護者　何　某

右ハ頭書ノ學齡兒童ヲ本書送達ノ日ヨリ起算シ五日以內ニ何尋常小學校ニ就學(出席)セシムヘク小學校令施行規則第九十四條ニ依リ及督促候也

明治　年　月　日

和歌山縣那賀郡長名㊞

領收書

第　號　學齡兒童就學(出席)督促書一通

右明治　年　月　日正ニ領收候也

住所

學齡兒童何某保護者　氏　名㊞

郡長宛

第二號書式

第　號　學齡兒童就學(出席)戒告書

住　所
學齡兒童何某保護者　何　某

右保護者ハ正當ノ事由ナクシテ頭書ノ學齡兒童ヲ尋常小學校ニ就學(出席)セシメサルモノト認ムルヲ以テ本戒告書ヲ送達ノ日ヨリ起算シ十日以内ニ何尋常小學校ニ就學(出席)セシムヘシ但シ右指定期間内ニ履行セサルニ於テハ過料ニ處スヘシ右行政執行法第五條及行政執行法施行令第五條ニ據リ戒告ス

明治　年　月　日

和歌山縣那賀郡長名㊞

領　收　證（第一號書式ニ準ス）

第三號書式（町村役場ニ對スル通牒）

第四號書式

第　號　過料決定書

住　所
學齡兒童何某保護者　何　某

一金　也

明治　年　月　日第　號戒告書ヲ以テ右學齡兒童就學(出席)ノ件ニ關シ戒告シ置キタルニ其指定期間内ニ履行セス依テ頭書金額ノ過料ニ處スヘキモノト決定ス

前項過料金ハ明治　年　月　日限リ那賀郡支金庫ニ納付スヘシ但シ指定期日内ニ納付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ徵收スヘシ

右行政執行法第五條及行政執行法施行令第六條ニ依リ決定スルモノナリ

明治　年　月　日

和歌山縣那賀郡長名㊞

領　收　證（第一號書式ニ準ス）

第五號書式ハ警察署若クハ同分署又ハ巡査駐在所ヘ對シテノ照會

斯くして郡内一齊に法の命ずる所により勵行せり

郡内就學の成績

	學齡兒童				不就學兒童				男女百人中就學歩合
明治二十六年度	男	七、一一四	計	一三、六三〇	男	三、三八	計	一、五四五	八八、六七
	女	六、五一六			女	一、二一七			
明治二十七年度	男	七、六〇九	計	一四、五二二	男	六〇四	計	一、九三九	八六、六五
	女	六、九一三			女	一、三三五			
明治二十八年度	男	七、四七八	計	一四、三〇四	男	二八一	計	一、二五二	九一、二五
	女	六、八二六			女	九七一			

（二七七）

大正八年度	男	女	計	大正九年度	男	女	計	大正十年度	男	女	計	大正十一年度	男	女	計
尋常科	八三二	八三二	一六六四	尋常科	八四九	八四九	一六九八	尋常科	八四九	八四九	一六九八	尋常科	八四九	八四九	一六九八
高等科	四二	四二	八四	高等科	四二	四二	八四	高等科	四二	四二	八四	高等科	四二	四二	八四
計	八三六	八三六	一六七二	計	八四一	八四一	一六八二	計	八四一	八四一	一六八二	計	八四一	八四一	一六八二
一学級平均	五二・二五	五二・二五	一〇四・五	一学級平均	五二・五六	五二・五六	一〇五・一二	一学級平均	五二・五六	五二・五六	一〇五・一二	一学級平均	五二・五六	五二・五六	一〇五・一二
一教員平均	四一・七四	四一・七四	八三・四八	一教員平均	四二・〇五	四二・〇五	八四・一〇	一教員平均	四二・〇五	四二・〇五	八四・一〇	一教員平均	四二・〇五	四二・〇五	八四・一〇

果せる哉法規勵行の結果俄然として其成績を向上し三十九年に於て九一二五なりしもの四十年三月末に九四・四五となり更に四十一年三月末九七・八五に躍進し其より以後漸次昂上して能く好成績を維持し得たりと云はゝ本郡就學は全く此際に於ける施設の改正を見たり今回の骨子とする所は義務教育は從來の儘にて何れは八年制にならんことを望むと雖も其の實施は尚ほ數年の後を待つの外なきが如し

義務教育延長　明治四十年復小學校令の改正を見て義務教育は從來の儘にて何れは八年制にならんことを望むと雖も其の實施は尚ほ數年の後を待つの外なきが如し

國家の財源に比し甚しき懸隔あるも之れ亦大革新を以て大正九年度より實施すべく此際に於ける施設の劃期的なるは當局の指導宜しきを得たるの外ならず

時既に豫想さるゝに非らざるも我國現下の經濟界の變調に依りても明なり

れどもすべから

長されたる結果高等小學校は二年を本體とするも三年に延長し得ることゝなりたり郡内に於て三年程度の高等科を置きしは田中小學校のみにて他は全部二年程度たりき

義務教育を六年に延長せられしも本郡の如きは豫てより之が準備に怠りなかりし爲殆んど其影響を蒙らざりしも女子に至りては實施の兩三年間多大の支障ありたるが如し

明治四十一年十月　戊申詔書煥發せられ世界の進運に伴ひ國運を發展せしめんが爲に臣民の實行すべき道を諭し給へり此時に當り郡當局管内各町村をして厚き御趣旨を服膺し　聖旨に副ふ所あらしむべく町村長及び小學校教員に對し再三訓示する所あると共に適當の施設をなして奉體の實を擧げんことを要求せり

那賀郡訓令第十六號

戊申詔書奉體ニ關スル心得方ニ付テハ從來訓示シタルコト一再ニ止ラス各地ニ於テ相當ノ企畫モ有之候處益々　聖旨ノ普及ニ努メ一層之カ貫徹ヲ期スルノ必要ヲ認メ告諭第一號ヲ以テ告諭發布ト共ニ　戊申詔書普及方法別紙ノ通相定メ候條右ニ依リ町村民ヲ誘掖指導シ其ノ普及ヲ圖リ以テ　聖旨ニ報ヒ奉

町　村　長
公私立學校教員

ラムコトヲ勗ムヘシ

明治四十二年四月二十一日

那賀郡長　伊藤信平

戊申詔書普及方法

第一條　町村長及小學校教員ハ　戊申詔書ノ御趣意ヲ奉體シ實踐躬行ヲ期スヘシ

第二條　町村長ハ毎年　詔書御下賜記念日ニ通俗談話會同窓會青年會及婦人會等ヲ開催セシメ　詔書ヲ奉體シ御趣旨ヲ講話スヘシ

第三條　町村内ニ於テ善行者アリ之カ表彰ヲ爲サムトスル時ハ前條記念日ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第四條　町村長ハ　詔書ニ振假名ヲ加ヘタル印刷物ヲ製シ配付スル等便宜ノ方法ヲ以テ普及ヲ圖ルヘシ但シ誤字假名遣其ノ他體裁上不敬ニ渉ラサル樣充分注意スルヲ要ス

第五條　學校教員ハ學校式日ニ於テ　教育勅語ト共ニ　戊申詔書ヲ奉讀スヘシ　戊申詔書御下賜ノ記念日ニハ該　詔書ヲ奉讀シ兒童善行者ノ表彰式ヲ擧行シ運動會幻燈會又ハ兒童學科練習會ヲ開催スル等兒童ニ其ノ記念日タルノ觀念ヲ與フルコトニ努ムヘシ

第六條　學校教員ハ修身科教授ノ際　詔書ノ御趣旨ヲ敷衍シテ訓話スル等努メテ兒童ノ腦裡ニ印象セシメンコトヲ期スヘシ

第七條　學校教員ハ可成　教育勅語及戊申詔書ノ印刷物ヲ兒童ニ配付スヘシ

第八條　町村長ハ學校教員神職僧侶及地方名望家ト圖リ　詔書ノ御趣旨ヲ貫徹スル爲ニ左記概目ノ施設ヲ爲シ又ハ遂行ヲ期スルヲ要ス

一、上下心ヲ一ニシ

イ、町村内ノ平和ヲ保ツコト

ロ、耆左會等ヲ起シ長老ヲ尊敬スル風ヲ養フコト

ハ、戸主會ヲ起シ常ニ懇親融和ノ方法ヲ講スルコト

ニ、五軒組制度ノ如キモノヲ設ケ鄉黨相助ケ患難相救フノ方法ヲ講スルコト

二、忠實業ニ服シ

イ、正直勉強ヲ以テ各家業ニ奬勵スルコト

ロ、各種品評會振農會等ヲ組織スルコト

ハ、職業ニ勉強シ衆人ノ模範タルヘキモノヲ表彰スルコト

三、勤儉産ヲ治メ

イ、勤儉ノ御趣旨ヲ消極的ニ解セサル樣懇諭スルコト

ロ、産業組合ヲ起シ若クハ之カ組合ノ發達ヲ奬勵スルコト

ハ、共同作業ノ方法ヲ講スルコト

ニ、共同貯金又ハ定期貯金ヲ奬勵スルコト

四、惟レ信惟レ義

イ、自己ノ分限ヲ盡シ言行一致ノ美風ヲ養成スルコト

ロ、規約等ヲ設ケテ時間ノ勵行ヲ期スルコト

ハ、誠實ト信用トヲ重シ小作米ノ如キ虛僞不義理ノ事ヲ爲サヽル樣小作人ヲ奬勵スルコト

五、醇厚俗ヲ爲シ

イ、衣服飮食ハ各自ノ分限ヲ超過セシメサルコト

ロ、老幼婦女ヲ勞リ男女ノ關係ヲ嚴正ナラシムルコト

ハ、猥リニ耕作物樹木ヲ損シ諸建物柱壁ニ樂書スル等ノ行爲ナカラシムルコト

六、華ヲ去リ實ニ就キ

イ、節儉規約ヲ設ケテ華奢ノ風習ヲ禁スルコト

ロ、風俗改良會ヲ設ケ古來惡習ノ虛禮ヲ調査スルコト

七、荒怠相誡メ

イ、遊惰浮浪ノ徒ヲ調査シ正業ニ就カシムルコト
ロ、酒食ニ耽リ淫逸放縱ニ流ルヽノ弊ヲ救濟スルコト
八、自彊息マス
イ、堅忍不拔ノ氣風ヲ養成スルコト
ロ、青年會及各種團體共終始一貫所定ノ目的ヲ遂行スヘキヲ奬勵スルコト

第九條　町村長ハ祭禮又ハ說敎日等ニ於テ　詔書奉讀式ヲ擧行セシムル樣神職僧侶及諸種ノ敎會ニ協定スルモノトス

內容充實　明治四十四年久保嘉七郡視學となり翌大正元年村上準之に代り大正三年山本龍三亦之に代れり氏は大正六年に至る三年餘職に在りて本郡視學中任期長き中に屬せり故に郡內の學事に精通し其說く所能く肯綮に當り時弊に適中せり氏は施設の多きを貪らずして寧ろ內容充實に力を傾注せるが如し故に其指導の方針は派手ならずして地味を喜び間口を擴めずして從來の施設を整理實行せしめたり左に同氏の視學官に進達せる意見を揭げて當時に於ける郡內學事の狀況を知るの一端に供せん

敎員勤務狀況

一般ニ職務ヲ好愛シ自己ノ職責ヲ全フセンコトニ努ムルノミナラス本務以外ノ實業補習敎育青年會指導其他ノ社會敎育等ニモ亦滿腔ノ好意ヲ以テ精勵シツヽアリト雖モ敎育效果ノ徹底ニツキ尙遺憾ノ點少カラス

敎授訓練

イ、敎師ハ自己擔任學年ノ敎科書ニツキテハ知悉セルモ各學年ノ敎科書ヲ通覽スルコト少キ爲カ敎授ノ連絡統一十分ナラサルモノアリ

ロ、敎科書ノ研究十分ナラスシテ誤謬ヲ傳ヘルコトアリ殊ニ新任ノ敎員ニ於テ然リ

ハ、地方ニ適切ナル敎材ヲ捉フルコト少シ卽チ全國共通ノ敎科書ヲ鄕土化シテ敎授スルコト稀ナリ

ニ、敎授緩漫ニシテ敍述說明等ニ於テ多岐ニ入リ目的ヲ達セサルコト多シ簡潔直截ナルヲ要ス

ホ、敎科書ノ活用ヲ十分ナラシムルルコト

ヘ、敎授ハ上辷ヲナシ徹底ヲ缺キ練習ヲ爲サヽルタメ兒童實力ニ乏シト、劣等生ノ誘導優等生ノ輔導ニ注意スル如キコト少キタメ優等生ノ天才ヲ發揮スルコト能ハス劣等生ハ益〻劣等トナリ敎授ノ進行ヲ害ス

チ、具體的ニ說明セサル爲兒童ノ領得シタル知識ハ確實ナラス

リ、複式敎授法ハ改良スヘキ點多キヲ認ム

ヌ、體操科ノ敎授ハ他ノ敎科ニ比シ一般ニ劣レリ

ル、裁縫作法家事科教授ハ研究改良スヘキ點多シ
ヲ、訓育ニ關シテハ常ニ喧シタ唱フル所ナルモ個性ヲ觀察シ個人指導ヲナス
カ如キコト少シ學校備附兒童性行錄ヲ利用セサルモノ多シ

學校衞生

イ、學童掃除問題惹起以來一般ニ學校内部ノ清潔ニ注意シ面目ヲ改メタルモノ多シ
ロ、教員ハ教授法ノ改良ニ留意スルカ如ク學校衞生ニ關シテ熱心ナラス
ハ、教室内ノ換氣法息ルモノ多シ
ニ、衣服ノ着方(帶ヲ上部ニ結フ)食事ノ仕方等ニ留意スルモノ少シ
ホ、虎眼豫防ニ就テハ豫防法制定當時ノ如ク注意周到ナラス
ヘ、便所ノ構造惡シキタメ一般ニ不潔ナルモノ多シ

教育法令實行ノ狀況

學校職員ハ學年ニ關スル法令ヲ研究シ又ハ實行スルコヲ輕視スルノ風アリ故ニ往々諸表簿記載ニ誤謬ヲ生シ令達通牒等ノ編綴保管完全ナラサルモノアリ

教育上ノ集會ニ關スル狀況

各部會(五部ニ分ツ)ニテ通常四回宛會合シ教育ニ關スル研究ヲナシ郡教育ノ改良進歩ヲ促シツヽアリ特ニ第一部(岩出地方)ニテ委員ヲ定メ教科書ノ研究調査ヲナス等其ノ成績他ノ模範トナスニ足ル

將來教育上最モ力ヲ傾注スヘキ諸點

一、小學校教員ノ元氣ヲ作興シ進取ノ氣象ヲ養成スルコト
二、教員ノ修養及研究ヲ勸奬スルコト
三、小學校兒童及青年ノ體育奬勵ヲナスコト
四、各教科ノ教授ハ小學校令施行規則ニ示サレタル教則ノ目的ヲ貫徹スヘク努力スルコト
五、各教科共一層練習ニ重キヲ措キ兒童實力ノ養成ヲ主眼トスルコト
六、兒童ノ自發的活動ヲ奬勵シ獨創的能力養成ニ留意スルコト
七、兒童ノ個性觀察ヲ周到ニシ穎才兒ノ進歩劣等兒ノ救濟ニ留意シ個人指導ヲ適切有効ナラシムルコト
八、教授ハ可成鄉土ニ適切ナラシメ一層實用的知能ノ普及發達ヲ圖ルコト
九、普通教育ニ於ケル實科思想ヲ鼓吹スルコト
一〇、實業教育ヲ奬勵シ實業補習學校ノ内容ヲ充實改善スルコト
一一、小學校及實業補習學校ヲシテ地方ト接觸セシムルコト
一二、世界ノ大勢ト我國ノ地位トニ考ヘ誠實勤勉ニシテ且堅忍持久ノ精神ヲ養成スルタメ一層努力スルコト

一三、立憲的協同自治ノ精神ヲ涵養スルコト
一四、産業ノ振興ニ努メシメ國產ノ奬勵ニ留意スルコト
一五、學校職員町村吏員神職僧侶等一致協力シテ自治團體ノ發達ニ努力セシムルコト
一六、青年會婦人會ノ指導誘掖ニ努ムルコト
一七、學校林樹栽及基本財產造成ノ奬勵ヲナスコト
一八、就學出席ノ督勵ニ努ムルコト
一九、乙種程度實業學校設置ノ件
二〇、本郡女子教育ノ發展ヲ圖ルタメ粉河町立高等女學校設置及校舍建築等ニ關スル件

前年度ニ於ケル重要問題ノ措置狀況

大正三年度中處理シタル事務ノ大要ヲ記スルニ方リ洵ニ恐懼ニ堪ヘサルハ大正三年四月九日　皇太后陛下ノ崩御アラセ給ヒシ御事ナリ御登遐ノ御沙汰ヲ拜スルヤ直ニ各學校長ニ通牒シテ職員生徒兒童ヲシテ謹愼靜肅ヲ旨トシ哀悼ノ誠意ヲ表セシメ御大葬期間中ニ娛樂ノ爲ニスル催ハ一切之ヲ遠慮セシメタリ

學務事務ニ從事スル者郡視學郡書記雇各一名ニシテ(郡書記雇ハ愛國婦人會ノ事務ヲモ擔任ス)大正三年一月一日ヨリ十二月廿一日迄ニ取扱ヒタル文書ハ二千百四十件ニシテ大正三年度中ニ處理シタル重要ナル事項ヲ擧レハ左ノ如シ

一、學校長會

大正三年五月八日ヨリ二日間小學校長ヲ召集シ郡長ハ國民教育教員服務ニ關スル訓示教育內容充實小學校卒業生方向指導學級編成及擔任兒童修學旅行教育研究會兒童體育奬勵等十數件ニ亙リテ指示ヲナシ教員相互ノ精神修養兒童體力增進實業補習教育ノ實績及小學校國語科算術科成績向上ノ諸件ニ關シ實施セル狀況之ニ對スル意見ニ付諮問ヲナシテ各學校長ノ答申ヲ求メタリ

二、學校長ノ軍隊見學

國民ト軍隊トノ連絡ヲ圖リ國民皆兵ノ精神ヲ一般ニ普及スルニハ小學校長ヲシテ軍隊教育ノ實施ヲ知悉セシムルノ最モ捷徑ナルヲ信シ大正三年七月二十七日ヨリ三日間郡視學ハ郡內各小學校長四十五名ヲ引率シ歩兵第六十一聯隊ノ營舍ニ於テ宿泊シ同聯隊長及將校ノ懇篤ナル指導ヲ受ケ軍隊教育ノ一斑ヲ視察シタリ

三、體育奬勵

兒童ノ體力增進ニ就テハ特ニ督勵ヲ加ヘ郡內各學校兒童身體發育ノ狀況ト全國小學校兒童身體發育平均表トヲ對照比較シテ印刷シ之レヲ學事關係者ニ頒

チテ注意ヲ促シタリ各學校ニ於テハ兒童ノ體操運動遊戲等ニ一層意ヲ用フルニ至レリ而シテ教育界ハ兒童ノ身體發育佳良ノ者ヲ選賞セントスルノ傾向アリ

木劍體操普通體操ハ兒童ノ身體ヲ均齊ニ發育セシムル點ニ於テ留意スル所多キモ兒童カ家庭ニ於テ自ラ之ヲ練習スルニハ無味乾燥ニシテ殆ント顧ミル者ナキハ現今ノ通弊ナリ依テ之カ缺陷ヲ補ヒ且精神修養ニ資センタメ木劍體操ノ創始者靜岡縣師範學校教諭中島賢三ノ許ヘ郡内ヨリ三名ノ教員ヲ派遣シ八日間實地ニツキ研究セシメ歸郡後各部會ニ於テ之ヲ傳授シ各小學校高等科兒童ニ教授セシメツヽアリ

四、一坪農業

學校ニ於テ教授セル學理ヲ家庭ニ於テ之ヲ實際ニ應用シ農作物ノ性質發育順序効用等ヲ知得シテ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養ヒ兼ネテ獨創的材能ヲ附與スルタメ兒童一坪農業ヲ實施セリ其人員三千四百〇一人作付四千四百二十六坪各學校ニテ品評會ヲ開催シ郡抜手ヲシテ作物ノ優劣ヲ審査セシメ郡長ヨリ賞狀ヲ授與シタリ

五、教員ノ進退

教員ノ進退ニ關シテハ最モ愼重ナル調査ヲナシテ郡長ニ具申ス小學校正教員ノ交迭左ノ如シ

採用　二十二名　郡内ニ於ケル轉任　三十八名

退職　十六名　休職　二名

死亡　三名　他郡市ヘ轉任シタルモノ　三名

六、教員ノ待遇

教員ノ待遇ヲ高メ且其地位ヲ安固ナラシムルコトニ關シテハ常ニ焦慮スル所ニシテ大正三年四月一日ヨリ本年三月三十一日迄ニ增俸シタル者百十五名内代用教員十名ニシテ教員總數ノ約三分ノ一以上ニ達セリ其平均額左ノ如シ

小本正	尋正	專正	尋准	代用	平均
大正四年四月現在 男	二三・三八	一八・〇〇	二一・八七	二一・四四	三一・五三	二〇・一五	男女平均
大正四年四月現在 女	一六・〇四	一二・八三	一二・四三	一〇・三三	一〇・二一	一二・二八	一八・〇三

七、郡視學ノ出勤出張

出勤日數百七十一日　出張日數百四十四日

イ、大正三年度學校視察豫定回數ハ二回二十二校一回二十三校ナリシカ事務ノ都合ニ依リ三回二校二回八校一回二十七校ニシテ視察シ得サルモノハ八校アリタリ

ロ、視學講習會及縣外學事視察

十一月二十一日ヨリ二十一日間視學講習會及山梨長野二縣學事視察ノ爲出張ヲナス

八、其他七十四日教育部會青年會事務打合等ノ爲ニ出張ヲナス

八、教育關係者選賞

小學校長町村長ノ學事功勞者及青年會事業成績ノ優良ナルモノヲ調査シ之ヲ内申セルニ本縣學事奬勵規程ニ該當セルモノト認メラレ安樂川小學校長川原村長鞆淵青年會ハ選賞ノ光榮ニ浴セリ

九、教員縣外學事視察

三谷尋常高等小學校長外九名ニ郡費ヨリ補習金ヲ交付シテ學事視察ノ爲ニ派遣ス歸郡後其ノ狀況ヲ各部會ニテ報告セシメ尚復命書ハ郡費ヲ以テ之ヲ印刷シ町村役場學校郡會議員等學事關係者ニ頒チタリ

一〇、時局ト教育

古今未曾有ノ時局ニ際會シ國民的精神ヲ啓培シ我國ト世界列强トノ關係ヲ知得セシムルニハ絶好ノ機會ナルヲ以テ各學校ニ注意ヲ與ヘ時局ニ關スル講演會ヲ開キ或ハ印刷物ヲ配布スル等ノ方法ヲ取ラシメタリ

一一、青年會ノ指導

國家ハ健實ナル公民ヲ要求スルコト益切ナルモノアリ是ヲ以テ將來公民タルヘキ青年ノ指導誘掖ニ就テハ常ニ留意スル所ニシテ特ニ大正三年度ニ於テハ立憲的自治民ノ養成ト體育ノ奬勵ニ力ヲ盡シ町村青年會ヲ開催スルトキハ可成出席シテ講演ヲナシタリ郡青年會總會ハ從來一ケ所ニシテ開キタルモ斯クテハ普ク會員ヲ出席セシメ難キヲ以テ三ケ所ニ開催シタルニ會員ノ約半數ハ之ニ出席シ多大ノ効果ヲ收メタリ

一二、教育會ノ活動

本郡ヨリ指定シタル事業ヲ遂行セシムルタメ郡費ヨリ金四百圓ヲ補助シ本郡教育ノ改良進歩ヲ企畫實行セシメツヽアリ其ノ事業ノ重ナルモノヲ列擧セハ左ノ如シ

イ、講習會

東京帝國大學法科大學教授吉野作造氏ヲ招聘シ八月二日ヨリ五日間紀河中學校ニ於テ講習會ヲ催ス聽講者伊那兩郡教員及有志者二百名氏ハ現今ノ政治ト教育ノ方針ナル題下ニ熱心ニ講演セラレ多大ノ利益ヲ與ヘタリ

ロ、通俗教育講演會

紀伊教育會委員及那賀支會役員ニ委囑シ講演會ヲ開催シタルコト二十七ケ所其ノ聽講人員一萬七千五百五十名從來ニナキ盛觀ヲ呈シ一般ノ智德ヲ增進セシメタルコト尠カラス

ハ、巡回文庫

巡回文庫ハ郡役所内ニ本部郡内五ケ所ニ支部各學校ニ閲覧所ヲ設ケ毎年百五十圓ノ圖書ヲ購入シ一般ニ閲覧セシム大正三年度ニ於テ規程ニ改正ヲ加ヘ圖書ノ閲覧ニ便ナラシメタリ

指示事項の徹底

通り一遍の視察は往々にして其の正鵠を誤ることあり勿論表面に現はれし事實は之を捕捉し得べけんも其の裏面に潜める消息は知ること難し斯くして是非の判斷を下さんか恰も盛裝せる醜婦の後姿を見て美人なりと想像するが如く誤解にあらずんば妄斷に陷ること多く然も其の半面に觀察のみを以て干渉の資料をなし賞罰の標準たらしめんか其の危險測り知るべからざるなり蓋し被視察者にては成るべく自己の長所を展開し短所を蔽ひ其の日の施業に滿艦飾を施し或は教材の準備に或は教案の作成に注意を拂ひ勉めて遺漏なからんを期し視察官亦動もすれば眼光紙背に徹せず漫然看過し遂に眞相を逸する慨なきにあらざればなり大正六年山本喜平郡視學となる氏熾眼能く人を見る假令一回の視察と雖も調査奇拔多く人の意表に出で觀察頗る肯綮に中る所謂口八丁手八丁の人にして當時剃刀視學の稱ありしは亦故なきに非らざるなり其の學校視察に出張するに當り先づ次の視察要項表を配布し學校施設の梗概を記載せしめ置き視察當日提出せしむることゝし第四頁には視學自ら意見を加へて郡長に復命せり此の一片の用紙は當該學校の反射鏡にして記述簡單なれども要を摘み郡長をして好固の參考材料たらしめ得しなり然して指示事項は其の徹底を期するため視察後左記の照會書を發して其の實行計畫の程度を報告せしむることゝせしかば學校側に於ては何を措きても相當の施設と實行とを期せざるべからず從來視察官は往々其の學校に臨みて善良なる適當なる種子は播きしが之を肥培し耕耘し收穫するまで監視の勞をとらず指示事項の大部は言ひ放しの弊を免れざりしが是に到り最後の成果其の物に一般の責任を感ずるに至り教育界の通弊たる惰勢は頓に一掃されんとせり今其の指示事項の徹底を期せる一例を示さん

注意　本表ヲ送達セラレタルトキハ左表中(4)頁ヲ除ク外各欄ニ記入シ置キ視察官ノ臨ミタルトキ差出スヘシ

| 小學校　大正　年　月　日視察 | | |

學第一八八號

照會

大正八年二月十日

郡長

○○小學校長宛

過般部視學をして其の校を視察せしめ候處其指示されたる事項に關し計畫又は整理實行を要する件其狀況來る二十日限報告相成度及照會候也

以上に對し某校長の答申せるもの左の如し

大正八年一月二十六日山本那賀郡視學殿視察指示サレタル事項

一、性行錄　卒業生取調簿記入ニ關スル件

二、兒童及生徒ノ出席督勵ト家庭トノ聯絡ニ關スル件

三、敎育上ノ注意數件

之ニ對スル計畫又ハ整理實行セントスル事項ト其ノ狀況

1　性行錄

眞ノ敎育ハ兒童各自ノ個性ヲ能ク洞察シテ之ニ應スルノ法ヲ執ラサルヘカラス而カモ觀察ノミアリテ結果ヲ考慮セサレハ何等ノ價値ナキモノトナルコト喋々ヲ俟タス然ルニ性行錄記入ハ御指示ノ如ク唯觀察セシ性行ヲノミヲ記シテ奬勵矯正スヘキ事項ト其ノ都度記入(3)各個ノ兒童ニ就キテ緩方ヲ記入法(1)觀察セシ性行ハ可成抽象的文辭ヲ避ケ具體的卑近ノ言語ヲ以テ表スコト(2)賞讃訓誨ヲ與ヘタルトキハ其ノ都度記入(3)各個ノ兒童ニ就キテ緩方ヲナシテ表スモノナリ(4)奬勵スヘキ事項如何ニ之ヲ敎育ニ應用スヘキカニ就キ詳細ニ周到ナル調査ト考慮トヲナシ其ノ具體案ヲ記入シ置キ絕エス行爲ト照合ス(5)其ノ施シタル事項ハ當ヲ得タリヤ否ヤ如何ナル結果ヲ產ミタルヤヲ詳細ニ記入シ效果ノ多カリシモノハ益々奬勵シ效果ノ疑ハシキモノニ就キテハ尙適當ナル方法ヲ考ヘ記入シ置クコト(6)一敎員ノミノ觀察及計畫ハ往々ニシテ其正鵠ヲ誤ルコトアリヨリテ多數敎員相集リ其兒童ニ就キテ觀察當ヲ得タリヤ如何ナル方法カ最モ有效ナリヤニ就キテ打合セ協議シテ遺漏ト誤リトヲ少カラシム

二、卒業生取調簿ノ記入

一、卒業後直ニ帳簿ノ整理完了ヲナス

二、家居　他出ノ印章ヲ調製セリ

三、整理狀況　規定ノ如ク大部分手入ヲ了シタルモ尙他出者ノ行方ニツキテ

未調査ノ廉アリ爾來高等科兒童ヲシテ各家庭ニ就キ調査セシメツヽアリ就學スヘキモノ他出セルモノヲ明瞭ニスル爲前調製ノ印ヲ押ス備考欄ニ參考トナルヘキ事項ヲ詳細記入スルコト

三、小學兒童出席督勵ト家庭トノ連絡

就學ト出席トハ離ルヘカラサルモノナレハ併セ述フヘシ當校ハ兒童ノ出席歩合最劣ナリ大ニ努力セサルヘカラス

（一）一般的

1　新入學兒童ノ家庭訪問

新入學當時ニ於ケル就學ノ時期ヲ失スルコトハ就學出席ニ影響スルコト甚大ナレハ毎年四月以前ニ新入學兒童ノ家庭訪問ヲナシ之等ニ關スル注意ヲ與ヘツヽアリ

2　新入學兒童ノ身體檢査

從來五月ニ行ヒタル身體檢査ヲ新入學兒童ニ限リ四月以前ニ行ヒ身體ニ故障アリテ就學出席シ能ハサルモノヽ手續キヲナサシメ置キ四月ニハ前法ト相俟チテ全部就學シ得ル樣ニス

3　諸會合ノ利用

父兄會、母姉會、學藝會其他保護者ノ會合ノ機會ヲ利用シ就學出席ノ必要ナルコトヲ知ラシメ父兄ノ自覺心ト努力トヲ奮起セシム特ニ當地方ハ兒童ノ仕事ノ盛ナル地ナレハ兒童ノ家庭勞働ト學業成績トノ關係ヲ充分知ラシム

4　不就學缺席兒童ノ督促

不就學及缺席兒童アルトキハ前者ハ部落受持後者ハ學級受持ニ於テ家庭ヲ訪問シ之ヲ督促ス出席督促規定ハ別紙缺席兒童督票促參照

5　村當局村有志トノ連絡

法規上ニ定メラレタル村當局トノ連絡ハ勿論其他常ニ密接ナル連絡ヲトルコト

6　青年會ノ援助

7　出席表彰　イ各學級　ロ各部落　ハ各個人

（二）特殊的

1　就學出席奬勵後援會

貧困ノ爲就學出席不可能ナル兒童ハ就學出席奬勵後援會ヲ組織シテ就學又ハ出席シタルモノニ對シ一定ノ補助金ヲ給與セントス

2　子守敎育

從來ハ子守ヲ家庭ニ於テナサヽルヘカラサル兒童ニハ子供ヲ背負ヒテ出

席スルコトヲ許シタルモ今後ハ特定ノ時間ヲ設ケテ是等ノ兒童ニ敎授ヲナサントス

3　警察ノ援助

如何ナル方法ニヨルモ其ノ効果ヲ見ル能ハサル時ハ警察ノ援助ヲ得テ効果ヲ收メントス

以上ノ方策ニヨリテ既ニ實施シ又實施セントス

家庭トノ連絡

一、家庭訪問

1　一般的　毎年一度以上各受持ニ於テ家庭訪問ヲナス

2　特殊的　其他必要ニ應シテ常ニ家庭訪問ノ機會ヲ多クシ家庭連絡ヲ密接ナラシム

二、諸會合

1　父兄母姉會　毎年一回以上開催、學級全體、各學級、各部落

2　展覽會　毎年一回學校全體

3　學藝會、運動會　毎年一回以上、學校全體

三、通知簿ノ利用　從來實施シツヽアルモ利用少ナシ尙一層利用ヲナサントス

四、兒童成績品ノ家庭回覽　年三回

五、父兄ノ學級參觀　從來父兄ニ對シテ學級參觀ヲ希望セシカ其數極メテ少カリキ大正八年度ヨリ一學級コトニ一枚ノ參觀札ヲ造リ之ヲ各兒童ノ家庭ニ回送シ之ヲ受取リタルトキハ必ス父兄學校ニ出頭シ學級ヲ參觀シ敎育上ノ意見ヲ交換スルコト

要スルニ保護者トノ會合ノ機會ヲ多クシ眞面目ニ赤心ヲ披瀝シテ敎育上ノ意見ヲ交換シ父兄ハ學校ヲ學校ハ父兄ヲ了解シ共ニ敎育向上ニ努力スルニアリ

四、補習學校生徒出席督勵

計畫實施セントスルコト左ノ如シ

1　卒業生取調簿ノ整理ヲナスコト

2　小學校卒業式ニ於テ補習敎育ノ必要ト入學スヘキ義務アルコトヲ訓示スコト

3　補習學校開始前其父兄ヲ召集シテ其方針方法等ニツキテ懇談スルコト

4　敎授施設ヲ直觀的具體的地方化シテ趣味アラシム

5　巡回文庫、通俗圖書館ノ如キモノ又ハ娛樂機關ヲ設ケテ生徒ヲシテ樂シク出席スル樣ニス

6　受持訓導ノ出席督勵

7　生徒中ヨリ出席奬勵員ヲ選ヒテ缺席アルトキハ直チニ勸誘セシム

8　屢々幹部會ヲ開キテ出席方法又ハ發展ニ對スル意見ヲ交換セシム

9 青年會ト連絡シテ督勵
10 區長ニ出席勸誘ヲ依賴シ置キ若シ無屆缺席ヲナシ前法ニヨリテモ尙出席セサルトキハ依賴シテ出席ヲ勸誘
11 學務委員ト連絡シテ
12 各部ノ出席歩合比較ヲ公會場其他ニ公示ス
13 貧困生徒ニ對シテハ敎科書ヲ貸與ス
14 出席佳良ナル部落ニ對シテハ賞與スルコト
15 精勤ナル生徒ニ對シテハ學則ノ通リ賞與ス
16 結果ヲ父兄ニ通告シテ父兄ニ出席ヲ促サシム
以上ノ方策ハ實施ナシツヽアルコト少ナシ今後着々トシテ出席向上ヲハカラントス

家庭トノ連絡
1 生徒父兄會ノ開催
2 成績品展覽會
3 品評會開催

四、敎授上ノ注意數件
1 敎授細目 來學年度ヨリ敎科書ヘ挿入スル方法ヲトラントス而シテ敎材ノ參考資料ハ凡テ記入シ挿入セシム經過ヲ記入スル欄ヲ設ケテ運用ノ道ヲハカル
2 學習帳ノ整理統一
1 敎授ノ徹底ハ學習帳ノ整頓與リテ大ナル力アリ學習帳ヲ統一シ置キ記載方法ニツキテ充分指導ヲ與ヘ結果ヲ時々檢閱ス檢閱ハ御指示ノ通リ數名ノ敎員集リテ互ニ岡目的批評シナカラ誤所缺點ヲ指摘ス
2 其ノ結果ニヨリテ敎授ノ考慮ヲナスヘシ
3 美術科ノ成績向上
敎授法ヲ攻究結果ノ考慮劣等生ノ指導ニヨリテ益々向上ヲ圖ラントス
4 其ノ他敎授ノ御批評ニ就キテハ大ニ努力ヲナサントス

右

山本視學在職期間短かりしが其の間郡立農蠶學校の解決、圖書館の設立、補習敎育、通俗社會敎育の振興等の事業見るべきもの多かりし其は載せて別項にあるを以てこゝに說かず次で岩田幸三郎郡視學に任せられしも在職數ケ月不幸にして病死せるを以て岩本隆美之に代れり氏は體育の發達を圖り婦人の覺醒を促し敎員優遇の途を講ずる等着々郡敎育の振興を期せしも亦在職僅かに二ケ年にして大正十一年四月庄田五一郎代りて郡視學となり以て現時に及ぶ

最近の教育思潮

前期に於て全盛を極めたるヘルバルト學派も漸く反動期に入り兒童を受動的に取扱ふ軟教育なりと斥けられ自動主義、自學主義、創造主義、自由主義を重んずる聲教育界に昂り來りヘルバルト派の若干問答によりて兒童能力を開發せしめ得ると云ふ教授法に反抗せんとする氣勢滔々として教育界を風靡せり

實驗教育　自然科學の發達に伴ひ實驗に依るに非らざる臆説及常識上の判斷は權威を失ふ如く教育學に於ても兒童心理の研究に實驗を基礎とし智能の測定個性の研究低能兒病的兒童の取扱にも實驗上より測量檢査を試むるに至りて根基ある教育を施さんとする實驗教育なるもの稍注意せらる

社會に立脚せる教育　兒童の個性に顧みて社會上の地位に應じて之に適合せる教育を施さんとするものにして公民としての精神智識技能を授け社會に出でゝ活動し得る素地を作るの要ありとなし大に社會的方面を考慮し來り荐りに公民科必要を云爲さるゝに至れり

個人的教育　兒童の身體に重大なる意味を含ましめ之が充分の發達を遂げしむれば心性も自から向上するものにして學校衞生に注意し競技運動を奬勵し其の個性によりて適切の教育を施すにあらざれば完全なる方法と稱し難しとて大に此の方面に力を加ふるに及べり

藝術教育　産業發達し物質的文明を憧憬するの反面に高尚なる趣味嗜好乾燥缺乏するに至りては人格を劣らしめ社會を野卑ならしむる恐ありとし之を防がんが爲めに茲に藝術教育の必要高唱され次第に流行するに及べり

教育は最早注入にあらず強制にあらず受納にあらず其の個性に應じて自ら學び自ら解決し創造し作業するによりて成るべく大なる發展をなさしめんとする所謂動的教育は殆ど人口に膾炙せり

6私塾

森田塾　幕末の頃より郡内の學風大に勃興し碩學鴻儒の私塾を經營して人材を養成せるもの二三に止まらざりき荒見に於ける森田塾の如き最も有名にして該博なる先生の學風を慕ひ笈を負ふて隨ひ遊ぶもの常に門に滿てりと云ふ先生の諸生を教授するや先づ編法章法を推明し後句法字義に及ぶ譬諭縦横に論疏して闡解甚だ努むる故を以て諸生一章を終らば悉く徹底せりと云ふ先生の荒見に身を寄せしは慶應二年六月にして病歿は明治元年七月なれば其間僅々二年餘に過ぎず其諸生教養の任に當りしも亦此以内と見ざるべからず先生歿して其の配無弦女史遺志を紹き明治九年に至る迄此の地に留りて生徒に書を授けたれば所謂森田塾に學びしといふものは多くは此女史の手にかゝりしなり女史明治九年男司馬太郎と共に安樂川竹中氏に轉じ止る十餘年專ら弟子を集め讀書を授けたり卽

ち前後二十年の久しきに亙り諄々敎へて倦まざりしを以て郡内薫陶を受けしもの甚だ多かりしは云ふを要せざるなり後年社會に活動せる人材に此門より出でしもの郡内に廣く甚布せるに徴するも本郡敎育界に大貢獻をなせる其功沒すべからざるなり其他粉河の猛山學校中尾靖軒の奚疑塾等最も名高く僧侶の學識あるもの亦一地方の子弟を敎養して其の生徒五六十人に達するものありしがこれ等は悉く載すに難ければ左に經營の最も大なりし猛山校のみを記せん

猛山學校　猛山學校は初め猛山學舍と稱せしものにして本郡内明治初年に於ける私塾の白眉たり明治十一年の頃當代の名士兒玉仲兒によりて創設せられ山東直紙陸奥宗光等の後援たり仲兒二十七八歳の頃病を得て大藏省記錄局主任の職を辭し鄉里に歸赴するや活動性に富める氏の性格は須臾も手を束ねて無爲なるを許さず深く將來の趨勢を考へ今にして人材を養成し文化敎育の魁を爲すも亦人生意義なきに非らずと思ひ私財を投じて粉河に猛山學舍を起し漢學者堺張甫を東京より招聘して學頭となし藤堂天野等の敎師を招き自らも敎授の一部を擔當し兼ねて學舍經營の任に當れり固より如上の抱負の下に生れし塾黌のことなれば授業料を徴收するなく遠隔の子弟の爲に特に寄宿舍制を設けて其の便を圖れり粉河寺境内普門院を以て本校に宛て寄宿寮を四條院及吉條院に設けたり敎科書としては專ら漢書により日本外史、十八史略、元明史略、唐宋八家文、春秋左氏傳四書五經、資治通鑑の類を採れるが山内の僧侶は勿論附近豪家のもの大抵就學せしと云ふ千田軍之助、津田立一、岸上正作、林元貞等最も顯る仲兒姉ゆき女（猛山醫院主三田村氏に嫁せしもの）の通學は特に異彩を放てりと云ふ仲兒嘗て讀賣紙上に女權擴張を論せることあり其の論ずる所從來の女性は皆儒者七去三從の敎育を受け因習の久しき男子に服從するを以て美德とせられし結果發奮を缺き卑屈に流るゝの弊を矯め之が覺醒を促し大に女權を擴張せざるべからずと當時幕府の名殘漸く淡れ行けども官權の壓迫依然として甚だしく民智未だ荒寥たる際此の奇矯の言をなす蓋空谷の跫音たりしなり最近に至り婦人問題の喧りに研究せられ女子の覺醒亦盛に唱道さる惟ふに半世紀も先に此に着眼し大聲疾呼女權の伸張を叫ぶ仲兒もと陸奥宗光の歐化主義の感化を受けて然りしと雖も着想奇拔凡庸の徒の企及すべからざる所亦偉なりと云ふべし左の一節は讀賣紙上に掲げたる氏會心の作女權擴張論の冒頭なり

「一時しも文運隆盛の御世のめぐみは流れ布き萬事改良なる中に最も新規に驚くは男女同等同權の眞の理にして片よらぬ純粹無雜の名義あり」云々

仲兒後に縣會議員となり續て議長となるや東奔西走席暖なるを得ず從て敎育に

專念なるを許さず折角の事業も後繼者を得る能はずして遂に經營すること僅かに數年にして廢校するの止むなきに至れり而も後年河北地方人材多く輩出し多士濟々の觀ありしもの其の茲に負ふ所絕無にあらざりしなり

7郡立農蠶學校

農蠶學校は郡會の暗礁たりき當局其設置案を提出するや茲に恰も池水に爆彈を投下せる如く波瀾重疊を渦巻きて動搖せり蓋し當事者の大局より打算せる立案を多數議員の地方的感情に支配さるゝ意見とに若干の間隔あるは免れざるの狀態となり郡會は當局の一校設を裏切りて二校案を成立せしめ一は名手方面一は野上地方に設置あらんを要望せり曾川郡長直ちに二校設立案に同意を與へたれども河北方面位置問題に就きては其の中央部たる田中池田を適當と認め斷乎として其が遂行を期せり時偶々郡視學山本龍三新宮實業學校長に轉じ後任郡視學山本喜平新任早々專ら此が畫策に從ひ夜中同方面に出でゝ有志と折衝すること連續一ケ月に及べりと云ふ斯くて難產の觀ありし双兒は產婆役の勞を以て漸く產聲を揚ぐるに至れり然れどもどこまでも不幸なる双兒は生後僅かに數年にして夭折せり郡制廢止といふ大旋風の爲めに廢校の止むなきに至れるなり今左に其の顚末を說かん

那賀郡會會議錄

大正六年二月五日那賀郡會ヲ本郡役所ニ開ク

一、出席議員　二十九名

一、缺席議員　一名

一、那賀郡長午後一時十分開會ヲ宣告ス

一、議長本日ノ會議ヲ開ク旨ヲ宣告ス

一、議長ハ郡長ヨリ只今農蠶學校設置ニ關シ諮問出テタル旨ヲ宣告シ書記ヲシテ其ノ印刷物ヲ配付セシム

參照

諮問第一號

本郡ノ地勢ニ顧ミ人文ニ察シ農事ト蠶業ノ改良發達ヲ計策シ其根柢ヲ鞏固ニスルハ今日ノ喫緊事ナルヲ思ヒ子弟敎育ノ機關トシテ左記ノ方法ニ依リ其ノ經常臨時ノ費用ヲ辨シ郡立農蠶學校ヲ建設シ以テ國運發展ニ寄與スル所アラムトス

經常部

金參千四百五拾貳圓六拾錢

內

經常費

金七百圓
金六百圓
金貳千百五拾貳圓六拾錢
臨時部
金壹萬六千五百四拾七圓
內
金五千圓
金五千六百圓
金五千九百四拾七圓
大正六年二月五日

和歌山縣那賀郡長　皆川錞彦

一、郡長諮問案ニ付說明ス其ノ要領左ノ如シ
本郡ハ農村ニ富メル部落多キヲ以テ農家ノ子弟ハ農業ノ智識ヲ注入セラレ之ヲ消化スルノ頭ヲ作ルコトハ最モ緊急ノコト、認ムルヲ以テ各位ノ內ヨリ六名ノ諸氏ト私ト共ニ昨年香川縣下ニ於テ實業學校ヲ視察シ傍此ノ種ノ學校ヲ新築スルハ最モ必要ナルコト、考ヘ郡內便利ナル場所ニ此ノ種ノ學校ヲ新築セント欲ス而シテ別紙豫算ノ數字上ヨリ打算シ本件設立ハ別ニ重

授業料其他雜收入
經常費縣國庫補助金
町村分賦額

校地建築及設備費

臨時費縣國庫補助金
特別會計ヨリ繰入
町村分賦額

負擔ノ嫌モナケレハ此ノ必要ニ迫ル結果トシテ本案ヲ提出シタル所以ナリ

一、議長　本日ハ之ニテ散會スヘシ時ニ午後二時五十分

那賀郡會議長　林　良太郎
那賀郡會議員　上　精二郎
同　上堀　直朝

大正六年二月十日ノ會議

一、出席議員　二十九名

一、缺席議員　一　名

一、議長　午後二時本日ノ會議ヲ開ク旨ヲ宣告ス

一、二十四番山地龜一郎君　日程變更ニ付緊急動議ヲ提出ス開會第一日ニ郡長ヨリ提案セラレタル諮問第一號ニ付答申書ヲ議決セラレタシ之ニハ數名ノ贊成アリ

一、議長　採決ス

諮問第一號ニ付答申書ヲ議決スルコトニ贊成者ハ起立スヘシ

多數起立シ日程ヲ變更シ諮問第一號ニ付答申書ヲ決議スルコトニ可決確定ス

一、議長　議案第一號ヲ議題トシ答申書ヲ議決スルコト、スル旨ヲ宣告ス

一、十七番柑本政太郎君　曩ニ郡長殿ヨリ本會ニ提出セラレタル諮問ノ御意見ハ本郡農事ノ改良進歩ヲ計ラムニハ補助政策其他種々ナル方法ノ下ニ改良ヲ計畫シタルモ從來ノ慣手段ニテハ到底豫定ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ諮問ノ通農蠶學校ヲ設置シ以テ豫定ノ目的ヲ達シタキ考ナルナラムト冒頭ヲ置キ左ノ意見ヲ陳述セリ

二校ヲ建設スルコト、シ其位置ハ一校ヲ名手地方一校ヲ野上地方ト定メ用地及建築費其他ニ設立費一切ノ內國及縣ノ補助金ヲ控除シタル殘額ヲ設立町村ノ寄附ニ依リテ支辨セラレムコトヲ望ム

一、二十四番山地龜一郎君　二十五番偉士大俊亮君　二十七番赤松平吉君ハ十七番柑本政太郎君ノ答申案ニ贊成ス

一、議長　採決ス

十七番柑本政太郎君ノ答申案ニ贊成者ハ起立スヘシ

多數起立十七番ノ意見可決確定ス

一、議長　答申文ノ作製ハ議長ニ一任セラレタシ

滿場異議ナク議長答申書ヲ左ノ如ク作製朗讀セリ

滿場異議ナシ

答申書

諮問第一號農蠶學校設置ニ關スル御諮問ニ對シ左ノ通本會ニ於テ決議致候條此段答申候也

大正二年六月十日

那賀郡會議長　林　良太郎

那賀郡長　皆川錞彥殿

一二校ヲ建設スルコト、シ其位置ハ一校ヲ名手地方一校ヲ野上地方ト定メ用地及建築費其他設立費一切ノ內、國及縣ノ補助金ヲ控除シタル殘額ヲ設立町村ノ寄附ニ依リテ支辨セラレムコトヲ望ム

下略

議案第五號（第二追加）

大正六年度和歌山縣那賀郡歲入歲出追加豫算

歲　入

經常部

第一款　各町村分賦額　金四千百貳拾四圓貳拾四錢

第一項　各町村分賦額　金四千百貳拾四圓貳拾四錢
第二款　雜　收　入　金壹千參百五拾貳圓
第一項　物品賣却代　金四百七拾貳圓
第二項　授　業　料　金八百八拾圓
經常部合計金五千四百七拾六圓貳拾四錢
臨　時　部
第三款　縣　補　助　金　金九千七百五拾圓
第二項　農蠶學校補助金　金九千七百五拾圓
第四款　寄　附　金　金貳萬壹千五百貳拾四圓五拾錢
第二項　第一農蠶學校費寄附金　金壹萬壹千參百四拾七圓
第三項　第二農蠶學校費寄附金　金壹萬壹百七拾七圓五拾錢
第五款　國庫補助金　金壹千百圓
第一項　農蠶學校補助金　金壹千百圓
臨時部合計金參萬貳千參百七拾四圓五拾錢
歲入總計金參萬七千八百五拾圓七拾四錢

歲　出
經　常　部
第二款　教　育　費　金六千四百貳拾六圓貳拾四錢
第三項　第一農蠶學校費　金參千貳百貳拾八圓四拾貳錢
第四項　第二農蠶學校費　金參千百九拾七圓八拾貳錢
經常部合計金六千四百貳拾六圓貳拾四錢
臨　時　部
第四款　農蠶學校費　金參萬壹千四百貳拾四圓五拾錢
第一項　第一農蠶學校建築及設備費　金壹萬六千五百四拾七圓
第二項　第二農蠶學校建築及設備費　金壹萬四千八百七拾七圓五拾錢
臨時部合計金參萬七千八百五拾圓七拾四錢
歲出總計金參萬七千八百五拾圓七拾四錢

大正六年二月十五日提出

和歌山縣那賀郡長　岩川錞彥

大正六年二月十五日會議
一、出席議員　貳拾八名
一、缺席議員　二　名
一、議長　午後二時四十五分本日ノ會議ヲ開ク旨ヲ宣告ス
一、議長　本日ノ會議錄署名者ニ味村正太郎君山地龜一郎君ヲ指名シタルニ

濱場異議ナク且本人等ノ承諾ヲ得タリ

一、議長　郡長ヨリ送付ノ公文ヲ朗讀セシメ議案ヲ配布セリ

一、議長　第五號議案歳入歳出全部ノ第一讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

一、議長　林良太郎君本案ニ付意見ヲ有セラル、旨ヲ陳述シ議席ニ着ク仍テ副議長稻垣正博君代テ議長トナル

一、郡長　皆川錞彦君乙種農蠶學校設立案タル本案ニ對シ說明ス其要領左ノ如シ

曩ニ郡當局ハ我郡ノ地勢ニ鑑ミ人文ニ察シ將來郡ノ蠶業ト農事ノ改良ヲ圖リ進歩ヲ計畫スルカ爲ニハ是非此際本郡内ニ郡立農蠶學校ヲ設立スルノ必要ヲ認メ之ヲ郡會ニ諮問シタルニ幸多數ノ諸君ハ其ノ必要ナルコトヲ認メラレタルハ郡當局トシテ極メテ滿足トスル處ナリ尤モ郡當局ハ一校ニ付諮問シタルカ郡會ハ之ヲ條件付二校トシテ答申セラレタリ當局ヲ以テ見レハ一校可ナリ二校亦不可ナラスナリ否寧ロ臨時費寄附アルニ於テハ二校益々可ナリトノ見地ヲ以テ當時言明シタルカ如ク郡會ノ多數諸君ノ意見ヲ容レテ二校案ニツキ之ヲ參事會ノ議ニ附シタルモ不幸ニシテ參事會ニ於テ二名ニ對スル三名ハ一校說ニシテ二校ヲ不可トスルノ意見ナリ故ニ小官ハ茲ニ參事會カ意見ヲ異ニセル點ヲ示シテ提案スルノ止ムヲ得サルニ到リタル所以ナリ換言セハ本會答申ノ次第ニヨリテ其臨時費ハ縣及國庫ノ補助金ニ附スノ外之ヲ設立地方ノ寄附ニ俟ツコト、シ經常費ハ之ヲ汎ク郡費ノ支辨トシテ二ツノ農蠶學校ヲ創設スルノ案ヲ茲ニ附議スルモノナリ尤モ設置スルノ地方ニ就テハ答申書ニ希望アルモ之ハ法令上郡令ノ權限ヲ超越シ居レハ遺憾ナカラ直チニ之ヲ採用スルコトヲ計ラレス郡ハ豫算編成ニ應シテ充分ニ愼重ニ詳細ニ研究シ調査シタル上之レカ候補地ヲ定ムルノ意志ニアリ各位ハ此意ヲ諒トシテ協贊セラレンコトヲ切ニ希望スルモノナリ

一、參與員山本龍三君　農蠶學校設置ニ關スル諸問ニ對シ諸君ハ學校設置ニツキテ誰一人反對セラルヽ方ナク一校說二校說三校說等出テタル趣ニテ熱心ナル諸君ハ數日間徹宵愼重熟議ノ結果二校ヲ設置セラレントスルニ到リタルハ吾々理事者ニ於テ大ニ滿足トスル處ナリ然ルニ答申書ニ位置ヲ名手及野上地方ト限定シタルカ學校ノ位置ハ文部大臣ニ於テ決定スヘキモノニシテ郡會ニ於テ決議スヘキ事項ニ非ラス故ニ適當ト認ムル位置ヲ其筋ニ申請シタキ考ナルヲ以テ愼重審議ノ上可成二校案ヲ成立セラレンコトヲ望ムモノナリ

一、二十番谷澤熊之助君　最初當局ノ意見トシテハ一校ノ意味ヲ以テ諸問セ

ラレタルニモ不拘今多數ノ意見ニヨリ二校設立ヲ發案セシハ多數ノ壓迫ニ基クモノト見ルヲ以ラ本案ニ反對ス

一、七番林良太郎君　本案ニ就テハ最初當局ノ意見ト相合致シ居リシモノナリ故ニ乙種農蠶學校設立ハ是ト認メ最初ノ諮問案ノ意見タル一校說ニ贊成シ置キタルモ俄ニ二校ヲ設立スルコトニ發案セラレタリ今二校ヲ假ニ設立スルト仮ハ郡經濟上ヨリ考フル時ハ餘程愼重審議ヲ要スル問題ニシテ臨時費ヲ以テ建築費ヲ維持スルコトヲ得ルトノ咄モアリタルモ到底永遠ニ於ケル維持費ハ郡費ヨリ支ヘ得ヘキニアラス殊ニ本問題ニ關シテハ數日間紛亂ニ紛擾ヲ重ネ來リタルモノナレハ適當ノ位置ニ建設セラレサル曉ニハ實ニ悲シムヘキ現象ヲ呈シ郡ノ平和ヲ害スルハ勿論町村ノ行政マテ平和ヲ阻害スルニ到ルニアラスヤト思料スルヲ以テ可成本問題ハ一校トシ郡ノ平和ヲ保タレンコトヲ望ムモ郡會ノ形勢ハ一校說ノ成立スル見込ナシ故ニ適當ナル時機ノ來ルマテ延期スヘシ

以上ノ理由ニヨリ二校案ニ反對スル所以ナリ

一、二十四番山地龜一郎君　二校ヲ不適當トスルハ尤モ其當ヲ得ス一校ヨリ二校ヲ設立スルノ如キハ二校ヲ不適當トスルハ尤モ其當ヲ得ス一校ヨリ二校ヲ設立スルハ經費ハ多クナルコトハ言ヲ俟タサルモ之儻ニ一、二年ノ辛抱ニシテ必ス近キ將來ニ於テ縣立一校ヲ引直スコトヲ得ルモノト見テ差支ナカルヘシ

且又臨時費ノ如キハ問題トナラス相互ニ本問題ニ關シ將來ニ於テ奮勵努力セハ一校ハ只トナル譯ニテ加フルニ敎育上ノ見地ヨリスレハ二校ハ愚カ今更ニ一校ヲ增設スルモ差支ヘナカルヘシ

學校位置ノ如キハ必スシモ中央ニ置クヲ要セス多少一方ニ偏スルモ可ナリ何トナレハ假令便利ナル土地ニ設置スルモ一郡全體ノ生徒ヲ收容スル能ハス等シク一局中ニ限定スルモノトセハ寧ロ僻地ニ置クヲ可トス以上ノ理由ニ基キ經濟上ノ點ニ於テ敎育普及ノ上ニ於テ適當ナル案ト認ムルヲ以テ本案ニ贊成スルモノナリ

一、十一番脇田英三君　二校ヲ建設スルノ本案ニ贊成スルモノナリ而シテ其位置ハ河北河南トシ今ヨリ其部落ヲ決定セサルモノトス

一、七番林良太郎君　自分ノ本見ニ對シ二十四番議員ハ反駁ヲ試ムルニ經濟問題ヲ利用シ一校ハ近キ將來ニ於テ縣經濟ニ移ルトノ御意見ナルモ之レ甚タ冒險ナル意ニシテ左祖スルコト能ハサルナリ

一、二十四番山地龜一郎君　位置ハ文部大臣ノ指定ニヨルトノ事ナリシカ郡會ノ答申ニ重キヲオクヤ否ヤ此邊ノ說明ヲ望ム

一、參與山本龍三君　學校ノ位置ヲ郡會ニ定ムルコトハ郡會ノ權限外ニ渉ルヲ以テ其効果少キモノト認ム

一、四番二十二番、一番三十番議員ハ七番林良太郎君ノ本案否認說ニ贊成ス

一、二十五番、十五番、二十七番、二十八番ハ二十四番山地龜一郎君ト同意見ニシテ原案ニ贊成ス

一、三番上精二郎君　本案ハ本員ニ於テ中立ヲ守ルヘシ

一、參與山本龍三君　位置ヲ選定シテ當方ヨリ申請ヲナスモ文部大臣ニ於テ認可セサル場合アルヤモ知レス故ニ豫メ御了知アリタシ此邊篤ト誤解ナキヤウ望ム

一、十七番柑本政太郎君ハ二十四番ニ贊成スルト同時ニ此實業學校ハ四校位ヲ置クモ適當ナル論者アリ其理由ハ省キ現在ノ二校ヲ設立スルノ意見ハ最初寄附者顯レタル結果本案ハ生レタルモノト見ルヲ以テ此邊ハ理事者ニ於テモ御含ノ上其位置等ハ御決定シ置カレンコトヲ望ム

一、十九番羽端鹿助君　諸問案ニ對スル答申ノ意見ハ二校ニシテ其位置モ決定シアルモ位置問題ハ文部大臣ニ於テ決定セラルヽ問題ナリ而シテ學校ノ寄附ニ就テハ土地ノ寄附及建造物ノ寄附云々ハ之レ大ニ否認スルモノナリ我郡ハ如何ニ貧弱ナリト雖モ寄附ヲ目的トシテ學校ヲ設立スルカ如キハ大ニ考ヲ要スル所ナリ故ニ最初諸問ノ意見ノ如ク一校ヲ可トスルモノナリ

一、二十一番向林原良君　學校位置問題ニ付テハ郡會ノ權限ヲ超越セル云々トノ參與ノ說明アリタルモ學校ヲ論スルニハ其位置ト云フコトハ追隨スルモノト見ル學校ト位置問題トハ全然分離シ居ルモノナルヤ此邊ノ說明ヲ望ム

一、七番林良太郎君　只今二十一番ノ質問ニ對シ當局ヨリ明瞭ナル說明アルモ自分ヨリ意見ヲ述フヘシ諸問ニ對シ答申書ヲ提出スルハ妥當ナル位置ヲ決定スルハ理事者ノ權限ニ屬シ郡會ノ權限ニアラス

一、二十一番向林原良君　參與員ヨリ說明セラレンコトヲ望ム

一、參與山本龍三君　位置ニツキテノ希望ヲ陳フルハ差支ナキモ郡會ニテ何處ヘ置クヘシト決定スルハ不穩當ト認ム

一、二十一番向林原良君　文部大臣ノ認可ヲ得ル形式ニハ吾々ノ希望ヲ達セラル、樣申請アラムモ可成此希望ヲ達スルコトニ就テハ間違ナキ措置セラレムコトヲ望ムモノナリ

一、議長　採決ス

本案否認說ニ贊成者起立ヲ命シタルニ八名起立

本案賛成者起立ヲ命シタルニ起立十九名

原案賛成者多數ニツキ可決ス

此時副議長稻垣正博君議席ニツキ林議長代ツテ議長席ニ着ク

一、議長　第五號歲入歲出全部ノ第二讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

一、二十四番、二十五番、八番ハ原案ニ賛成ス

一、議長　採決ス

原案ニ賛成者起立ヲ命シタルニ起立十八名ニシテ多數ヲ以テ原案可決ス

一、議長　第五號案全部ノ第三讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

一、八番、十七番ハ原案ニ賛成ス

一、議長　採決ス

原案ニ賛成者起立ヲ命シタルニ起立十九名多數ニ付原案可決確定ス

一、議長　第一號議案歲入第二讀會ヲ開ク旨ヲ宣告ス

併セテ第二讀會ヲ以テ確定議トス異議ナキヤ

滿場異議ナシ

一、二十四番山地龜一郎君　本案歲出ニ於テ增額シタル分ハ分賦金ニ增額スルコトヲ理事者ニ一任シ原案ニ賛成ス

一、十七番、十五番ハ二十四番說ニ賛成ス

一、議長　採決ス

滿場異議ナシ原案可決確定ス

一、議長　第四號議案ヲ議題トス

但單會ヲ以テ確定議トス異議ナキヤ　滿場異議ナシ

一、參與岡本甲子太郎君　本案ニツキ說明スル所アリ

一、議長　採決ス

滿場異議ナシ原案可決確定ス

一、議長　第三號議案ヲ議題トス

但單會ヲ以テ確定議トス異議ナキヤ　滿場異議ナシ

一、參與山本龍三君　本案ノ說明ヲナシ二十四番ノ本案ヲ否認シ十三番議員之ヲ反駁シ更ニ參與山本龍三君ノ說明等アリ二十九番議員ノ意志發表等アリタルモ結局原案賛成者多數ナリ

一、議長　採決ス

滿場異議ナク原案ヲ可決確定セリ

一、議長　第二號案ヲ議題トス

但單會可決異議ナキヤ　滿場異議ナシ

一、議長　採決
　滿場異議ナク原案可決確定ス
一、議長　議案議了ヲ告ケ郡長ニ挨拶スル所アリタリ
一、那賀郡長皆川錞彥君　郡當局トシテ一條ノ挨拶ヲナシ數日ニ渉ル議員諸氏ノ勞ヲ謝シ閉會ヲ宣告ス
　于時午後四時

農蠶學校設置認可申請

本郡ハ縣下農產ノ宗タル米麥生繭柑橘等ノ產額ニ於テ最モ重要ナル地位ヲ占メ本郡農事ノ改良發達ハ縣下ノ斯業ニ影響スル所少シトセス近時農民ノ自發ニヨリ進步ノ跡見ルヘキモノアリト雖モ農業敎育ニ關スル機關ハ未タ備ラス爲ニ農民ノ子弟ヲシテ適當ナル敎育ヲ受ケ時勢ノ進步ニ隨伴セシムルコト能ハサルノ慨アリ一方中學校ニ入學セントスル者ハ年々激增スルモ志望ヲ達スル者ハ大凡其三分ノ一ニ過キス其業ヲ終フル者ニシテ自家ニ歸耘スル者ハ耕耘ニ拙ニ鋤犁ヲ好マサルノ風アリサレハ中小農ノ子弟ヲシテ簡易ナル方法ニヨリ斯業ニ必須ナル知識技能ヲ修得セシムルハ刻下喫緊ノ施設タルヲ認メ大正六年度ニ於テ郡內南北ノ兩地方ニ各乙種程度ノ一實業學校ヲ設置致度而シテ其北方ニ設置セントスルモノニアリテハ郡內粉河町ニ高等女學校アリテ實科敎育ヲモ施スト雖モ其南方ノ者ニアリテハ女子敎育ノ機關ヲ缺クカ故ニ特ニ女子部ヲ設置シ農村ニ適スル簡易ナル女子敎育ノ設備ヲ講シ度今地ヲ相スルノ便ニ依リ先南方ニ於ケル一校ニ付御認可相成度之ヲ稱シテ第二ト云フハ北方カ郡內ノ主要ノ地タルヲ以テ之ヲ第一ト稱センカ爲ニ有之候則別紙必要事項ヲ具シ此段申請候也

大正六年三月二十二日

和歌山縣那賀郡長　皆川錞彥

文部大臣　岡田良平殿

照會

大正六年四月二十五日

內務部長

那賀郡長殿

貴郡立第二農蠶學校設置認可申請ニ關シ左記事項取調方文部省ヨリ照會有之候條御回報相成度

候也

記

一、豫算面ニ於ケル縣竝ニ國庫補助金ヲ得ラレサル場合ニ於ケル塡充方法
一、將來增徵シ得ヘキ町村分賦見込額
一、本校設置ニ關スル詳細ナル郡會議事錄寫
一、聘用セントスル教員ノ略歷
一、最近三ケ年間ニ於ケル郡內尋常小學校卒業者數及實業補習學校中學校及其他ノ中等程度ノ學校ニ入學セル者ノ數
一、男女同一ノ學級ニ於テ授業スルハ生徒監督上不可然儀ト被認ニ付教室ヲ分チ授業スルヤウ致度其設備ハ如何ニスル見込ナリヤ

回答

大正六年五月二日

那賀郡長　皆川錞憲

內務部長殿

四月二十五日付學第一四三七號ノ三ヲ以テ御照會相成候第二農蠶學校ニ關スル取調事項左記及回答候也

記

一、豫算面ニ於ケル縣及國庫補助金ヲ得ラレサル場合ニ於ケル塡充方法

豫定ノ補助金ヲ得ラレサル場合ハ其不足額ハ郡費ヲ以テ補塡セントス

二、將來增徵シ得ヘキ町村分賦見込額

大正六年度各町村分賦額金壹萬九千參百七拾壹圓九錢直接國稅府縣稅徵收額參拾八萬五千參百貳拾九圓參拾錢此壹圓ニ付五錢〇厘二七一五ニ當ル將來壹圓ニ付七錢五厘位迄增徵シ得ヘキ見込ナリ而シテ本年度歲出臨時費各款補助費ニ於テ八千五百貳拾圓ヲ計上シアルモ事業ノ完成ト共ニ來年度ヨリ多少減額シ得ヘキヲ以テ郡財政上餘裕ヲ生スル見込ナリ

三、本校設置ニ關スル郡會議事錄寫別紙ノ通リ

四、聘用セントスル教員ノ略歷

農業教員養成所卒業生　二名
蠶絲專門學校卒業生　一名
小學校本科正教員　一名
私立東京裁縫女學校高等師範科卒業生　一名

五、最近三ケ年間ニ於ケル郡內尋常小學校卒業者數及實業補習學校中學校其他ノ中等程度ノ學校ニ入學セル者ノ數

イ、尋常科卒業者

大正三年度　男九百九十四名　女八百〇七名　計一千八百一名
大正四年度　男九百六十九名　女八百〇八名　計一千七百七十七名
大正五年度　男九百九十七名　女八百二十七名　計一千八百二十四名

ロ、實業補習學校入學者

大正三年度　男六百六十二名　女七名　計六百六十九名
大正四年度　男五百五十六名　女二十名　計五百七十六名
大正五年度　男五百八十三名　女二十三名　計六百六名

ハ、中學校入學志願者及入學者

但入學志願者及入學者ノ中ニハ尋常卒業者高等科第一學年高等科第二學年修了者ヲ含ム尋常科高等科ヨリ入學シタル者ノ歩合ハ各別ニ調査スルノ資料ナキモ約折半ノ見込ナリ

大正三年度　志願者　三百二十名　入學者　一百二十四名
大正四年度　志願者　三百三十一名　入學者　一百十九名
大正五年度　志願者　三百九十名　入學者　一百七十三名

ニ、甲種程度實業學校入學志願者及入學者

大正三年度　志願者　四十九名　入學者　二十七名
大正四年度　志願者　三十名　入學者　二十七名

大正五年度　志願者　四十五名　入學者　二十八名

ホ、乙種程度實業學校入學志願者ナシ

ヘ、高等女學校入學志願者及入學者

大正三年度　志願者　一百二十一名　入學者　九十名
大正四年度　志願者　一百九十八名　入學者　一百二十一名
大正五年度　志願者　一百六十八名　入學者　一百二十六名

六、

イ、男女共學及生徒監督ニ關スル件

養蠶室ハ之ヲ普通教室ニ兼用シ得ル樣ノ設備トナシ養蠶期以外ニ於テハ之ヲ裁縫其他適當ノ教科ニ利用シ以テ男女各別ニ教授ヲ施サンコトヲ期ス若シ夫レ現在ノ設備ニシテ狹隘ヲ告クルニ至リタル時ハ相當增築スルノ計畫ナリ

ロ、運動場ハ別紙八號書圖面點線ノ通リ區劃ヲ設ケ男女ヲ區別ス

ハ、養蠶ノ實習ハ男女各別ニ組ヲ設ケ從事セシム但シ夜業ハ女子ニ課セス

ニ、農園實習教室內外ノ掃除等ハ男女各分擔區域ヲ定ム

ホ、生徒ニ通學區域ニヨリ男女別學友團ヲ設ケ團長ヲシテ途上風紀ノ取締ヲナサシム

ヘ、生徒ニシテ通學スルコト能ハスシテ寄宿ヲナス者アル時ハ學校ヨリ寄

宿スヘキ箇所ヲ指定ス

文部省和專四一號

大正六年三月二十七日村學第三二四號申請其郡立野上農蠶學校設置ノ件認可ス

大正六年七月十六日　和歌山縣那賀郡

文部大臣　岡田良平

郡立農蠶學校位置トシテ池田村ヲ適當ト認ムル理由

別紙文部大臣宛河北農蠶學校設置認可申請書經由進達願出候處其之ヲ池田村ニ設置スルニ就テハ特ニ具狀可致者有之卽添附ノ郡會議事錄寫ニ在ルカ如ク當初ノ郡會ニ於テ郡立農蠶學校設置ヲ決スルニ際シ河南ノ一ハ東野上村ニ河北ノ一ハ名手町ニ設置セン事ヲ希望シタルカ如ク之ハ郡會ノ決定スヘキ範圍ニ屬セサルカ故ニ郡當局ハ當時旣ニ明白ニ之ヲ辯難シ置ケリ是亦議事錄寫ニ明ナリ然ラハ郡會ノ希望セル名手町ハ果シテ適當ノ地位ナルカ深ク按スルニ此地ハ郡ノ紀ノ川筋ノ東端ニ位シテ戶數三二九戶人口僅ニ一千九百九十一人ノ小都邑ナリ隣接ノ村落ハ北ニ上名手、川原アリ西ニ狩宿アリ南ニ王子アリ又川ヲ隔テ、麻生津アリ數村ノ要巷タルカ如シト雖モ此隣接ノ村落ハ水田多カラス專ラ柑橘ノ生產ヲ以テ業トスルモノニシテ之ヲ以テ郡內河北農業ノ主要地ト目スルコトヲ得ス且此地ハ人口稍稀ニ或ハ日々ノ勞役ヲ以テ纔ニ炊爨ノ資ヲ得ルモノ少カラスサレハ此處ニ設置スルモ收容スヘキ生徒ヲ得ルノ困難憂慮ニ堪ヘサルモノアリ殊ニ名手町其他隣接町村ニ於テ數地トシテ指定セラレムル事ヲ望ムノ地ハ名手町中ノ東北端ヨリ郡ノ極東ニシテ四十八瀨川ト稱スル一溪流ヲ以テ隣郡伊都ト分ツアリ加之其地丘上ノ坦土ナルカ故ニ地味ハ極メテ瘠疲水利ノ便遠ク到底農耕ト養蠶トヲ授クルノ適地ニ非ス如此ハ一見以テ之ヲ覺ルヘク然ラハ農蠶學校設立ノ趣旨ニ反スルヤ明ナリ若シ強テ此地ニ建ツルコトヽセンカ地勢ノ關係ハ伊都郡隣接地ノ人ニ益スルノ多クシテ郡內多數ノ町村ハ之カ爲ニ益ヲ受クルコトハ極メテ鮮少ナルヘク反テ年々ノ資ヲ釀スルノ負荷アランノミ然ラハ是亦郡立經營ノ趣旨ニ反ス纔ツテ郡會決議當時ノ狀勢ヲ窺ハンカ當時議員ハ郡ニ於ケル他事業トノ關係其他選出區ニ對スル利害問題ニ伴フ一時ノ感情ニ驅ラレ水流ヲ逆上スルカ如クニシテ其希望ヲ述ヘタルノミ今日ニ於テハ其希望ニ贊成ヲ表シタル議員ト雖モ一時ノ盲動タリシコトヲ表意スルアリ否其當時ニ於テモ衷心ヨリシテ名手町ヲ相シテ此ニ置クコトヲ希望シタルモノト隣接地選出ノ四五議員ノミナリシナラムサレハ名手町ニ置カサルハ郡會多數ノ意ヲ無視スルニ非スシテ實ニ郡民多數ノ希望ニ

副フ所以ナリ乃郡ハ別ニ郡内ノミナラス縣下隨一トモ云フヘキ純農ノ一大村
池田村中央ノ地ヲ相シ此地ニ設置シ以テ認可ヲ乞フ蓋シ池田村ハ其位置本郡
紀ノ川北部地方ノ中央ニ位セル一大農村ニシテ戸數千五百十六戸、人口七千〇
七十人アリ村民皆農ヲ業トシ之ニ隣接セル田中、長田、上岩出、岩出、安樂川、龍門等
孰レモ郡内屈指ノ大村富邑ニシテ中農ノ者多ク住民ハ米麥作ト養蠶トヲ主業
トスルモノ十ノ九ヲ過キ本郡農家經濟ノ潤澤ト否トハ一ニ此地方ノ豐凶ニヨ
リテ支配セラル如此ノ狀況ナレハ將來此地方ニ斯種學校ヲ設置シテ健全ナル
農民ヲ養成スルノ要アル事當事者トシテ最モ痛切ニ感スル所ナリ而シテ其池
田村カ校地トシテ指定セラレンコトヲ希望スル所ヲ見ルニ土地開豁田園遠ク
開ケテ通風洵ニ宜シク且肥沃ニシテ最モ農耕ト養蠶トノ授業ヲナスニ適シ眞
ニ得カタキ好適地タリ生徒募集ノ容易ナル又言ヲ俟タス之ヲ夫ノ名手町ニ置
クニ比スルニ教育上其效果ヲ擧クルニ於テ同日ノ談ニ非ス若シ夫レ之ヲ郡治
行政ノ上ヨリ察センカ名手町ニ置カハ各町村負擔ノ關係ハ紛擾頻出寧日ナケ
ン而シテ之ヲ池田村ニ置クニ於テハ其位置ノ恰當ナル學校ハ益々好ク發展ヲ
遂クヘク郡民ハ欣喜シ其負擔ニ任シ郡治ノ圓滿ヲ害スルカ如キ斷シテ之有ル
コトナシ而シテ池田村竝ニ田中村カ其設置ヲ懇望スルノ狀アルノ一班ハソノ
村會ニ於テ寄附ノ議ヲ決セルニ畢竟一人ノ異見ナカリシニヨリテモ之ヲ察ス

ヘク以上ノ理由ヲ以テ郡ハ池田村ニ設置スルヲ最モ適當ナリト認メ茲ニ申請
セルモノニ有之同村ヘ設置方御認可相成度候樣御進達特ニ適當ノ御取計相成
度候
尙兩者ノ生産力、戸口、小學校兒童數等、比較表御參考ノ資料トシテ添附致置候

大正六年九月十日

和歌山縣知事　鹿子木小五郎殿

那賀郡長　皆川錞彥

戸口竝ニ小學校兒童數對照表

名手町附近　名手町、上名手村、川原村、麻生津村、王子村、狩宿村

小計戸數　二一九六　人口　一三五四五　小學兒童　二〇〇四

池田村附近　池田、田中、長田、上岩出、龍門、安樂川、岩出、粉河

小計戸數　六六五五　人口　三四五四一　小學兒童　五五三一

名手町附近　米　一二三六六石　麥　四四七二石

池田村附近　米　六七八八石　麥　一七〇九七石　繭　一七六六五斗　柑橘　一四四三九二貫

而して大正六年九月二十一日に至り河北農蠶學校設置の件も認可する所となり
茲に本郡内に於て二個の乙種實業學校を有することゝなれり野上農蠶學校は東
野上村大字動木に河北農蠶學校は池田村大字北大井に設置し一は八月一日より